

を助く。家康令を下して天下の遺書を求む。之より諸侯靡然として競うて學に嚮ひ、兵革の氣日に消ゆ。是れ兵器を集めて鎔解し、以て兵革の氣を銷さんとせる。秀吉の未だ曾つて知らざる所なり。而して藤原肅・林信勝等、皆宋儒性理の説を奉ぜしかば、鎌倉以來、武士の學たりし禪學、遂に廢つて、宋學之に代つて武士の學となる。

家康の法令、銷武の手段

文教已に漸く起らんとするや、家康また高野山に遷れたる細川幽齋を招きて

法令を質す。幽齋は足利義昭に従つて流離せる藤孝なり。和漢の文學に通じ、古典に明かに、武士の心に通じ、親しく足利氏の末路を見て、信長・秀吉の制度を實見せり。故に家康は彼によりて、王朝・鎌倉・信長・秀吉の法令制度を折衷參酌して、以て時務に應ずるを得たり。而して僧南光坊天海あり。傑犢の才を以てまた家康を助け、能く公卿・朝廷を制するの術を教ふ。故に家康は、此二人に於て、叔孫通と大江廣元を得たりき。斯くて家康が出したる法令の第一は、諸國の武家たる者は、賴朝以來代々公方の法式を守るべく、江戸より發する條目は、益々堅く守るべく、法度に背き上意に背く者は、諸侯之を掩蔽せず。諸侯の養ふ所の侍以下、若し反逆殺傷の罪ある時は、諸侯互にこれを容るゝを得ずと云ふにありき。彼自ら源家の正統と稱し、右大將以來の法令を守るべしと言ふ。彼が源家の正統たりや否や、知るべからず。然れども彼は精神に於ては、確かに賴朝の後胤たるものあり。彼は北人

慶長十六年四月十日の在京諸侯の誓詞

を以て天下を取り、北方によりて天下を制せんとし、平氏・藤氏の如く近く天皇に迫らずして、遠く天皇を控御せんとし、民政に注目して民心の上に其政府を立てんとし、士氣を勵まし、名節を磨かしめ、質素と、積威と、武斷の力によりて天下を経營せんとす。其手段の周密にして強硬、沈著にして厲刻なるは、鎌倉以來唯だ一人あるのみ。彼は更に南方諸侯が武備を以て相競ひ、城郭を修め大艦を造るを以て、統一に害ありとして之を禁じ、大艦巨舶を沒收しぬ（慶長十四年九月）。寺院の新建は天下の財を盡くして、禍亂を招くの恐あるを以て、之を禁じぬ。之より武家の法度を定め、文武弓馬の道を勵まし、群飲迭遊を禁じ、他國の侍を藏すを禁じ、新たに城隍を起すを禁じ、其修補も必ず認許を得べしとなし、新制を希へて徒黨するを禁じ、諸侯の私婚を禁じ、大名の江戸に勤仕するや、百萬石以下二十萬石以上は二十騎以上を引率すべからずとなし、幕府の特許を得ざるもの、著くべからざる衣服を定め、勤儉を勸め、さらに禁中方御條目十七箇條を作りて、天皇と將軍の關係公卿・寺院の守るべき法規を立て、また公武法制十八條を定めて、幕府・諸侯・朝廷の際を規定す。是れ日本ありて以來、最も明確にして體裁ある憲法にして、成文憲法は此に初まると云ふべきなり。固より是より以前に於て、聖徳太子の憲法十七條なきにあらずと雖も、是れ政治上の金言と官吏服務紀律のみ。眞に憲法と云ふべきものは實に此に始まる。

也、明白なるは世人用ひ可申、天地和合に、不應理は衆人不レ用レ之なり。新法能亂し民心離せば、可レ用レ古法一も、時に不レ應ば暫く止むべし。日本老中、若年寄、寺社奉行の三役可レ爲レ評定(第十八)之事。國中、人數相集候事、寺社奉行判物を以て可三呼出、寺社奉行判物無レ之時は勅命殿命成共、一人差出不レ申、古例を以て國中萬民を救ふべし、國中、人數相集候事、寺社奉行判物を以て可三呼出、寺社奉行判物無レ之時は勅命殿命成共、一日本國致支配、東叡山住職は今上皇御血脈を以、關東御下向可レ有レ之事。將軍在城の鬼門を守る故、御骨肉之君、佛法御修行御住職有レ之時は天下泰平、國家安全之基とする也、第十八之事。右十八條之趣、對レ君爲レ定日相立一候者、所レ奉レ恐也。雖レ然家勅命一今般武家政道、國家太平可レ致理之定目十八條、可レ被レ懸ニ震殿一候、是則奉レ應レ勅命一也、仍如レ件。元和元乙卯年八月

家 康 在 列

徳川時代の憲法

此の憲法に依つて、天皇・公卿と幕府の關係も規定せられ、姓氏・族籍・世祿の制は定められ、武人は朝廷に仕へざるものと定められ、年號・天皇・皇族・貴族の服制は定められ、三公以下の命令に違ふ者の、刑罰は定められ、罪の輕重は別に法律によるべきを定められ、僧官の制も定められ、武門は直ちに朝廷と交渉すべからざるものと定められたり。而して天皇は、其統治の權は、一切之を將軍に一任すとなし、政道は奏聞を俟たず、獨斷すべきものとなし、天下の政事は、奉行の名を以てし、勅命と雖も奉行の判なきは從はずとなし、天下若し禍亂あらば其罪將軍に歸すべきものとなし、一種變制の責任政治を規定したり。是れ實に藤原氏の夢にだも知らざる所、頼朝の斷ずる能はざる所、尊氏・秀吉の曾て聞かざる所、日本ありて以來の一新制度なり。而して前十七條は家康關白二條昭實と連署して之を定めて、以て公武合意に出づるの式を示し、次の十八條は家康の名を以て定め、欽定に出づと爲す。此の如くして英國の憲法なるものが、帝王と貴族の争闘中に成りしが如く日本の憲法も、

亦武將の勢力中より湧き來りぬ。日本國民は決して無憲法の國民にてはあらざりしなり。

家康の一統政略、其の功過

蓋し家康が信長・秀吉に勝る所は其意志の堅牢なるにあり。此意志や發して組織的能力となる。彼等は進撃膨脹すると共に、其立脚の地は甚だ危険なるものありき。家康に至つては然らず。如何なる場合も手綱を放たず、進取すると共に把握を怠らず。一郡を取れば一郡を組織し、一國を取れば一國を組織し、其旗下數萬の士をして、些の異志なき一大團體たらしめたり、今や彼は日本全國を征服したるが故に、此に國家的組織を興へぬ。貴族公卿は、已に憲法の爲に制御せられぬ。山林の英雄、天下の浪士は、法律の爲に天地の間に踞踏するに至りぬ。諸侯は譜第恩顧の士、親藩、宗族を星羅棋布して、以て要衝に當らしむるの制度によりて、其手足を制せられぬ。數十萬石の領主も譜第にあらざれば一毫隊を中央の政治に容る、能はざるの制度によりて制せられぬ。内にあつて政治に參する譜第は、また其權餘あつて其祿少き制度の爲に制せられ、外にあつて諸侯たる譜第は、また精銳無比なる數萬騎の麾下の爲に制せられぬ。此の如く内外輕重の勢によりて相制せしむるがため、假令新たに事を起さんとするものもあるも、其機會なきに窮しぬ。故に機才勇武の士も、非計を企て、身を過るものなし。大久保忠鄰は百戰の武功あり。盛名幕府に振ひ、權勢飛鳥を落さんとす。併かも本多正信等にて中てられて、家康に疎んぜられ、遂に其領邑近江の中村に隱遷して出でず。井伊

世に云ふ大久保忠鄰、石見守と稱す。巧思ありて全圖の金銀山を領せしより、金銀盛に

十六年五月、和蘭人に其の砲術を試ましむ。寛永十七年正月、持弓頭松平直次の同心衣服美に過ぐむ。旗下の土加藤某の家、美に過ぐるを以て之を毀たしむ。十七年阿媽より渡來の船船内乗員七十四人中六十一人を梟首し醫者及船子共十三人を許し十七年中江藤樹王陽明全書を得て、初めて陽明學を唱ふ。時に三十三歳。

十六年五月、和蘭人に其の砲術を試ましむ。寛永十七年正月、持弓頭松平直次の同心衣服美に過ぐむ。旗下の土加藤某の家、美に過ぐるを以て之を毀たしむ。十七年阿媽より渡來の船船内乗員七十四人中六十一人を梟首し醫者及船子共十三人を許し十七年中江藤樹王陽明全書を得て、初めて陽明學を唱ふ。時に三十三歳。

徳川氏の盛世 耶蘇教徒の大迫害、島原の教徒兵を擧ぐ

ず、後水尾上皇此機に乗じ兵を擧げんとす。家光之を聞き寛永十一年七月諸道の兵三十五萬人を起し、伊達政宗を先鋒として上洛し、天皇に謁し、銀十二萬枚を京都の市民に散與し、其他皇室・公卿に贈與する所甚だ多く、翌閏七月後水尾上皇の御料に七千石を加増して二萬石とす。上皇意を更へてまた徳川氏を撃つを企てず。之より先寛永十年皇子紹仁生る。後寛永二十年に至り、明正帝に代り立つて帝となる。之を後光明天皇とす。

耶蘇教徒の大迫害、島原の教徒兵を擧ぐ

然れども此時、皇室よりも、諸侯よりも、敢爲大膽恐るべき一大勢力ありき。耶蘇教會是れなり。彼等は秀吉の迫害を蒙りて、猶ほ衰頹せず。家康の酷遇を受けて益々盛んに、今や日本全國に蔓延して、大諸侯中之に加はるもの少なからず。彼等は無情にして深刻なる家康より、磔殺・火刑・鋸刑・水刑の苦を受け、其宗教を改めずんば、諸侯に仕ふるを禁ぜられたれば、其弱きものは、山野に隠れて餓死し、其智なるものは聖母マリアの像を掩ふに、鬼子母神の像を以てして、市井に隠れ、或は靈驗著しき荒神と稱して、基督の像を村社に封じて跡を隠すあり。其強き者は、多く關ヶ原・大阪陣に加つて敗亡し、高山右近等の徒はフキリン島に逃る。然も其勢衰へずして益々盛んに、刀鋸水火も以て之を屈する能はず。徳川の旗下また之を信するもの少なからざるに至りぬ。初め秀吉は無識なる葡萄牙の水夫が我教の到る所即ち政權も達すと云へるを聞き、耶蘇

教を侵略の具と信じて之を禁止せしに、家康の時に至つては已に荷蘭人、英人來つて葡萄牙と貿易の利を争ふあり、歐洲にあつては新舊二教の争鬪其沸騰點に達したる時なりしかば、新教國民たる彼等は、直ちに家康に告ぐるに、舊教國民の禍心・野望・宗教を掠奪の具とするを告げ、自ら基督聖母の像を陥み、十字架を折つて其徒にあらざるを示ししかば、家康耶蘇教を排するの心は、益々甚しく、あらゆる手段を盡くして之を苦しめ、あらゆる所につきて之を殺ししが、家光に至つては弟を殺し親臣を自殺せしむる深刻の心を以て、法を執ること益々甚しく、初より刑殺する所二十五萬人に至る。併も苦節其志を改めず、刑卒・獄吏をして、其志を翻して信徒たらしむるに至る。豊後の一婦人は懷妊中に夫と共に火刑に處せられ、秋田の佐竹の家臣四十餘人執へらるゝや、其の一人河合の子は十三歳にして、自ら十五歳と稱して遂に共に火刑に就けり。陸奥の福永某は數俵の井中に倒懸せらるること三下にして死せり。死するに臨んで猶ほ泰然として曰く、死は憾むに足らず、憾むらしくは將軍と日本國民とをして、耶蘇を知らしめざるにありと。豊後大友の家臣にして親しく主命によりて、羅馬に使せる中浦某は、七十の老體を以て湊中に倒懸せらるゝ七日にして死せり。葡萄牙の宣教師サンセザスチヤン、グイレラ執らへられて火刑に處せられんとするや、耶蘇教の大意を論じて之を將軍家光に示す。家光之を讀みて、靈魂不滅の論に至り、懼然として恐れ、彼等は眞に其教を傳ふるの外

徳川氏の盛世 耶蘇教徒の大迫害、島原の教徒兵を擧ぐ

寛永七年十一月板倉重政卒して重次つぐ。

甚兵衛は、小西の苗臣なり。寛永十八年幕府殿中の風流節を禁ず。六月巡檢使を諸國に發す。十二月内藤正次を殺す。其主を殺すを以て、江戸市中を引上りて、十日の間に、人をして竹藪を以て、其首を斬らしめ、其受たりしもの、兄弟妻等皆殺せらる。十九年、此年、農夫の食物には雜穀

を交へ、多く米を食らざらしめ、豆腐菓子等、背穀を消滅するもの、草は本田畑に作らざらしめ、新田に作らざらしめ、獨身の農夫、病むときは町邑共同して耕作を助け、農夫の衣服は紫色紅梅に染むるを禁じ、其他の色も紋采を用ふる能はず。納袖木綿を用ひ、以上を用ふる能はず。永代賣買を禁ず。寛永二十年十月僧天海寂す。同年十月明正天皇之位を其弟に譲る。之を後光明天皇とす。正保元年十二月明正の總督水師總兵右都督龍芝兵三千を借り甲二百を買ひ、清を助がんことを乞ふ。許さず。正保三年明の陸武王、黃徵明をして、援兵を乞はしむ。豊明清兵に執られ、其下黄方謹陳

織川氏の盛世 島原亂徒の敗北、信仰試驗の酷刑

他意あらざるべしと云ふに至りしが、左右の慇懃によりて遂にグイレヲを火刑に處しぬ。此の如き刑罰を以てするも、猶ほ全國の信徒を滅盡する能はず。九州の地殊に其徒多く肥前其中心たり。時に肥前有馬の領主板倉重政、政を失して幕府の心を損す。乃ち耶蘇教徒を窮迫して歡心を得んと欲して、大迫害を起し、信徒を發見するや、其全面に「キリシタン」の文字を烙印して、後之を殺し、婦人小兒赤子を問はず、或は信徒に簀笠を着けしめ、之に火を放ち、其の熱に堪へずして踴躍するを見て、數と爲し、名けて簀笠となし、或は信徒を温泉ヶ嶽の沸泉に投ずるが如き慘刑兇殺を逞しうし、財を奪ひ、産を掠む。此時に當り小西行長の遺臣肥前・肥後に散在し、多く耶蘇教を信す。殊に大矢野松右衛門・千束善右衛門・森宗意・大江源右衛門・山善右衛門等大矢野島に在り、板倉の兇殺を見て其途に己に及ばんことを恐れ、寧ろ戰つて死せんとし、寛永十四年十月、大矢野の庄屋益田甚兵衛の子、四郎時貞を擁して首領となし、傍近の耶蘇教徒を糾合して兵を擧げ、代官を殺して、原の城に據る。傍近の教徒、之を聞きて集るもの男女三萬五千人。

島原亂徒の敗北、信仰試驗の酷刑

島原の城主松倉氏、天草の領主寺澤堅高、各々兵を出し、之を攻めて

勝たず。幕府則ち近傍諸侯に命じて援兵を發せしめ、曾板倉内膳重昌の號令を奉ぜしむ。九州の諸侯集るもの三萬人、數ば戰つて勝たず。此に於てか更に松平伊豆守信綱を大將として南下せしむるや、重昌功なきを恥ぢ、急に戰つて四千人を失して身また敗死す。龍本細川氏の將米田監物、敵將益田四郎の父母を執へて、松平伊豆守の營に至る。信綱母を誘うて降を勧めしむ。母喜びて之を諾す。書成つて城中に投ぜんとして之を見れば、降を勧むるにあらずして、深く決戦せんことを勧むるなり。信綱大に怒り、罵つて下郎の母となすや、母また佛然として色を作して曰く、榮枯地を代へしめよ、四郎何ぞ曾て下郎ならん、寸土一兵なくして能く四萬の衆を集め、天下を敵として戰はんとす。足下の如きは二百石の小身を以て、他人の家を續ぎ、上意を迎へて今日あるのみならずやと。信綱爲めに默然たり。己にして九州諸侯の兵集るもの十二萬五千人。四郎等籠城すること己に百日に近く、糧食漸く盡きんとす。信綱之を察して數ば助命を約して降を勧むれども、一人も降るものなし。信綱遂に意を決して之を攻めんとし、乃ち荷蘭東印度會社のコケベツケルに募りて、軍艦より大砲を發して城を攻めしめ、一面大兵を部署して之を攻むる二日、城兵糧盡きて海藻を食ひ、力支へずして遂に敗る。此役、城兵死する者二萬人、幕軍死する者一千五百一十一人、傷者六千七百四十三人、是より益す。法令を嚴峻にして、耶蘇教を禁じ、基督の像を踏ましむるの制を全國に及ぼし、寺請の制を立て毎戸必らず何れの寺院にか屬せしめて、寺院の保證を受け、寺院の賽日には必らず參詣せざるべからざらしめ、死者あれば必らず僧侶より剃刀を加へ、戒名を施さしめ、之に服せざるものは酷刑慘罰を以て

必勝をして王及び
鄭芝龍の書を携へ
て來つて、幕府
を乞はしむ。幕府
に先づ清已に罷
建を取り明全く亡
ぶ。乃ち其禮物を
諸侯に報ず。願末
寛永十九年山崎關
原の戦に備へ入
る。時に三十五歳。
慶安元年五月松永
尺五、板倉の勳誘
堀川に立て諸習堂
と號す。二年六月三宅
安年中江藤樹死す
密死す。
十二月谷時中死す
家光最も明察會
と警吏賊徒大草覆
組と稱する者あり
ふ。家光命じて日
く。更に檢窮せし
對するものあらに
と。果して小草人
覆組の賊ありき
ま。家光會て京都
所司代に書到る。都
中司云ふ。京師に
見。之に之と。京師
心。果して京師に
ち。左右其故。勝之
酒井忠勝。勝之知

を釋きて曰く、京
師の人心動搖すれ
ば、變を生ぜんこ
とを憂ひ所司代殊
に便怒を示す。其
動搖を知ると。其
天草の時貞信稱に
呈するの書に云ふ
今度爲下。身と
及。龍城。一。事。家
召。候。様。可。被。思
支。丹。宗。門。從。前。々
如。御。存。知。別。宗。繼
成。候。事。不。成。故。に
御。坐。候。雖。然。從。天
下。棟。敷。ケ。度。御。法。度
被。二。仰。付。一。迷。惑。仕
候。就。中。往。生。大。事
難。不。易。宗。旨。色。々
御。乳。明。御。教。利。非。人
御。々。作。法。或。は。現。二
面。々。後。生。二。對。三
聖。候。實。生。二。對。三
帝。候。實。生。二。對。三
志。候。實。生。二。對。三
恐。二。時。實。二。故。作。押
紅。派。隨。御。意。改
思。議。の。天。慮。難。計
惣。練。一。同。如。此。儀
立。候。少。も。國家。之
望。無。之。候。又。私。慾
之。儀。無。之。候。又。私
御。法。度。不。相。替。種
種。の。御。乳。明。御。教。凌

徳川氏の盛世 海外遠征の雄圖、暹羅に於ける日本人

苦しむ。其慘毒西班牙の信仰試験に滅せざるなり。是より佛教の勢滔々として盛に、寺院の要求に應ぜずんば目するに切支丹を以てせらるゝに至り、士民恐懼寺院に届す。家光また全く葡萄牙等外國人の來往を禁じ、葡萄牙の使節七十六人來つて貿易舊の如くならんことを乞ふや、其二十三人を斬り、十三人を放還す。是より基督教遂に亡び、貿易の權全く荷蘭人の手に歸す。

海外遠征の雄圖、暹羅に於ける日本人 此の如くして國を鎮され、志士は鎮壓せられ、不平の徒は誅戮せられ、家康の統一政略は其極所まで實行せられぬ。此に至つては大志ある者の運命は唯だ刑死あるのみ。彼等にして節を屈して仕へんとするも、徳川氏の制度は山林の豪傑を用ひずして、譜第恩顧の徒を用ふるにあり、諸侯の間また漸く門閥の勢を爲せしかば、志士力を伸ばすの地なく、去つて倭寇を起さんには、諸侯の監視嚴密にして力を爲し難し。此に於てか相率ゐて海外に移住して、新運命を作らんと試むるもの無數、寛永前後暹羅にある邦人のみにて殆んど八千人、相集つて日本町を作るに至る。元和中暹羅の屬國、六昆、兵を擧げて暹羅を攻む。六昆は即ちマレー半島のリガルなり。暹羅王戰つて勝たず、日本人の武名を聞きて援兵を乞ふ。時に山田仁左衛門・津田又左衛門の二人、最も雄志あり。衆を起して之を助け、六昆を撃つて之を夷らぐ。王乃ち二人に妻はすに其女を以てし、六昆を仁左衛門に與ふ。仁左衛門は駿河の人、商賈に従つて暹羅に移りしものなり。後、堺の人木谷久左衛門もまた

暹羅王を助けて敵國と戦ひ、功を以て封を受く。此他冒險の浪士、膽大の商賈、相携へて海表を拓き東京を以て姓とする者あり。呂宋を以て姓とする者あり。阿媽港を世俗天川と呼ぶを以て、天川屋と稱する者あり。對外進向の雄志、勃々として起りしが、徳川氏は獨り耶蘇教師、葡萄牙人の入來を拒むのみならず、邦人の海外に出づるを禁じ、刑死・改易・族滅を以て之を制せしかば、貿易の權全く蘭人の手に歸し、倭寇以來鬱勃たる海表萬里遠征の志も遂に減退して、家康の統一政治は、家光に至りて艦艇政治となりぬ。

明の覆亡、遣臣來つて授兵を乞ふ 此の如くして日本に於ては、一統の氣運益々熱するに方りて、支那大陸は一大爭亂の衝となりぬ。明已に連年の倭寇の爲に海岸を襲はれ、また朝鮮を救うて勝たず。國力漸く傾かんとする時、吏部郎中、顧憲成等、孫丕揚・鄒元標・趙南星等と黨を結びて、禮部尙書沈一貫等と相抗争す。時人之を名けて東林浙黨と云ふ。是より兩黨交も政權を握りて相傾け、民政地に落ち、兵備懈怠す。時に文祿の役、朝鮮王を救はんと提議せる愛親覺羅氏、漸やく大にして、遼東の地を并

し、家光が將軍となるの翌年、年號を立て、天命元年とす。邊警日夜北京を驚かすも、朝廷の士、直ほ直名を售つて、交々傾覆を事とし、將士戰意なく、愛親覺羅氏鼓行して北京に至り、國を清と號し、勢に乗じて南下するや流賊四方に起り、各々帝王を稱し、また天下を拾收するの勢力あるなし。此

面々、又厄弱之色
身に於て候へば、
惜しき生能力の
命今度大事、
可成候故、
座候聊か非邪路
候謹言
正月十日
天草四郎時貞
島原の城主松倉勝
家の故を以て六萬石
の奪はれしが此一
擧を起さしめたる
は其後人を用ひし
がためなりとて七
月斬罪に處せられ
天草領主寺澤堅高
も、亦天草を奪は
る。

に於てか正保三年、九月明人黃徴明來つて援兵を乞ふ。幕府、其明主の正使にあらざるを以て拒み
て容れず。越えて十月、鄭芝龍また使を遣はして援兵を乞ふ。鄭は元と商賈にして、日本に來往し、
肥前平戸の民、田川七左衛門の女を娶りて妻とす。後海盜の群に入つて其首領となり、また明に降り
て福建鎮撫の任に當りしが、明の社稷已に顛覆したる後、唐王を立て、帝とし、援を日本に請うて明
朝を回復せんと欲したるなり。然れども無事太平、蠶兒の繭中に籠るが如くして康安を求むる幕府は、
固より此の志ある能はず。紀伊の藩主松平頼宣の説によりて、遂に兵を出さず。已にして芝龍また
走りて、唐王も清兵に執へられ明遂に亡ぶ。是より海表開拓の志消え、政治上にても貿易上にも
日本は螺螄退縮、自ら守るの境に沈みぬ。然れども是れ寧ろ自然の勢なりき。當時秀吉の大略あるも
のなく、家康の雄才あるものなく、其將相多く武相にあらずして皆守成の才なりしが故なり。而し
て守成の力に於ては、當時は最も秀出したる時なりき。之を内にしては將軍家光、執法嚴峻、鎌倉武
士風の復興に志し、土井利勝の朴質にして剛健なる、殆んど北條泰時の風あり、阿部忠秋の識見度
量あり、寛洪にして殆んど政治家の風ある、松平信綱の明慧にして敏達なる皆良將の器なりき。
藤樹、蕃山、奴隷の全滅
此時諸侯靡然として學に向ひ、近江の一民中江藤樹は、博學篤行を以て、一代
の聖人として尊崇せられ、熊澤蕃山は京都の一民にして、諸侯其門に出入して師弟の禮を取りて之に

忠義の黨二十九人
斬りて正雪以下自
殺せり是より餘黨
で刑せらるる者多
し。
十月浪人を養ふを
禁ず。
二年正月芝、麹町
の民、玉川の土水
を市中に引かんこ
とを乞ふ。之を許
して七千五百萬貫
を與へて費用を助
く。之より先きを既
に神田土水あり。既
三十三ヶ國は守隨
三國は善四郎秤を
用ひしむ。郎秤を
軍に用ひられしよ
り、譯學また漸く
行はる。
承應三年九月後光
明天皇崩す。太子
良仁親王立つ。之を
後西院天皇とす。
明暦元年江戸町中
法令漸く備はる。
取引は時の相場
次第たるべきを令
す。官立相場を廢
相場を立つる所な
きにあらざるも

屈す。林道春は一儒者にして幕府の世官となりて、民部卿法印の爵を得て輿に乗つて幕府に出入す。師
弟の義嚴にして儒者の官は諸侯の争ふ能はざるもの、如く、支那聖賢の理想的道義は、諸侯の間に行
はれ、民政に注目し、土風を磨かんとする者相續いで出しかば國家の組織は益々鞏固にして、風俗、
前古に一變するに至りぬ。其中最も著しきは奴隷の全滅したると、武士氣質の結成したるにあり。奴
隷の制は國史と共に起り、王朝時代に盛にして、藤原氏の末に至つても猶ほ衰へず。之と共に人を拘引
して賣買するの風を生じたり。此風たるや法律の禁する所なりしと雖も、奴隷の制度存する以上は防
ぐべからざるの勢あり。北條氏烈日の威も、猶ほ之を禁する能はざりしが、南北朝の争亂より全國の
豪族、一人として隙を組み、一族を擧げて征戰せざるはなきより、古來豪族に附屬したる奴隷は、漸
漸其形體を一變して、所謂家の子・郎黨なる者の中に混入して、武士の族となり、或は全國を擧げて、
征戰に従事する間には、勢に迫られて純乎たる自主の農夫となるものあり、古來の階級・姓氏・人種混
濁して跡を止めざるに至りしも、猶ほ人身賣買は禁ずべからずして盛に行はれしが、應仁以來、封建
の勢漸く盛なるに及んで、諸侯は獨り其入租のみならず、其人民をも私有するの勢あるより、漸
く人民を愛惜して之を保護するの意を生じ、人身賣買益々減少し、徳川氏に至りては秋霜烈日の威を
以て、人身賣買を禁止するに至りしかば、娼妓の如き者の外、良家が人を買うて使役するもの全く滅

也、實記勅を奉ぜず。天皇怒つて、實記以下一門を佐渡に配流す。

見に従はざる能はざりき。當時酒井忠勝、朴實剛毅にして名あり。松平信綱、敏慧周密を以て名あり。而も皆是れ政治家の器にあらず、政治家の風あるは、獨り忠秋のみなりき。而して忠秋の寛裕政策のために、浪人は窘迫を免れしかば、各々仕途を求め、産業につき、天下愈々太平なりき。

浪人減じて遊俠の徒興る

然れども天下の浪人分子は如何にしても全く絶滅し得べきものにあらずして、浪人僅かに消滅するや、此に遊俠の徒を生ずるに至りぬ。徳川氏の政略、天下の權力を中央に集め、坐ながら天下を控制するにありしかば、列侯群伯をして、江戸に止らしめ、年を限つて交るゝ國に歸らしむ、之を名けて參勤交代と云ふ。諸侯國に就くの時も、猶ほ其質を江戸に止めざるを得ざりき。寛文五年に至り徳川氏の權已に定まりたるを見て、質子の制を廢せりと雖も、諸侯の妻子久しく已に江戸の榮華に慣れたれば、また郷里に歸りて素朴の生活を營むの氣力を有せざるに至りき。斯の如くして諸侯の第宅、定府の武士、旗下の武士、幕府の官吏によりて作られたる江戸は、天下の權勢、財貨、榮華、美人、快樂、利得、智巧の府となりしかば、殆んど日本の全力を集中したるものとなり、之と共に江戸の市民は一種の誇榮心を生じ、其武士は將軍直隸の身分に誇りて群伯を卑しめ、其市民は其都會的生活に誇りて地方の士民を卑しめ、江戸子は、別種の民たるが如くに思ふに至りぬ。而して此の誇榮心の中より遊手無賴市中を横行し、意氣相競ふの徒を生ず。或は市民より出づるあり、或

は旗下の士の少年より出づるあり、或は浪人の變身せるあり。禮節を嚙り、權位を笑ひ、遊里を家とし、家に儋石の儲なくして意氣を尙び、千金を擲つて然諾を重んじ、又其事の理非を問はざるなり。或は刀劍の飾に異様の風を爲し、或は衣服の好尙に一種の風流を示し、黨を分ち派を立て、大小神祇組と云ひ、鶴鶴組と云ひ、吉屋組と云ひ、鐵棒組と云ひ、其誇榮は侯伯を嘲り法律の外に立つにあり。其信條は弱を助け強を凌ぐにあり。其風采舉動を稱して奴風と云ふ。奴とは古の奴隸より來れる階にして、當時北方武士の家の子の理想的風采を云ふ。大抵其人、髻髻濃深、故に之を上部に向つて摩し上げ、肌には牛首布の衣を着け、上には太布の澁染に糊を加へて固めたるを着け、馬革を帶とし獸皮の羽織を着け、長大鉛直の刀を帶び、目を怒らし、言語を疎豪にす。任俠の風は幾多の豪態ありと雖も、多く此の奴風より脱化し來り、曾て上代にありて、卑賤の異名たりし奴は、今は社會的誇榮の一種となれり。戰國以來遺傳したる倜儻不羈の活力は、機械的法律に攻められ、生活の容易に蒸され、凝つて遊俠の徒を生じ、不謹慎の空氣は、江戸の社會に充滿しぬ。是れ明かに時代の變遷を報ずるものなり。

公卿、江戸に媚附す

時代の變遷は幕府に於ても井伊直政をして死せしめ、酒井忠勝を退かしめ、松平信綱を死せしめ、確かに不謹慎なる新時代を代表する酒井忠清をして、大老たらしめぬ。しかも幕府

二年三月、駿河富
林常春をして其傳
を立、忠孝をばげ
なして、忠孝をばげ
親類に睦しく召仕
令す。職工往々其
七月、藤下順庵、
七月、藤下順庵、
八月、藤下順庵、
政大夫引見、將等
殿中、酒井忠清の
の世子、酒井忠清
を以て、酒井忠清
例にして、酒井忠
受けて、酒井忠清
九月、山崎闇齋、
十二月、旗本の世
大橋與右衛門、世
に背くとなして、拘
延寶元年九月、大
新門頭、平田、大

に處せられ、妻子は
奴隷の遺風猶ほ全
く盡きざりし也。
然れども、此後此風
なれども、此後此風
天和三年二月、藥
種、小間物、道具
珠玉、衣服、物、
へからざる織物を
外、漆、絹、織物、
編、漆、絹、織物、
入するを禁ず。
貞享元年十一月、
安井算哲、宣明、
の差違を發明し、
新曆を立つ、よりて

の權益を鞏固にして、法令益々備はり、後光明天皇、敢爲の氣を有するも、遂に幕府に對しては一指をも動かす能はずして、承應三年九月を以て崩するや、後西院天皇立つ。已にして水旱疾疫、火災數ば起るや、幕府見て以て天皇不徳の致す所と爲ししかば、未だ新築の宮殿に入らずして寛文三年正月位を靈元天皇に讓る。而も公卿等、一人幕府に對して争ふものなく、相競うて幕府に媚附す。是もた故なきにあらず。公卿は足利氏の時より亂離に遭うて人生の辛酸を嘗め盡し、名家舊族、大半滅亡して存せず。存する者は五攝家・七清華・三大臣家、以下六十四家のみ。然も徳川氏に至つて絶えたるを續き、亡びたるを起して、一百三十六家に及ばしめ、而して其の將軍任官の宣下使、將軍死亡の弔使として江戸に來るや、幾多の金銀財貨を之に贈り、また京師に天變地異あるや、弔慰として貨財を贈るがため、公卿は徳川氏の恩を感じざる能はざりき。況んや皇威凌遲すと雖も、猶ほ四五萬石より七八萬石の御料と、歳時の貢獻を得、其大半はまた公卿の手に入り、多少の餘裕を生ぜしかば、再び浮靡華奢の王朝風を生じぬ。公卿は固より徳川氏を以て、幕府中の最も仁惠あるものとなさざる能はざりしなり。

酒井忠清の専横、大奥婦女政治に容喙す、皇親を將軍とするの議、綱吉の迎立
斯の如く貴族公卿が安逸を樂しむと
將軍もまた一種皇室の如き空權を擁するものとなりぬ。是より先き家光の將軍たるや、殆んど將

軍の親政となりて、大老奉行は其書記たるに過ぎざりしも、家綱に至つては、凡庸にして早くより榮華に慣れて世事に疎く、また親政に堪へざるものとなりしが、幸に酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋の在るや、老實忠厚の古武士風を存したるがために、將軍の權猶ほ衰へずと雖も、忠清に至つては機才前人に超ゆと雖も、また老實の古武士にあらざるがため、將軍の權一に忠清に歸し、諸侯、將軍の家に集らず。争うて忠清の門に集り、之を稱して下馬將軍と云ひ、書翰に於ても、下馬將軍の敬語を用ふるに至る。故に大諸侯と雖も忠清を見んと欲せば、深夜家を出て忠清の門前に夜を徹し、拂曉人に先つて刺を通ぜずんば、忠清を見る能はずと言ふに至り、其殿中に會するや、忠清の一顰一笑によりて、哀樂するに至る。此の時に方つて大奥の婦女また漸やく權を専らにして、政治に容喙せんとす。初め春日局が秀忠の夫人淺野氏と争うて家光を立てし以來、春日局の權、大奥に伸ぶると共に、大奥婦女の權漸やく盛にして、請託往々其手に出てしと雖も、家光、法を執ること嚴峻にして、諸老、また嚴毅、剛直なりしかば、猶ほ甚しからざりき。家綱に至りては、凡庸にして事を大老に一任して、また外間の事を知らざるより、大奥の婦女、いは幕中人物の善惡を説き、世上の風説を傳へ、漸く隊を政治に挟まんとするに至る。是に於てか忠清法を設け、大奥は漫りに世上の風説人物の善惡を論ずべからずとなし、將軍の夫人に謁せんとするものは、必ず老中の許諾を受くべしと定めぬ。是れ固よ

元禄元年、實有詮と稱する書清人に依りて傳へらる。長州の人向井某、其耶蘇教を著きたるを言ふ。是より外船輸入の書を檢す。阿蘭人ケンブル將軍に謁す。四月、大廣間の舞臺にて將軍自ら旗樂を舞うて諸侯旗本をして拜見せしむ。是より數ば此事あり。老中御側衆また皆踊る。

元禄二年六月、女子の踏舞、諸侯旗下の邸、寺院に入す。之が禁令を出す。二年六月、合して狼藉鹿、田畑を荒す。是も追ひ散らして容易に殺さず。萬一巴むを得ざる時は官に乞うて殺すべきを命ず。

同年十月、奥右筆組頭を設け、燈川彦左衛門を之に任ず。北村季吟を召し、二百俵を與へ醫師に准せしむ。幕府歌所を置くの始也。元禄三年九月、幕府の役人に文道に志すべきを命じ、自今林氏の講義に必ず出席して聽講せしむ。

元禄三年、桑田殿殿帷を下して徒に敷ふ。同四年正月、儒者の僧侶の如く制髪するを改めて結髪せしむ。會津水戸はより先だちて實行す。同年二月、將軍大の像を拜し、釋奠を行ふ。

徳川氏の盛世 池田光政、熊澤蕃山

生じたるが如くなりき。而して諸侯また此の風雲に動かされて、劔を捨て書を開くと共に、其封境の政治、單純なる武斷專制の能く爲すなきを見るや、また争つて學者を延きて其政治の顧問たらしめしかば文教鬱然として起る。而して當時諸侯の中最も文教を重んじたるもの、中國に池田光政あり、北方に保科正之あり、中央に徳川光圀あり。皆文學を重じ、學者を重用し、其政績大に擧りしかば、四鄰風を聞きて之に従ふ。

池田光政、熊澤蕃山 池田光政は岡山の城主にして池田輝政の後なり。闊達にして敏慧、善政によりて美俗を起さんと欲し、頗る賢君の風あり。少小父祖の業を襲うて國主たるや、心を治民の道に勞し、夜寝ざるもの數次なり。已にして君子の儒なる語を聞き、善政美俗の道此にありと爲し、銳意して儒道を以て民を勵まさんと欲し、江戸に上るや、十三經の箱と、鏡櫃とを并せ携へ、道必ず近江に中江藤樹を訪うて教を受けしが、京都所司代板倉重宗の推薦によりて、京師の人熊澤次郎八を用ふ。次郎八は即ち蕃山なり。時に文教起りて學者多く詩文を事とし、然らざるも宋儒性理の説に従うて内省工夫を専らとす。蕃山之を以て足れりとせず、直ちに儒道を政治の上に行はんとす。此時に方つて中江藤樹王陽明の説を奉じて宋儒と異を立て、實踐窮行の徳を以て郷黨を化し、世に近江聖人の稱あり。蕃山之につきて學び、光政また能く之を任用し、舊臣譜第を超えて家老たらしめ、三千石を與ふ。蕃山は

其世に教ふるに人君たる者は、唯だ漫然高きに居るものにあらずして、天職を有し、此天職を遂げずんば、曠職の罪あるを以てし、此天職は生民の發達にありとなし、王弼の別を説きて、將軍は代官にして、天子は眞主たるを論じ、耶蘇教排撃の無益を論じ、佛教の専横必ず天下を亂さんことを説き、僧侶の前途は流賊となし、武士の現身は民を賊するの盜となしぬ。彼れ天子を木偶とし、民を見ること土芥の如く、人心を見ること木石の如く、一點の自由を認識せざる當時の社會に對して、根本的變革の見を持す。其氣魄宏大にして、識見透徹、膽氣豪張、儒服せる英雄にして、徳川三百年の儒者中、比肩すべきもの少なし。彼は其の著眼高邁なるのみならず、其手腕も亦敏活にして之を其領邑に行うて民生の發達は、民政にありとなし、民政の本は山林保護にありとなし、水利を治め、山林を保護し、文教を起して民俗を正し、佛寺を破却して佛僧の横私を抑制し、政刑大に擧りて、民俗爲に化せしかば、遂に其意見を天下に及ぼして、國風を改造せんとするの志あり。大名天下に振ひ、天下人物を數ふれば、先づ蕃山を數へ、賢君を數ふれば、先づ指を光政に屈す。故に蕃山光政に従うて江戸に出づるや、諸侯、幕老、争うて其説を叩く。京師の公卿亦其説を悦び、或は王政回復の時あらんことを思ふ。

會津の保科正之、山崎闇齋、神道の隆盛、異端排撃

保科正之は會津の城主にして二代將軍秀忠の庶子なり。

徳川氏の盛世 會津の保科正之、山崎闇齋、神道の隆盛、異端排撃

雖も、少年にして容色あるものは殿中に宿衛せしめられ、公卿の少年を養つて、小姓たらしむるに至る。外山宰相の子長澤資親、押小路宰相の子前田賢長等、皆面首を以て進む。龍臣柳澤吉保の家、數十の宿舎を作つて少年を養ひ、以て綱吉の入るを待つ。凡そ少年たるもの、行くに願みを得ず、道にあつて人と語るを得ず、親戚と雖も相見るを得ず。明白に妾婦の如くに待遇せられぬ。彼は喜怒哀樂の情強かりしがため、諸侯大身の改易遷封せらるゝもの續々相繼ぎ、萬石以上の大身にして改易せらるゝもの二十餘家一百四十萬に上り、萬石以下の小身に至つては固より數ふるに暇あらざるなり。彼は踏舞を好みて自ら殿上に舞ひしがため、踏舞女優は公然諸侯大身の間に行はるゝに至れり。彼は繪畫、彫刻、狂言、一藝一能の徒は、悉く之を擧げて士林に列し、儒者を僧侶と同一視して、士林の外に立たしむるの風を改め、儒者をして蓄髮して士林に列せしむるの風を起せり。要するに彼は其放恣任情によりて、知らず識らず士林に新元素を輸入したり。而して此の新進の徒の中、最も著しき者は柳澤吉保なりき。

柳澤吉保の寵任、文學の保護

吉保は百五十石の小身のみ、初め堀田正俊の殿中に殺さるゝや、牧野貞成大に驚き將軍に告げんとして倉卒劍を脱するの禮を忘れて殿中を走る。吉保途に之を止めて劍を脱せしむ。貞成其沈重を奇として吉保を用ふ。吉保是より將軍に親近して殊寵を受け、國政に容喙する

寶永二年三月、伊藤仁齋死す。年七十九。六月、北村季吟死す。年七十二。

に至りしが、其の人と爲り巧慧温和にして、而も多少の見識ありき。彼は綱吉が學問を好むを見て、一家を擧げて學問を勵ましめたり。彼は綱吉が博學自ら多とするを見て、その家臣をして交々經義を將軍に質さしめて、以て其の誇負心を満足せしめたり。彼は其婢女にすら將軍の前に絶句詩を作らしめて、一家學に勵みて、將軍の令を重んずるの風を示しぬ。彼は天下の大勢漸々文運の隆起に向へるを見て、其家を起すは、天下の文士を網羅するにあるを知り、細井廣澤・荻生徂徠・服部南郭の徒を集めて、之を養ふ。是より一時の才人其門に集り、一百五十年前の諸侯が、武力によりて重きを爲したるが如く、彼は文學を以て將軍の寵を繋ぎ、文學の士を以て重きを當世に爲ししかば、綱吉之を殊寵し、數ば其家に入つて文を講ずること前後五十八回に至り、遂に百五十石の小身より、果進して二十餘萬石の諸侯たらしめ、與ふるに甲府の城を以てし、松平の姓を許し、保明父子に自家の偏名を與へて保明を吉保とし、鑄金の權を與ふるに至り、政權全く其手に歸す。吉保乃ち正親町公通の女を妾とし、松陰日記を著はして、自家を以て藤氏の榮華に比し、また東叡山寛永寺に不斷の燈籠をかけて、藤原忠平が之を叡山にかけたるに比す。其立身の急なる、徳川氏あつて以來未だ曾て聞かざる所なり。故に時人之を怪しみ、吉保其妻を綱吉に勸むと云ひ、佞奸邪智の宦官となすに至りぬ。吉保は固より佞奸にはあらざりき。然れども、彼は仕進に急にして、其主君の非を知つて之を諫むる能はず。徂徠以下

幕中才學の士少からずと雖も、遂に將軍の稅政を正す能はず。學問自慢にして、迷信深き將軍をして、**縦に其所信を實行せしめたり。**

禽獸保護の令、僧侶の殊寵、犬を殺すを禁ず

綱吉、常に言ふ、儒は善しと雖も、取らざる所は、禽獸を食ふにあり。佛は善しと雖も、取らざる所は出家遁世するにありと。彼れ觀用教戒の説を作りて、之を柳澤吉保に與へたり。彼をして儒者、佛者若しくは一の逸民たらしめば、世は其言を以て道理ある言として承けしならん。而して政治家は其言ふ所に制限を附して、實行せしならん。不幸にして火は人の用とならずして、人の主となれり。彼は書齋の空論を實行するに、將軍の權威を以てせり。彼は禽獸は食ふべきものにあらざるのみならず、また虐待すべからず、殺傷すべからざるものとなせり。貞享四年正月令して、牛馬家畜を虐使し、或は病んで死せざるに之を棄つるを禁じ、犬籍を作り喪家の犬を養はしめ、魚鳥を生きながら賣買するを禁じ、犯す者は嚴刑を以て罰するに至れり。其執法の嚴なる、旗本の士と雖もまた免れず。將軍の臺所頭天野五郎大夫、其善ふる所の猫兒の、誤つて井に落ちて死したるを以て八丈島に流され、秋田淡路守の家人、吹矢を以て燕を射て死刑に處せられ、評定所の目安讀坂井政直は群犬の相争うて傷くを救はずして死に至らしめたるを以て閉門せらる。士人にして已に斯の如くなれば、江戸の市民、近郷の農夫、知らず敵らず令を犯して刑せらるゝもの、日に

享保の年之を護國寺に併す。
護國寺は天和元年の建立也。

數十人、天下其暴に苦しむ。彼は學問自慢あるに拘らず、其迷信の深きや、無學の徒と異らず。彼は其立ちて將軍となるを得たるを以て、祈禱僧隆光の祈禱の力によるとなし、神田橋外地方一里を與へて知足院を建てしめ、壯嚴、奇巧を極め、千五百石の寺領を寄附す。また碓氷八幡宮の別當護國寺亮賢が、綱吉の生れたるとき、之を相して至貴の相なりと言へるを以て、之をして小石川に寺院を建てしめ、護國寺と號す。其他寺院僧侶、彼の迷信のために仕進するもの少からず。將軍驕奢の費用、一半寺院に注がる。是れ已に堪ふべからず。然るに彼は僧隆光の説に迷うて、更に犬を保護するの令を出しぬ。初め綱吉、子なく、僅かに一子を得しも早世せしかば、快々として樂しみます。隆光乃ち進んで説いて曰く、將軍の生年、戌に當る、宜しく犬を憐みて、以て保護すべし。人生は皆因縁の致す所なれば、必らず幸あらんと。已に佛説に迷うて禽獸を憐み、人に酷なりし綱吉、今や更に令を嚴にして、犬を保護せんとし、而して其子を得んとするに急なるより、執法嚴峻、刑殺せらるゝもの相次ぐ。幕府の有司、無辜の民の刑殺せらるゝもの多きを見て、乃ち江戸の近傍中野に十六萬坪の犬小屋を作りて、市中の犬を驅つて此處に入らしめ、以て市民を刑辟より救ふ。期月にして集るもの十萬頭、喧嘩狎々數十丁の外に聞え、其狀北條高時滅亡の時の如くなりき。然も運動の勢力と、反動の勢力は相均しからざるべからず、應仁以來一百五十年の騷亂によりて生れたる治平は、同一の歲月を持

石川六兵衛の妻、
京都の波屋十左
衛門の妻と石川
美服を着て京の
上るの間に、波
子の妻、また、
籠うたるものを
羽二重に、天を
りたるを見れば、
天の子實は、瑞
珠の粉砕して、
當時富商の驕奢
の如きものあり
なり。

徳川氏の盛世 綱吉の禁奢令、彼の驕奢濫惠、社會的進歩、貿易財政の狀態
續せんとして已まず。泰平の氣象、融々として生ぜしかば、天下は此の犬狂將軍をして、放歌亂舞せしめて、敢て一毫の動搖を生ぜざりき。

綱吉の禁奢令、彼の驕奢濫惠、社會的進歩、貿易財政の狀態
綱吉は市民の驕奢に對して、絶對的禁止の見を有したり。是れ驕奢は國家經濟の上より禁ずべきものなるが故のみにあらず、綱吉の狹隘にして自尊なる氣習は、市民に對して睥睨の意を生ぜしめたるが故なり。綱吉、東叡山に詣つるや、富商石川六兵衛の妻が黒門の前に棧敷を作り、黄金の簾を垂れ、名香を燃し、盛裝の侍女を左右に従へて行列を見たりとて、怒つて其夫妻を遠島に配流せり。彼が大傳馬町を通過するや、香料の燻高きを以て、人をして探求せしめて、其の富商丸屋某の家に伽羅を焚けるものなるを知り、其財産を沒收して遠島に配流せり。彼は更に平人の服は、金沙・總鹿子縫物を用ふべからず、絹・紬・木綿・麻布に限るべきを令じ、小袖の表、一反の價銀二百目を超ゆべからざるを規定して、以て平人をして、其生活を上げざらしめんと欲しぬ。然れども江戸市民の驕奢を禁じたる綱吉は、徳川氏ありてより以來、最も驕奢なるものなり。其政治は最も不廉なる政治なり。其後宮は最も奢侈なるものなり。彼の如き人物を以て社會の活力方に充溢せる國民に臨む。生活の度の高まらざらん事を望むも亦得べからず。國民は已に寛永八年に地球儀を製作し得たり。貞享三年には蘭人の外科療治法を得たる奥醫師瀨尾昌琢あり。元祿三年

には木片の頭に硫黄を附せる附木を生じたり。十年には酒舖を公認して、酒税を收むるに至れり。已に家網時代に土佐光起を有し、狩野探幽を有せる繪畫社會は、また絶大の進歩を爲して、浮世繪の菱河師宣・鳥居清信を生じ、關新助を有したる數學社會は、また安井算哲・長谷川善左衛門によりて、高等なる數理を發見するに至りき。九谷焼は探幽の高弟、久閑守景の畫筆を得て絶大の進歩を爲せり。漆器は象谷のために復興して、青海勘七・小川破笠の手によりて、常憲院時代の物と稱せらるゝ逸品を生じたり。昔は飾を好む婦人すら、麻繩にて頭髮を結ねたるに、今は元結を生ずるに至りたり。婦人の帯は僅かに巾二三寸に過ぎざりしもの、今は八九寸の廣さに達したり。物質的進歩の勢、滔々として抑ふべからざるは當時の勢なりき。彼は此の形勢に刺激せられ、此の形勢を刺激しつゝ、古今有數なる放縱驕奢を爲ししがため、江戸市民の驕奢を戒飭したる彼の時代に於て、幕府は其財政困難の端を開きしが、其破綻は外國貿易の失敗より現はれぬ。是より先き外國貿易は、年々の輸入超過のため、金銀銅の濫出甚しきを示せしが、幕府の財政家は朝鮮貿易を一萬八千兩に止らしめ、藥種以外の植物・生物・小間物・道具・珠玉、その他衣服とすべからざる織物を輸入するを禁じ、琉球との貿易を二千兩と制限したるも、國民の購買心は驟かに禁壓すべからずして、長崎・對馬・堺の地を経て來る密輸入となりて、金銀の輸出となりぬ。凡そ慶長六年以來綱吉の治世の末、寶永五年に至る間に、外國に出

でし黄金六百十九萬二千八百兩、銀一百十二萬二千六百八十七貫目、銅二億二萬二千八百九十九萬七千五百斤なりと言ふ。これ公然の輸出にして、密商に至りては數量の外なり。而して此大半は元祿以後の輸出にかゝると言ふ。慶長以來發行したる金銀貨の概數は、金一千四百七十二萬七千五百五十五兩、銀一百二十二萬貫なりと稱せらる。故に國內に流通する所の貨幣は金八百六十三萬四千二百五十二兩、銀七萬七千三百十三貫目なり。文祿より五十年の後延享六年日本の人口は二千五百六十八萬二千二百十人あり。此人口を以て此通貨を爲す。國內の足らざるの狀態すべきなり。是に於てか時の勘定頭萩原重秀策を立て、地租を改正し、上中下三田の外に上上田、下下田の二等を加へ、上田の租は豊臣氏以來の法を墨守して、一坪粗米一升と規定して、上上田より一升六合を納付せしむるに至り、旗本の諸士に祿を與ふるに、倉庫の米を以てするは轉運の損失を幕府に負ふものとなして、大身の旗本は江戸附近に采邑を與へて自ら其租を取らしめ、以て幕府の費用を省き、凡そ以て收むべき所は收めざるなきも、驕奢止る所なくして、遂に支ふる能はず。將軍日光參詣の費用すら給する能はざるに至れり。是に於てか幕府の規模を小にして儉素ならしむべき乎、貨幣を改鑄して其性質を劣惡ならしめ以て其分量を増加する乎。然らずんば足利氏の爲したるが如く、町人に用金を命ずるの外なかりき。綱吉は其驕奢を已むる能はざるなり、御用金は過大なりと爲されたり。是に於てか萩原重秀は遂に惡貨を多造

するの策を取り、元祿八年舊金銀を改鑄して、其品質を劣惡ならしめ、天下に令して舊貨を藏せずして、改鑄せよと迫りしと雖も、善貨益々藏れて出でず、却つて新貨の賤造を生ずるに至り、物價騰貴して市場爲に紛擾を極む。

元祿武士の氣風、赤穂義士の復仇、天災地變、綱吉の死

斯の如き流風に感化せられ、斯の如き形情に圍繞せら

れては、武士の氣風も一大變化を生ぜざる能はず。江戸の武士は新進の商人と其榮華を争はんがために、一擲千金を辭せざるに至りて、數尺の木綿糸を拾うて貯へたる土井利勝の遺風は、地を拂つて空しくなりぬ。彼等は幕府の直隸たるを以て、諸侯の臣下に驕らんが爲に、江戸様の風流を作り、江戸ツ子の體面を守らんとして、財力以上の生活を營むがために、家光時代の謹嚴尙勇の風失せて、霸氣相凌ぎ、大半俠兒的氣風を帯ぶるに至りぬ。曾て刀の外見を問はずして切味を問へる士人は、鍔金、燒刀の美を競ふに至りて新刀の時代を生じ、一轉して雪踏に三分の金を投じて、刀劍には一分を投ずるを惜しむの風を生じ、曾て草もて頭髮を束ねたる武士は、今は紫の絹紐を以て頭髮を理めて美を競ふに至り、曾て衣は肝に至り、袖腕に至りし武士、今は紅絹を以て衣服の裏となし、翩々として春風に驕るに至る。所謂元祿風なるものは、俠兒の疎宕と、武士の自尊心と、市民の富に驕り財を輕んずるの心と抱合混化したるものなりき。斯の如くして市民は漸く泰平の澤を受けて、富を積みて力を爲

當時耳の垢を取つて薬とするものあり。講談を以て薬とするものあり。

駿河吉原の日蓮僧
三島新説を唱へ、
頼りに寺院の如き
もの起して法を
執へんとするや、
病死す。其徒七人
五年間正月大錢を
分して賞らしむ。而
文に當らしむ。二文
分あるのみ。民大
に苦しむ。綱吉の
稱澤吉保を賞し、
美を著し、綱吉の
等來行を過つ。吉保
を引く。彼は仕進
ありて多し。此惡進
に於て多し。此惡進
と云ふ。綱吉の
神祖(家康)天下を
法に取らせ給へる
に、西伯の至徳に
法事(坤道)を守り
給ふ事、國家の宏
談命未改の轉運を
吉保當時の執政を
其の皇室を見る者
て、自らの如く文
王の如く文王

徳川氏の盛世 家宣立つて綱吉の秕政を改む

りしに、寶永六年正月彼れ卒然として死せしかば、養子家宣代つて將軍となり、幸に事なきを得たりしが、時人風説して綱吉益々吉保を寵し甲駿二州百萬石の大名たらしめんとせしかば、夫人鷹司氏大老伊井直興と計り、百萬石の封侯を發布するの前後、自ら綱吉を刺殺したりと言ふに至りき。

綱吉の死、家宣の就職は天下の救なりき。家宣は綱吉の兄綱重の子にして其父、發狂して死せずんば、最も將軍職を要求すべき權利ありしものなり。然れども綱吉の黨、遂に勝つて家宣を疎外せしかば、家宣は權利を有しながら甲府に鬱屈したりき。幕府の群小は、家宣を疎外するを以て綱吉に對する忠義の如く信じ、家宣は林信篤の門弟を聘して甲府の儒官たらしめんとするや、信篤辭するに其人なきを以てせしかば、木下順庵につきて之を求めて新井君美を得たるほどなりき。叔姪の間斯の如くに相善からざりしも、他に近親なきがため、家宣は已を得ずして立てられしものなり。故に家宣の家臣は皆時來らば、綱吉の黨派を覆さんと待ち設けたり。斯くて綱吉死して家宣の世となるや、綱吉の政策は全く顛覆せられたり。綱吉は遺命して生類憐みの令を千百歳に傳へんとして、柳澤吉保を以て諸老に傳へしめたりと雖も、家宣は劈頭第一に此遺命を排し、遺命に背くも天下萬民の幸を計るこそ至孝なるべしと爲せり。大錢の通用は廢せられたり。生類保護令の爲に衰へし銃砲弓馬の道は獎勵せられたり。禽獸魚類の賣買は自由にせられたり。而して家宣、自ら前代

を以て居る。當時
の政治思想を知る
べき也。貝原益軒
大和本草成る
軒七十九歳也。
時家宣の夫人は
近衛基熙の女也。
水戸侯綱維、老中
に將軍平徳と開き
したるに如何とぞ
たるは如何とぞ
秋元喬知出で、老
去の喬知より老臣
侍御せしを以て知
る所あらざると爲
す。將軍を上野寛永寺
に葬らんとするや
増上寺強訴して芝
敷に之を許さず。
寶永六年二月、將
軍重臣の出行の途
上と雖も醫産婆
のみは通行を禁ぜ
ざらしむ。目付殿
目付殿中の指揮届
かすして紛擾あり
坊主等の騷擾過分
なりとて、誹責せ
らる。三月、伊優の徒
の服の用ふるを禁
酒の運上を廢し、
箱座を廢す。鯉給

よりの獄を覆審して九十二人を放ち、諸侯に命じて、刑獄を寛ならしむるや、同時に放たるもの三千七百三十七人に及ぶ。天下皆歎稱して百年稀有の明君となしぬ。

政權側用人に移る 此時に方つて政權益々下に降る。初め政治の權大伴・蘇我に移り、大伴・蘇我の權藤原氏に移り、藤原氏の權源平二氏に移り、源平二氏の權轉々として山林小民の英雄に移りしが如く、今や將軍の權、大老に移り、大老の權、老中・若年寄に移り、老中若年寄譜第の大身に愚者多きや、其權また將軍の側用人に移る。老中にして實權を振ひしもの堀田正俊に止り、是より以後は放縱なる綱吉のため

に、其權全く側用人に移され、牧野貞成・柳澤吉保、側用人を以て、大老以上の權を振ふ。今や家宣、其弊を見て之を矯めんとし、諸老に命じて曰く、前代の政治、皆大少となく柳澤美濃守をして旨を奉ぜしめたり。自今以後諸老皆各々余が前に出でて直に旨を奉ずべしと。斯の如くして、九天の上に乗で上げられんとしたる柳澤の權は、九地の下に落されぬ。彼れ綱吉の葬儀に従はんとして剃髮せんことを乞ふ。家宣曰く、重臣にして剃髮せんと欲するは未だ曾て聞かざる所なり。必ずや剃髮せんと欲せば、隱居の後たるべしと。斯の如くして權威赫々たりし柳澤吉保は、遂に隱居せざるべからざる地位に立ちしかば、自ら乞うて退隱するに至りき。而も大老老中に人物なきがため、柳澤退くも側用人の政治を全廢する能はず。家宣は側用人間部詮房、若年寄支配に屬する侍講新井君美の二人によりて

賈買の禁を解き、
之によりて罪を得
たる者も放つ。
新井君美に通鑑綱
目を講せしむ。君
美書を講ずる前後
一千三百九十九日
也。同半五月將軍宣
下公卿勅使として
向する者、將軍の
次の間にて勅使
す。應府また勅使
を應せしむ。市
民五千百人をして
拜見せしめ人毎に
鳥目一貫を賜ふに
同月五月、諸老臣
國持に對して、
憤中らしめて、
花を贈るも受けざ
らしむ。院御所に
七千石を寄進す。
君美の市井にあつ
て貧寒なるや、河
村瑞軒、已に財を
作りて才名あり、
其孫女を以て之を
妻はし、送るに金
を以てせんとす。
君美之を受けずし
て曰く、蛇尺寸の
身たるに、一たび
鐵氣を衝つて受く
るや、遂に冲天す
る能はず。人の此の

世にある、又斯の
如し。少小志を屈
するは終生の屈
當時文藝の氣鬱
當吉亦其學を氣
ひ吉かば、四方
少聞かば、中つ
きかば、下つ
名所なり。網吉
の仕所なり。網
の偏狹を厭ふ。林
多之に歸す。君
美早く才名あり。
門弟之を擬で、
す。高弟と名を
府の門弟にして
信篤、網吉を林
阿附し、辭する
家宜乃ち更に順
乃ち求むるや、
山天永六年六月
中門に禪を皇太子
近時九歳也。之
行勞勳者府と稱
其の横令を出して
札より錢を出して
應より錢を受けて

徳川氏の盛世 間部詮房、新井君美の出身、君美の貨幣政策

其政治を行はざるべからざりき。側用人政治は其組織に於ては、惡政治たるべき運命を有するものなり。然れども譜第にあらずんば政治の樞機に關する能はざる法制の下に於て、新活力を求めんとせば之を外にして得べからざりき。

間部詮房、新井君美の出身、君美の貨幣政策

間部詮房は、能役者の出身にして門地ある者にあらず。然れ

ども其出身の佞倖の族なるに拘らず、醇直、敢爲、常に殿中に宿し、一月家に宿するもの五六日に過ぎず。故に寵倖比なく、殆んど綱吉に於ける柳澤の地位に立ちしが、老中小笠原長重の如きは其下風に立つを慚ぢて、病と稱して身を退くに至れり。新井君美に至つては、元と堀田正俊の家臣にして寒貧洗ふが如くなりし者なり。然も知つて言はざるなく、言つて必ず其人を屈せざるなし。二人相結託して大老伊井直該を擁して事を行ひしかば、綱吉によりて養はれたる群黨は目を側だて、彼等を圍繞せしが、孤立の將軍、新進の政治家は、幕府ありて以來の最大難問を解釋せざるべからざるの地に立てり。即ち元祿以來、將軍の驕奢、士人生活の急變によりて生じたる財政の困難を救はざるべからざるもの是なり。元祿八年、萩原重秀の策によりて、貨幣を改鑄して其金質を粗惡にし、其數量を多くしたるより、慶長以來の正貨は全く市場より隠れて出でず。元祿八年より寶永四年に至る間は、舊貨新貨同額を以て換算せんとするも應ずるものなきがため、寶永五年より元祿金百三兩を以て慶長金百

兩に換へんとし、七年よりは百十兩を出すも尙ほ慶長金を得べからず。遂に一百二十兩を出すに至りしかば、慶長金益々民家に藏れて出でず。また寛永通寶の銅錢を作りしに、其質粗惡なるを見て人之を詰るや、重秀乃ち答へて曰く、錢貨は官の作る所なり、假令瓦礫を以て作るも亦何の不可あらんと。斯の如くして嚴令峻法を以て民に迫つて舊貨を出さしむるや、幕府は其改鑄によりて利得せし所略ぼ五百萬兩に達したり。幕府は此の如き大利を得たり。然れども民間之がためて、疾苦せるは言ふを要せざるなり。斯の如き國民の疾苦を以て贏ち得たる五百萬兩も、驕奢、濫惠、地震、火災、建築等の爲に須臾にして盡さしかば、寶永三年、また元祿銀を改鑄し、更に一層其質を粗ならしめ、純銀雜物相半ばせしむ。夫れ民間既に慶長金の改鑄によりて痛苦を蒙りしに、今また粗惡なる元祿銀を改鑄せんとするに至つては、其痛苦殆んど名狀すべからず。而も當時の政治家は此外に公用を濟するの術なきに苦しむと共に、改鑄によりて尙私利を得んことを欲し、家宣將軍たるの年、重秀建議して、更に貨幣を改鑄せんと欲す。曰く、幕府の毎年收むる所は、金七十七萬兩、米四百萬石とす。此内三十萬兩は俸給として支出せざるべからず。餘す所は、四十六七萬兩のみ。然るに去年已に支出する所一百四十萬兩に及び、皇宮造營費また七八十萬兩を要す。而してまた存する所三十七萬兩に過ぎず。故に現に募らざるべからざるもの一百七八十萬兩なりと。財政の如き複雑なる問題を知らざる幕老、皆恐

夜中街頭の踊を禁
で、演技するを禁
十月、復大赦す。
百三十餘人、八千八
十、小石川、新井君
敷に遺し、大隅屋
久島より送り來れ
外情を問うて、西
洋紀開を著すは、
咽喉を刑するに耳
七、八、武家諸
法を新定し、註家
大學頭林信篤、新
井君美の任用を快
しとせずして、致仕
八月、白石建講し
門に入らしむるの
に、親王號を奉る。
正徳二年七月、伊
直政、老となる。
三月、室鳩巢將軍
の侍講となる。
二月、白石を
二、五、荷爾人の宿
にして、外國の事
間はしめ、采覽を

怖して爲す所を知らず、重秀の言ふ所に一任せんと欲す。家宣は久しく幕府の外にありて悪貨の弊を
知りしかば、獨り之を排して曰く、改鑄は天下の大事なり。國人の怨苦を如何せん、若し改鑄の外に
策なしとせば、意外の變あらんには我身に至りて神祖の大統絶ゆるに至らん、宜しく他の方法を立つ
べしと。當時惡貨の弊、將軍をして其運命に關するを知らしむる程に大なるものなりしなり。是に於
て新井君美が獨り詩文の才ある儒者たるに止まらず、經濟の才ある政治家なるを示す時は來りぬ。
彼は王朝以來最も識見ある、最も典章に通じ、最も數理的腦髓を有したる政治家なりき。彼は萩原の
議を排して曰く、惡貨の多きは良貨の少きに如かず、且つ現に存する所三十七萬兩は去年の歳入にあ
らずして去々年の歳入なり。今年の國用は尙ほ別に毎年の收入七十六七萬兩を得べく、併せて一百十
餘萬兩を得べし。且つ一時急に拂はずして可なるものは漸を以て拂ふべし。必しも改鑄の惡法に出
づるを要せずと。彼は良貨の説を解したる最初の政治家なり。諸老は此説を聞きて初めて愁眉を開き
貨幣改鑄の説遂に止む。然れども萩原は此の命に屈せず、私かに銀貨を改鑄すること三たび、第三回
の改鑄に至つては、純銀の含まるゝもの百中僅かに十二あるのみ。君美、重秀の奸曲、私を營んで國
害を顧みざるを見て、乃ち死生を賭して之を彈劾し、遂に之を免黜す。是より良貨の説、漸々勝を制
し始めぬ。君美また建議して、正徳二年七月勘定吟味役を再設して地方代官の奸曲を正し、財政を整理

十月、淺見綱齋死
正徳二年十月、將
軍老中、與へて後
事を命じ、近代多
故を省せざるを以
て遺命して、増上寺
に葬らしむ。文昭
院と諡す。名を銅
靈元上皇、名を銅
稱せしむ。家繼と
正徳三年正月、遠
田入する使者は皆
間部詮房に謁せし

せしかば、貢米の増加すること四十三萬三千俵、道路、橋梁、河堤費の減ずる三萬八千兩に及び、衆民
却つて之を便としぬ。斯の如くして徳川氏の政府は、經濟上の紛亂中に倒るゝの運命を免れたり。是
より君美の言行はれざるなく、儒生の夢想は、著々として幕府の政策となりしかば、群小の之を憚る
のみならず、諸老もまた之を憚り、私に之を呼んで、鬼となして遠け、其詰難を免れんとするほどな
りき。

王朝の衝突、新井君美將軍を國王とし主權を取らんとす、朝鮮使節待遇の禮を改む、家宣の死

然りと雖も財政の紛亂よ

りも、一層恐るべきものは國民思想の變遷中より生ぜんとす。幕府の制度は、初めより一定の立法主義
によりて立てられしものにあらず。假に一時の勢によりて制せられしものにして野草漫生して地を
掩ふが如く、其下には幾多の缺陷、幾多の危険、幾多の汚穢を藏すを免れざりき。中に就きて最も不
完全なるは、皇室と幕府諸侯との關係を規定する制度にありき。幕府は諸侯に對して君臣の關係を有
するが如し。然れども幕府は朝官を得て天皇に服するや恰も諸侯と異らず。皇室の前に出でては諸侯と
肩を並ぶものゝ如し。而して權力は諸侯の上においてまた皇室の下にあり。幕府は名に於て臣たるもの
正しとする乎。即ち其權力の皇室の上にあるは、不正ならざるべからず。幕府の權力を占むるもの正
しき乎。其、侯と同じく皇室の朝官を受くるもの不正ならざるべからず。一たび積勢を離れて思慮せ

徳川氏の盛世 王朝の衝突、新井君美將軍を國王とし主權を取らんとす、朝鮮使節待遇の禮を改む、家宣の死

十一月、夜更に江戸市中を通行する者、四時後は柏子木にて一町送りせしむるの令を重ぬ。三月、二挺三挺立の船を停止す。三月、從來町駕籠も三百挺を許せしむ。此時減じて百

は、幕府の位地は奇怪不思議の物たるを見るべし。戦國の世、人唯だ強弱あるを知つて、是非を論ぜざるの時は、斯の如き缺陷も當然なるが如くに看過せられたり。然れども今や學問の世となれり。儒生の世となれり。宋儒王霸の辨の世となれり。忠義なるもの、初めて確定したる國民思想となるの世なり。夫れ王にして正統なるか、霸は之に屈せざる能はず。德川氏にして王たらずんば、霸者とするの外なきなり。夫れ忠義を勵めと言ふ。其君上に對しての忠義ならざるべからず。而して天子は王たり、幕府は臣たりと言ふ。是れ忠義の教は天下の民をして、悉く幕府を離れて皇室に嚮はしむるものならざるべからず。大膽なる家康の公武法制も禁中方御條書も、此に至つては近世的精神の爲に、根本より打破せられざるべからず。而して幕府の制度の基礎に存する大矛盾は、德川三家の一たる水戸藩より出でし大日本史のため、八條宮尙仁親王の侍講にして保建大記の作者たる栗山愿のため、和學を復興せる賀茂真淵のため、荷田春滿のため、垂加流の神道を立てたる山崎闇齋のために、熊澤蕃山のために明白に描き出されたり。而して淺見綱齋の如きは、靖獻遺言を編輯して、以て天下の志士を鼓舞し、時あらば義兵を擧げ德川氏に敵せんと言ふに至る。今や公卿を擁するの浪士なしと雖も、此の公武の衝突は人心の上より起らんとす。是れ經綸ある政治家の看過する能はざる所なり。勿論徂徠等一派の學士は、公然王者を以て德川氏を見、此間の矛盾を認めずと雖も、苟も幕府にして猶ほ臣屬た

五十挺に止まらしむ。遊女を郭外に置くを禁ず。和井廣澤、今井順庵と計り正面板を初む。

正徳三年五月、女の衣類小袖の表、上の御用のものは、銀五百目、萬石以上は三百目を限り、其餘は三百目を限り、其以上を縫ふるも應ずべからざるを令す。九月、小普請西山勝兵衛浪士の子を養子とせんと乞ふ。許さず。已にして死するや、家除かる。同年、伊藤東涯の古學指要、都魯大旨成る時に八月也。享保四年八月、原益軒死す。赤羽に家塾を開く。

る以上は、此の危険は危険として存す。新井君美は斯の如き現象に盲目なる能はず、漫然として文學上に幕府を王者とするに安んずる能はざりき。彼は固より一代の機變を制する政治家にあらずして、制度典章を以て天下を整理せんとする立法家なりき。故に立法家の見地より著眼して、長く今日の制度の維持すべからざるを見て、朝廷が一切の政權を幕府に依頼したるが如く、僅かに朝廷に存する所の官爵與奪の權をも幕府に取り、幕府が實力に於て天下の主たるが如く、名に於ても亦天下の主たらしめんとし、即ち幕府をして日本國王たらしめ、實權のみならず名分をも幕府に執らんとす。而して家宣また華麗を好み、貴族的習氣ありしかば最も之を喜び、大に制度を起さんとして、近衛前關白基熙を招きて留むること三年。幕制を變革すること少からず。天子に答ふるに勅答と云ひしを返答と改め、玄關前の門を中雀門と名け、布衣の徒には六位の衣冠を著けしめ、大夫には狩衣を著けしめ、夫人を御臺所と稱せしめ、舊格を破つて従三位に叙せしめ、遂に從一位に昇らしめ、衣冠文物、多く王朝に擬す。是に於てか秀忠が其女を中宮として皇家に親しみしに反して、皇女を將軍の夫人とし、京都の血液を幕府に輸入せんとし、世子鍋松の夫人として皇女を降すの約を結ぶ。若し君美の爲さんと欲する所にして遂げられしなば、頼朝以來の一大變革を生じたりしならん。天下皆目を側て、之を見る。已にして正徳元年朝鮮の聘使至るや、君美之を待つ禮を改め、自ら日本大君と稱するを以て日本

硬貨の制、荷蘭の貿易及び其制限、投荷の風生ず、吉宗出でて、家宣の政を破る、幕府衰亡の端

しむ。幕府より特許牌を與へ、牌を有せざるの船舶は、來泊するを得ざらしむ。然るに此制限は内外の商賈を窘しむること甚しかりしかば、此に拔荷商なるものを生じ、長崎によらずして壹岐・對馬の沖に於て、私かに外商と相交易する者を生じ、大膽なる清商は九州諸國、中國の沿岸に接近して拔荷商を拓き、遂には陸地に上りて民産婦女を暴掠する者を生ずるに至り、殆んど倭寇が彼等に加へたる亡狀を呈するに至りしかば、幕府殿に中國・九州の諸侯七十九人に命じ、兵備を嚴にして密商の形跡ある外船は、一切之を撃破し、些の怠慢なかりしかば、清商落膽して暴掠を已むと雖も、密商は全く之を杜絶する能はざりき。斯の如く、間部と新井と幼主を推し、殆んど英明の主と雖も、斷ずるを難じたる大事を斷行す。其幕府の紀綱を振肅して、一代を益するや深しと雖も、之がため、群小をして益々嫉妬の心を生ぜしめたり。然れども彼等に屈せず、財政貿易を整理するの外、更に獄制を改革し、民政を整理する所少からざりしが、不幸にして、享保元年將軍八歳にして死するや、家宣が豫め遺命せる所に從うて、紀伊の藩主、吉宗入つて將軍となるや、間部・新井の手に成りし改革は、一切破却せられたり。德川氏の衰亡實に此頃より萌す。

第二十六章 德川氏の末世(神武紀元二千三百七十七年より)

吉宗尙武の古風を起さんとす、非改革の運動

吉宗は紀伊大納言頼宣の係なり。此時齡方に三十三。邊鄙の諸

侯としては、其政治の簡素なるを以て、令名を得たるものなり。然も少廉曲謹、大氣魄なく、君美等の制度變革を以て、文弱に流る、ものとなし、其將軍たるや、先づ中雀門を破壊せしめ、間部詮房を退け、新井君美を已め、君美の手になりし法令の文體を廢して、一切、天和の古風に復し、新井君美が死生を以て争うたる朝鮮使節延見の禮をすて、天和の舊禮に復し、書籍、衣服、家具等一切新案創造を禁じ、天子の山陵を檢して之を修補し、遂に金銀貨を改鑄して、其質を粗惡にして元祿・寶永の昔に復し、新井君美の學識膽氣によりて經營せられたる改革、一も存するものなく、唯だ存するものは、貿易制限の一事のみ。之すら長崎奉行の論辯によりて僅かに支へられしのみ。蓋し彼は武人的氣質を有して、多少の讀書あるがため、却つて武愚となり、君美の尙文的改革を以て繁文縟禮となし、其實に時勢の急に應ぜんとして、自然の勢此に到著したるものなるを辨識する能はず。銳意して唯武惟れ尊びし古へに世を返さんとす。而して幕府の士人、方に君美等の變革に反抗せんとしたる時なりし

*吉宗初名は頼方小字源六又新之助と頼宣の係也。紀伊の政治に當つて令名あり。
*德川氏は新將軍の立つ毎に武家法度なるものを領つ。歴代大抵相同じ。且つ君美文藝を加ふ。

かば、多少の歡諾を以て迎へられたりき。而も政權依然として老中の手にあらずして、吉宗の側用人、小笠原肥前守胤次・有馬兵庫頭氏倫・加納近江守久通三人の手に歸しぬ、彼等が一意間部・新井を窘迫せんと欲するがため、綱吉の時に用られし佞倖の臣・相並びて進む。然れども尙武の風尙は一時行はれしのみ。而して非改革の惰力は永久に存しぬ。

富力武力を吞み、大農小農を吞み、市府村落を吞む

蓋し此時に方つてや社會組織は殆んど根本より動搖せんとす。

武士なるものが社會の中等民族より出で、其族人、奴隸の勢力によりて、一躍して貴族となりしが如く、今や一三百年の泰平は中等民族をして一大發達を爲さしめたり。貞享・元祿の交より已に生じたる富と武權の衝突は、此頃に至つて益々甚だしく、武士の生活益々上りて收入愈々足らず。故に足輕を養ふ能はずして日庸にするものあり。故に若黨徒士の受負を業とするもの、江戸市中に一萬餘人を生じ、遂に切捨御免の特權ある武士の門前、商人が喧嘩して負債の返還を促すものを生ずるに至り、武力によりて建てられし社會は、富力なる新元素の爲に動搖を來しぬ。而して一方に於ては武士が恃みて以て國本とせる農民も、社會的生活の進歩に巻き込まれて、漸々其産を失する者少からず。徳川氏の初めに於ては王朝時代の土地國有の思想を遺傳し、田地の永代賣買を禁じ、石高一石、地面一町歩以下の所有は之を分配するを許さず。獨り分配を許さざるのみならず、土地を分割して殘餘する

所十石一町に充たざるものは、之を分割するを許さず。故に子弟を分つて家を爲さしめんと欲するものは二十石二町歩以上の田園を有する大身ならざるべからず。之より以下の少身は子弟をして獨立して地主たらしむる能はず。小作人たらしむるか、市民の下郎たらしむるか、二者の外なきがため、少農は漸々滅却して小作人と労働者とを生じぬ。田制の斯の如くなると共に、農民も今は蕎麥を作りて祭禮に會食し、煙草を吸ふに至り、栗、柿の如き菓實の外に甘味を知らざりし彼等は、今は砂糖の味を解し、純黒、純樺、純青の外に文彩の服を知らざりし彼等は、今も織紋付の服を有し、禮服としては小紋を用ふるに至り、草鞋の外に、眼を觸れざりし彼等は、今は其庄屋・名主の少年が、紫の襪を穿ち、袴を着くるものあるを見るに至り、大家の大鑿にも自家醸造の濁酒の外、用ふるものなかりしに、今は酒は公許せられたる酒屋に賣らるゝに至れり。社會的快樂の斯の如く進歩すると共に、彼等の生活は上れども、生産は之と共に進まず。租税の負擔は却つて重きを加ふるも、輕きを加へざるなり。是に於ては田地の永代賣買は禁止せられたるに拘はらず、小農は漸々其産を賣つて小作人となり、市に出で、労働者となり、十石一町以專の小田を分つべからずとの法令も行はれずなりぬ。故に農民の實力權利益益々減少し、幕府創業の時より、代官が町村に租税を課するや、總百姓悉く其租税附課帳を見て爪印して之を諾せるを例とせしに、今は總百姓は村邑の事、一に庄屋・名主の大身に一任するに

享保六年三月の火
に此春以来の三
百四十萬千戸の
四月三日、奉行
姓の主人、町人
殺す、其時、其
重罪、臨時、其
殺す、其時、其
及獄門、其時、
とに、武士は此
なり

徳川氏の末世 儒佛の争一變して儒林相互の攻伐となる、明書の勢力、仁齋、徂徠、順庵 六四四
ら衣服の裏を紅袖にして春風に翻らしめ、足袋の色を紫にして傍人に誇りしに、享保前後に至つて
は、江戸の趣味一般に變じて、紅色、紫色の如く人目に聳ゆるものを廢し、草色、花色の如き沈みたる
色を選び、其衣服の表は木綿なるも裏は絹にし、或は其表は一見して木綿の如くなるも、子細に見れ
ば精巧なる結城紬を用ふるが如き、一般に外、粗にして、内、縞るものを用ふるに至り、稱して滋味あ
りと言ふに至る。是れ歴代の將軍が平民の生活の進歩するを嫉視して禁止せる結果として、人民外官命
を奉ずるも、内、實に驕りたるによる。斯の如く江戸は常に幕府の直轄なるがため制壓せらるゝを免
れずして、大阪の自由なるに如かざりき。即ち如かずと雖も力なきにあらざるが故に、大阪が其肉體
的快樂を示すや、江戸の市民は靡然として之に従ひ、黃蝶野花に戯れて春風を傾するが如く、放逸、
淫樂、無頓著の樂園は、忽ち東西兩市の中に現出して四方を風靡し、貞享・元祿の交、意氣輕快の元
祿武士の名によりて保たれし江戸は、三十年を出でずして、大半市民の豪華によりて保たるゝ江戸と
なり、武士の實權日夜に去る。

儒佛の争一變して儒林相互の攻伐となる、明書の勢力、仁齋、徂徠、順庵
社書の要素たる武士と平民の關係斯の如
くなるに方つてや、學問の上に於ても亦一大變動を來しぬ。初め藤原肅、戰亂の餘塵中に崛起して宋
學を唱ふるや、身佛寺にありて佛僧佛教の缺點を知るがため、其餘は佛教に向けられ、佛僧と儒を同

同年七月、新刊書
又は大坂より來る
もの、許可を受けし
む、時、其説を以て
行年、其説を以て
遺具、其説を以て
新物、其説を以て
事、其説を以て
細有、其説を以て
可仕、其説を以て
なり

うするすら其の恥辱とする所にして、子弟多く其風を承け佛を排するを以て儒を立つる所以と信じた
るが如くなりき。已にして熊澤蕃山、英雄の姿を以つて四方を風靡するや、其學王陽明を採つて佛教
を排するにありしが、また同時に山崎闇齋あり。佛を出で、儒に歸し、儒を出で、神道に歸し、また其
鋒を佛法に向く。已に將軍綱吉、また一種の見を備へ、佛者の遺世を以て經世の大患と爲ししかば、
幕府の當初に於ける學問界を一貫したる空氣は、儒學と佛教との争闘なりき。是より先き林氏、保科
正之の權勢の下に異端征伐を始むるや、熊澤蕃山、第一の犠牲として廢黜せられ、山鹿素行また宋學
を排するを以つて罪せられ、天下宋學の外、別に旗幟を立つるものなからんとせしが、蕃山廢黜の後
五年、寛文三年、伊藤仁齋、京都にありて一派の學説を立て、朱子學を排して孔子正統にあらざるとな
し、専ら漢魏の古注によりて四書を説くと稱し、孔子正統の說、論語・孟子にあり。大學・中庸信するに
足らずと爲す。時に京都の公卿、已に政權を失すと雖も、學問に於ては、京師は猶ほ天下の中心たり
しがため、仁齋の立つ所最も高かりき。加ふるに仁齋氣宇高邁、其敢爲の心を和らぐに、學問を以て
し、外温厚にして、内勁烈、最も人の長たるの資を有し、仁義を身に行うて君子の儀標を示し、宋學
を主とする林氏一派の固陋狹隘なるに似ざりしかば、四方風を聞いて之に従ひ、其の子東涯と聲名天
下に聳え、仁齋は肥後の細川侯に聘せられ、東涯は紀伊侯に聘せられしも、共に却けて仕へず。江湖

同年七月、評定
所、其説を以て
曲等、其説を以て
奏文、其説を以て
を令す、其説を以て
同年九月、其説を以て
條を老中、其説を以て
人程、其説を以て
の也

享保七年正月、古
書を撰録す。將
軍のため政談を著
はして献ず。學
府解成る。諸書、學
府の鑿應も禁じ
法事の鑿應も家柄
あるものなりとも
二汁五來酒三獻三
獻に止らしむ。

同年七月、小石川
の町醫小川篤船、
目安箱に投書して
貧民救治の施薬院
を建てんことを論
ず。乃ち採用して
小石川の薬園の傍
に之を建つ。心中話
の讀板を禁じ好色
本を絶板せしむ。色
九十七歳にして徵
輿十三歳にして徵
れて儒官となり。徵
二百石を賜はる。

享保十年五月、新
井白石死す。六十
九。享保十年十一月、
江戸の紀國屋源兵
衛、大坂屋新右衛
門、野村屋甚兵衛
の三人に米穀を賣
ひ集むるの特權を
與へ、且つ大坂に
米相場所を建つる
を許し、他處に集
會して賣買するを
禁ず。

十一年、三宅石庵
官命により尼ヶ崎
に懷徳書院を建つ
大阪府學の初也。
十二月、唐胡麻よ
り油を絞るを許す
し、唐胡麻の栽培
を許す。十四年四月、修驗
子の改行、吉宗の
之を誅す。天一坊
是れ也。

に逍遙して諸生を教ふるもの四十餘年、日本國中、仁齋の弟子を出さざるもの飛驒・佐渡・壹岐の三國のみ。林氏、幕府の政權を以て、宋學を天下に強行せんとするも、其信望、彼れに及ばざること遠きがため、宋學は之がために一大打撃を受けたりき。仁齋と同時に、木下順庵あり。また京都にありて帷を下して諸生を教ふ。其學、主とする所なく詩文に傾くと雖も、從遊の士自ら一派を爲して樹立する所あり。後加賀侯に仕へて綱吉のために召されて儒官となるや、林氏の外、學者仕進の門を作りしかば宋學以外の大勢力となり、其門人新井君美・室鳩巢・雨森芳洲以下、幕府諸侯に仕ふるもの少からざるがため、宋學宗家たる林氏の權益減ずるに至りぬ。已にして徂徠出づるに及びて、仁齋の跡を追うて仁齋を攻め宋學を攻め、亭然として自ら卓立し、遂に學門界の一大變革を起すに至りぬ。徂徠初め、柳澤吉保に仕へて其の書記となる。已にして柳澤敗れて退くや、帷を下して諸生を集め、天下の學者と交る。當時明の遺臣、日本に往來するもの無數なりしが、清已に明に代るや、其商賈文人また來往を絶たず。支那大陸の珍器、異寶、書冊の敬重せらるゝ如く、明音は文明國の言語として尊重せられ、明音によらずんば、支那の詩文經義の眞義を知るべからずと言ふものあるに至り、柳澤吉保の如きは、其家臣をして、明音を以て經義を討論せしむるに至り、修辭は經義講究の第一義として重んぜられたり。徂徠も亦此形勢に教へられて、修辭を以て、支那學研究の第一義とし、一方李千麟・王

元美の説によりて、古文辭の説を唱へ、一方には此の修辭學の助によりて考證を始め、歴史に新見を下して曰く、仁義道德は名のみ。天に出づるものにあらず、聖人天下を安んずる所以なりと。彼は朱子・陽明等を奉じて、心理學的に道德を論ずるを排し、經世安民の物質上より道義の標準を定めんとす。彼が仁齋・林氏を責むるや、恰もミル、ペンナム等の功利論者が、道義感情論を攻むるが如くなりき。彼は王安石の如く、春秋を以て斷爛朝報となし、王霸の辯を以て、空言となし、孔子をして時に逢はしめば、管仲の用を爲すべしと爲し、其言奇聲、縦横、已に心理學的争論に飽ける者をして、靡然として従はしむ。加ふるに其性情磊落にして闊達、少年の心を惹き、吉宗將軍となりて、新井君美の退けらるゝや、幕府に召されて其議論を問はる。其勢威堂々乎として朱子派を倒さんとするものあり。而して仁齋・徂徠等其獨創の見、辯論の雄、皆遙かに支那二十四朝の文學の外に、一新天地を開拓しぬ。是より佛儒の攻伐時代一變して、儒林相互の攻伐時代となる。

史學、和歌、戲曲、俗歌、國民の自覺
儒教が斯の如き大變革を受けたる時、一般文學もまた絶大の變化を受けぬ。當時の儒者、皆口、に詩文を以て、些々たる末技と爲すと雖も、而も詩文を習はざるものなく、諸侯・大夫、争うて儒者を惹きて之を師となし、常祿を以て之を養ふや、學者漸く餘裕を得るより、文學の進歩著しく、木下順庵出で、博通宏識を以て詩文を遺るに及んで、一代詩文の風一變せ

六月、公事畢、願
請を速決して、宛
枉若くは病死す
る勿らしくは、
寶曆十年、神田
出火して、深川
焼く。吉宗より四
制を定めしより
五十年、以て、
民路頭、百萬の
五月、將軍多病
職を世子家治に
譲る。

る能はず。第一に此の形勢を看破して公卿を動かさんとせるものは竹内式部なりき。式部は越後の人にして、武技あり、讀書を好み、京都に出で、人に教ふるもの數年、遂に徳大寺・正親町・三條等の公卿と交を結び、事に託して王霸の辨を以て之を動かす。公卿或は之によりて弓術を學び騎馬を習ひ日夜武技を講ずる者あり。關白及び傳奏之を幕府に告ぐ。幕府乃ち式部を江戸に下して之を追放し、從遊せる公卿十七人を貶黜す。已にして寶曆十年五月、將軍多病事を見る能はざるを以て、職を世子家治に譲るの後六年、明和四年八月、山縣大貳・藤井右門等の事あり。山縣大貳は甲斐の與力にして、信玄の驍將山縣昌景の後なりと稱し、兵學に通ず。其弟、人を殺すの故を以て追放せらるゝや、大貳江戸に出で、兵學を以て諸侯大官に出入す。平生、慷慨にして氣節を負ひ、頼朝幕府を開きしより王道地に落ち、皇室凌夷するを歎惜し、柳子新論を著して王霸の辨を論じて、王政の回復を説く。上野小幡の城主織田信邦の家老、吉田玄蕃最も彼を尊信す。然れども彼をして單に王霸の辨を爲すに止らしめば、これ吉宗が識認したる水戸の大日本史と同一の議論にして、毫も幕府に問はるべき理由なかりしなり。彼は王霸の辨を爲すに止らず、兵學に託して吉田玄蕃に授くるに、兵を箱根山に用ふるの策と、西風に乘じて火を放つて江戸城を燒くの策を以てし、暗に之を動かさんとす。時に京都正親町家の士、藤井右門また大貳に従つて遊び、王室の衰微を慨嘆し、覇者の政に平かならず。往々人に對して慷慨

慨の情を洩らす。小幡の僧梅叟、及び桃井久馬等之を密告す。即ち執へて大貳を死刑に處して、右門を獄門に梟し、織田家もまた其封を殺かる。或は言ふ、竹内式部も大貳に従遊せりと。慶安の由井正雪等は、元龜天正以後の浪人問題の最後にして、竹内・山縣等は後來幕府を倒す浪士問題の陳勝・吳廣たるものなり。

田沼意次の外藩援引策、群黨意次を攻む、意次の收歛

此時に方つて幕府にありては老中、松平・武元・井上正經。

阿部正右等、老實の資を以て志を合せて將軍を輔佐すと雖も、家治事を田沼意次に一任せしかば政權全く其手に歸し、六百石の小身は頻に累進して、五萬七千石を領して、遠江相良の城主たり。側用人より轉じて遂に老中となる。時に幕府の中、黨派の分るゝ前古比なし。將軍の近親を得たるものは一黨を立て、老中等幕府の權を取る者も、亦一黨を立て、將軍の寵姫に屬する者また一黨を立て、世子に屬するものまた一黨を立て、水戸侯は幕府創業の時より常に治外法權を有するが如くして一派を立て、名分を正すを主とし、幕府の中、將軍の親近を失して、名分論によりて寵臣を攻めんとする者、常に水戸侯の力を藉るの習あり。而して世子黨と老中黨は常に相反對する二個の政黨の如く、世子立つて將軍となるや、世子に屬する黨派、幕中府中の權を取るを常とし、兩黨の間常に反目す。其他の小黨は此の二大黨の間に去就するに過ぎず。田沼意次は已に將軍家治の親近を得て、老中の首

寶曆十一年二月、
小幡新見又五
直宅地を相家
貸して割せらる。
四月、公事畢、
六月、公事畢、
七月、公事畢、
八月、公事畢、
九月、公事畢、
十月、公事畢、
十一月、公事畢、
十二月、公事畢、
寺院が本山を
獨り立し、廢
寺を立つること
禁ず。

明和元年正月、朝
野の變に際し、
外、國を離れしむ
の、唐、唐船に渡
三月、唐船に渡
を、内國に試植す
を、其效顯あら
しに、以て必しも
ざるを以て必しも
外品によるなから
しむ。武蔵秩父郡
八幡山の農民數百
人、神名川に集りて
を、追うて、其強本
を、殺す。多記安
二年五月、多記安
元、千五百坪の
地を、貸し、醫學
を、講義せしむ。
七月、町醫日向陶
其著、本草綱目考
三年三月、御藏門
徒を、獄に投ず。
六月、大阪に銅座
を、設け、全國の
を、應給せしむ。

座となり、其黨水野出羽守忠友・米倉丹後守昌晴・稻葉越中守正明を要地に配せしかば、幕中府中の權悉く其手に歸す。水戸・尾張・紀伊の三家、彼を好まず。家治の寵姫津田氏、また意次の專權を憎みて之を掣肘せんとせしかば、彼は柳澤吉保が十分の權力を以てして、猶ほ三家と將軍夫人の歡心を得る能はざりしが如き地位に立ちぬ。是に於てか彼は外藩の力によりて三家を掣肘せんとし、一橋治濟の子家齊を養つて世子となさんとして許諾を得たり。家齊は薩摩の島津重豪と婚を通ずるものなり。三家好まず、奏して之を遮らんとするも意次省ずして之を斷ず。已にして三家また外藩の女を世子の夫人たらしむべからずと論ず。意次、重豪に教へ強訴して之を遂げしむ。島津氏已に世子の外戚たるや、意次また其大廊下に列席して諸侯と位を齊うするを免じて越前加賀等の客分と其席を同らせしむ。三家また争つて得ず。益々意次に平かならざりしかば、重豪益々彼を徳として、贈るに長さ三間の白銀船を以てし、盛るに綺羅金銀を以てす。意次また筑前黒田の重臣美作を募るに國主の任を以てして之と盟を聯ねて、以て外援となしぬ。斯の如くして三家内より彼を制するや、家康より疎外せられたる外藩の勢力滔々として殿中に入り來らんとす。赤熱の戀舊派は、皆彼に不平なりき。然れども一人も之と抗するものなくして、皆彼の前に靡披せしかば、其權中外を傾け賂遺其門に滿ち、堀田相模守の如きは三千兩の金を以て大阪城代の職を買ひ得るも、一たび意次を見んことを欲し、其家において

明和八年四月、來
算九、年、の、歳、出、を、豫
銀、三、百、兩、餘、及、び、
實、曆、五、年、の、歳、計、よ
り、減、ず、る、事、二、萬、
兩、餘、財、政、の、窮、
迫、以、て、知、る、べ、し。

事を用ふる四人の士に一百二十兩の賂遺を爲ししも、其金の少きがため面會を得ざりき。十萬石の諸侯にして斯の如くなりしなり。また當時の諸侯諸士、争つて蘭人に託して器物を作らしめ、之を以て田沼の門に媚びんとせしが、皆田沼の定紋たる七曜を刻ましむるより、蘭人、七曜を以て日本國民の好尚と信ずるに至りき。故に時人田沼は望むべからざるも、將軍或は望むべしと言ふに至る。是に於てか志を得ざるもの皆圖視して之を憎み、流言之に集まる。彼は前世子を毒殺せりと言はれたり。彼は寵姫津田氏を毒殺せんとして果たさずと言はれたり、彼は一橋治濟・島津重豪と共に叛亂を謀らんとすと言はれたり。彼は賂遺によりて無罪を殺し、有罪を生かすと言はれたり。然れども彼は必しも斯の如きものにあらず。唯一の罪は幕府の財政を整理せんがために、商人を誅求したると、外藩を延きたるの二事にあるのみ。蓋し幕府の歲計豫算は實曆五年に於て已に定まり、八年に至りてまた十一萬二千七百兩と銀三百貫目に減じたりと雖も、是れ經常費にして、此外臨時の費目、殿中、寵姫世子等の費用に至つては、遙に經常費の上に出づ。之より先き數ば士民に儉約の令を下すも、殿中は更に儉約せず。當時世子が其生母を愛護するや、二十餘歩の間、左右に珍寶、奇器、綺羅を并羅し、其目の注ぐ所、從屬の官吏、悉く之を收めて生母の許に送るを常とす。是れ獨り生母に止まらず、高貴なる響應皆斯の如くなりき。故に幕府の財政は益々窮して新に財源を得るの外なし。意次已むを得

られ、富の勢力の下に藏れたる平民の勢力は、海嘯の如く封建制度を呑まん」とす。

學問上の人心を統一す、當時學問の沿革、折衷學、考證學、心學

定信は斯の如き形勢變化の原因を解する能はず。

思へらく、是れ風俗の亂れたるが爲なり。風俗を匡正せんが爲には、學問を以て天下の人心を一統せざるべからずと。彼は儒道に通じ、和漢の歴史に通じ、和文學に通じ、其和文隨筆は文學者として優に一個の地歩を占めしむ。故に天下の文人を待遇するやまた極めて厚かりき。安永八年彼が焼失したる皇居經營のために西下するや、彼は中井積善を大阪に訪うて時政の批評を求めたりしかば、積善は草莽危言を著して之に答へぬ。彼は頼襄の日本外史を著はしたるを聞き、其子をして之を求めしめ之より山陽は一代に識認せらるゝに至りぬ。斯の如く文學に篤志なる彼は、天下の學士に一視同仁なる能はず。天下の人心を統一せんものは、朱子學の外あるべからざるが如くに信じたり。故に彼は一切の驕者を禁じたるが如き心術を以て、寛政二年、遂に朱子學の外、異學を排撃するの令を天下に下し、之を以て天下の人心を一統せんと欲す。元祿享保の前後を以て勃興の時代とせる文學は、今や正しく分配の時代に會したり。勃興時代にありては、伊藤仁齋・東涯・荻生徂徠・木下順庵・新井白石等の諸豪四方に起りて、各々自ら樹立する所ありしも、文學の分配に至つては、其の範圍極めて狹隘なりき。今や勃興時代を去る約一百年、文學の効果は、漸く世間に識認せられたり。生活の進歩は、平民

天明八年正月、榮野彦助召されて、二百俵を賜はる。二月、松平定信の月番を免じ、輔佐となる。三月、伏見奉行小堀和泉守政方、税招くを實めて、其本領を官没す。寛政元年正月、本願寺淨土眞宗と稱せんと乞ふ。評定

所に於て各封事を及ばしめ急遽の沙汰及び難しとして却り。同六月、宗義切に命じ、二年朝鮮信使來らば費用に堪へざるを以て延期せんことを照會す。十月、蝦夷國後藤動す。松前志摩守之を平ぐ。八月、外國藥師を民間に廣むるの令を發し、何人にも之を傳ふるの自由を與ふ。三年九月、筑前長門石見の海岸に異船を見たるを以て、外船取扱を令し、船あらば兵備を整へて萬一に備へ、靜かに筆談譯語せしめ、之を拒絶せば攻撃せよと命じ、また諸侯の往返、古へ海路に多し陸路による時より、命じて海に航路に熟せしむ。九月、伊豫人尾藤良助、幕府の儒官となり、二百俵を賜はる。十二月、町法を改正して、町入用金を減少して、其の減額

の間にまた文學の快樂を輸入したるがため、文學は一層廣き範圍の間に擴充せられたり。然れども其門戸多くして黨同伐異の風益々甚しきを加へ、而して此の普及せる文學は、不幸にして朱子學に反するもの多かりき。幕府の當初林氏、朱子學を奉じて幕府の學政を司りて以來、朱子學、靡然として風を爲せしが、最初に之に反せしものは中江藤樹、熊澤蕃山等の王陽明派にして、次に山鹿素行あり、那波活所あり、已にして伊藤仁齋出で、漢魏の古注に託して宋儒の説を駁するや、天下震然として動き、荻生徂徠出で、また一家の説を立つるや、漢魏よりも更に深く遡りて、孔子の學系すら動されんとし、朱子學の勢力殆んど落日に向ふ。之に加ふるに、木下順庵、更に將軍吉宗に召されて儒官たるや、其門下彬々として人才を出し、朱子學派の統領たる林氏の權、また漸く微なり。而して更らに驚くべきは林氏の門下生徒にして朱子派を疑ふものを生じ、備前の學者、井上蘭臺（嘉膳と號す江戸の人）の如きは林鳳岡の門に學びて、却つて朱子を駁し、心性は學門の先つべき所にあらずと爲し、孟子を排し、朱子を排し、伊藤仁齋の發明も猶ほ足らずと爲し、荻生徂徠も猶ほ影を追ふに止まるとなし、古今の學派を歴詆するや、江戸の人井上金峨其門に學び、遂に漢宋の學派を折衷して、一派を立て、名けて折衷學派と云ふに至り、山本北山等其門に學びて徂徠派を攻撃して止まずと雖もまた朱子派を奉ずるものにあらず。また京都にありては柳澤淇園政治に失敗したる名家の戚族を以て

の七分を以て... 仁齋の古學に和するに、魏晉放達の風を以てして一世を嘲罵し、石田勘平・手島塔庵等、王陽明の學に基き、神佛の二教を調和して、心學の一派を起し、天子百姓皆同一の心性を有し、尊卑貴賤は位にあらずして、心を悟るの明暗に存すと爲し、人心已に萬象の本にして神なく佛なし、學典もまた要なしと爲し、卑言俗語を以て通邑大市に演説するや、百姓町人群を爲して之を聽き、武士もまた往々其門に入り、江戸に入つて一勢力となりぬ。此他考證の學東西に起り、論語の一書二十餘家の註あるに至る。要するに、仁齋・徂徠、古人を歴詆して一家言を起せしより、朱子の學權地に落つると共に、學問の中心、憑據となるものなく、自由思想沸然として起り、學者皆一家の言を爲し、仁齋・徂徠・朱子學を壓倒して其上に立たんと欲して、放蕩、疎磊の氣習、黨同伐異の風、其盛を極む。これ偏狹にして曲謹、古を尙びて驕矜なる朱子派の堪ふる所にあらず。彼等は皆切齒して朱註の行はれざるを憤り、一たび光榮を回復せんことを欲す。儒學を以て一世の人心を警醒せんと欲せる定信は、政令の行はれざるを以て人心の統一せざるに歸し、人心の統一せざるを學說の統一せざるに歸するに於て、正しく是等の偏狹者流の感情を代表す。彼は學政に於ても亦反動家たりしなり。

官學私學の爭論、異學禁止の令

然れども已に朱子の學說にすら疑惑を挿むの勇氣ある學士は、定信の令を以て撲滅し得べき軟骨者流にはあらず。加ふるに此學政の變更たる政權爭奪の憤氣、また其

を興ふ。尾藤二百餘... 八月、大に佛僧を擯して其不行狀を責め、其甚しきも九年八月、日履座を廢し、労働者は隨座に札なくし、十一月、寛政曆を頒つ。

十年二月、女子が... 十一月、三月、當時

間に挾まるものありて、林氏の學頭にして四世を歴たる關松窓(永二郎)の如きは其退けらるゝや、田沼意次の友人たる形跡あるが爲なりしかば、議論の相違と感情の反抗は、民間私學の徒をして、鋒を揃へて異學禁止の令を排撃せしめ、上命は默從するの外なかりし時代に於ても、亦彼等の口吻、風霜を含みたり。中につきて、山本北山・龜田鵬齋・豊島豊洲・伊東藍田・家田大峰・戸崎淡園・赤松滄洲等極力抗辯して最も畏憚せらる。學問復興の最初は儒佛の爭闘にありき。已にして中ごろ儒林相互の爭闘となりしが、斯の如き五六十年にして、今や官學私學の爭闘となりぬ。大學頭林信敬、また定信の爲す所を善しとせず、上書して之を争へども聽かず。定信其京都より聘したる讃岐の儒者柴野栗山の手を経て、異學排撃の政令を行ふ。已にして林信敬病を以て死するや、定信、岩村の城主松平乘蘊の子、衛が才學あるを見て、勤めて林氏を繼がしめて、大學頭たらしめ、尾藤二洲・古賀精里の二人を京都より招き、遂に異學排撃の法令より、一步を進めて異學禁止の令を布き、朱子派を奉せざる者は進仕する能はざらしむ。是に於てか徂徠等の輿論して學問の霸權を西京より取りし江戸は、再び京儒のために征服せられたり。是より異學禁止の令を全國に及ぼし、朱子を以て根元學筋となし、之に背くものは往々禁錮を以て刑せられ、遂に進んで詩は、李白・杜甫を標準とし、文は唐宋八家を主とし、浮言遊辭を學ぶ勿れと言ふに至る。當時地方文學の中心たりし米澤の興讓館・岡山の學館・萩の明倫館。

しむる勿れ。從來の町人不正あり。宜しく貿易の正義を維持せしむべし。耕作を尙び肉食に彼からしむべし。語を用ふる勿れ。夷一夫多妻の俗を改めて人口を増加せしむべし。文化二年五月、地方の農民浪人を養うて武藝を磨くを禁ず。三年三月、芝泉岳寺の前より出火して、神田淺草下谷戸を焼く。死者千二百十人。石田勘平は丹波岡田郡の人、梅岸と號す。都鄙問答齊家論を著す。鳥は其弟也。前あり門人松倉新話翁尾張屋道順、屋中子夏子貢に比す。同

四月、一向宗、親鸞に大師號を贈らんとす。許さん。親鸞氏にして女を御し肉を食ふ上人と號するも餘りありと。文化八年、源空に弘覺大師の號を賜ふ。八月、文身を禁ず。仙臺の大槻茂實に命じて蘭書を譯して上らしむ。十二年、朝鮮飢饉して米穀を賣却けことを求む。却け朝米を食ふ。對馬は朝鮮米の食ふ。多し頃、町内の喧嘩を風生ず。英文政元年五月、英船一艘浦賀灣に入り、松平外記正浦を任所に歸り薪炭を與へて互市を拒む。十二月、砂糖の禁を以て新田殖産を令す。か如の外耕作すべからざるを令す。此年、青地、奧地志を譯す。治憲十二年、上杉死す。其治、天下諸侯の模範たり。其國を子に傳ふるや、遺言して曰く、國家は先祖より子孫に傳ふる國家にして我が私すべき

德川氏の末世 光格の生父尊號の議

するが如く、勃然として發達しぬ。若し其の和文學の教ふる所の思想をして實現せしめんか。政權は王室に歸らざるべからず。貴族は將軍に代らざるべからず。北朝によりて立てられし幕府は、南方貴族に屬せざるべからず。最も幕府の存在に危険なるものは、實に和文學の復興にてありき。併も異學を禁止したる松平定信は、新井白石が看取したる此危険を看取する與はず。彼自ら和文學者の一人たりき。然れども久しからずして、彼は和文學の教ふる思想の恐るべきを見ざるべからざるに至れり。光格の生父尊號の議 是より先き寶曆十二年七月桃園天皇の崩ずるや、太子猶ほ幼なるを以て櫻町上皇の第二女智子皇位を踐む。之を後櫻町天皇とす。已にして明和七年、太子已に長ずるを以て皇位を讓る。之を後桃園天皇とす。已にして安永八年十一月後桃園天皇崩ずるや、後櫻町上皇藤原内前と謀つて勸修寺の門跡寬齋をして、入つて大統をつがしめんとす。而も關白九條尙實之を聽かざらんことを慮り、入つて尙實を退けんとす。尙實聽かずして曰く、天皇の疾大漸ならんとす。臣關白として外に出づる能はずと。遂に遺命と稱して閑院帥宮祐宮を立つ。之を光格天皇とす。時に九歳なり。已にして天皇生長して、其生父閑院宮を尊びて太上天皇となさんと欲し、寛政五年二月、議奏前大納言中山愛親、傳奏前大納言正親町公明をして江戸に下つて之を議せしむ。時に將軍家齊、亦其生父一橋治濟を前將軍として大御所と號せしめ城中に入れんと欲す。治濟は、定信等が見て以て野心ありと爲し、田沼の勢力

に依頼すと爲したるものなり。故に定信等は極力之を排撃したりき。今や京都より同一事情を提議し來るに遇ふや、思へらく是れ必ず一橋黨の京都を誘へるならん。若し然らずとするも、已に天皇の生父に尊號を呈するを可とせば、將軍の生父にも亦大御所の號なかるべからずと。遂に二使の議を拒む。二使屈せず。辯難數回、遂に天皇の詔勅を出して之を示さんとす。定信之を止めて開かしめず。其關白の手を経ざりしと言ふを聞き、二使勅を濫にすと爲して之を罰し、愛親に閉門せしめ、公明に逼塞せしむ。然れども天下王朝の盛事を追懷するもの、之を以て幕府勅命を蔑にするものとなして、蒲生君平・高山彦九郎等、王朝政治を夢想するもの、漸く幕府の所爲を難するものあるに至りぬ。斯の如くして天下の非難を免れざりしと雖も、公卿の議は之を止めたり。然れども公卿よりも危變なるもの更に現出し、元寇以來の憂苦國民の間に生じぬ。即ち露人北邊に來るの報是れなり。

露西亞の物興、東下の歴史、林子平

德川氏は豊臣秀吉外征の失敗に懲りて、餘りに退縮の政策を取り、二百年海外と消息を絶ち、僅に荷蘭の消息を経て、外事を知るに過ぎざりき。斯る間に荷蘭・英吉利・葡萄牙の如き海國の外、恐るべき一大陸地國民たる露國は勃興しぬ。露國は元とスラボニツク種の大侯國なりしが、弘安の年、日本を襲撃して敗北せる忽必烈の同母弟拔都が率ゐたる三十萬の兵士のため蹂躪せられ、西曆一千二百三十九年、大侯ユリーがモスクバ河畔に陣没したるより、露國の蒙古に

定信登城するに、夏は晒しの染帷子に単履子の履き、つけ、松枝平の袴に用ふる文箱には眞紅の長き紐を付し、地に垂れて餘りあるものを、用ふる定信、其長き紐の長きを言ふや、老女之を駁して紐の兆なりと言ふ。

徳川氏の末世 露人北邊に寇す、國防の經營

信が節儉の美德たるを知つて、驕奢に類する大規模の費用も、其實また天下の運給の要具たるを解せざるを厭ふ。斯の如くして初は王安石の山を出づるが如く歓迎されたる彼は、老學究の如くに厭倦せられたり。故に定信が銳意意次の殘黨を窮盡して大奥女中に及び、一人を殘さざらんとしたるに拘らず、群黨遂に彼を退けんことを將軍に請ふ。寛政五年七月、將軍遂に定信を罷め松平信明をして老中の首座となして定信の後を承けしむ。信明は三河吉田の城主にして剛果直諫を憚らず、古忠臣の風ありき。定信已に去るや、一橋黨は時を得たりとなし、將軍の生父治済を二の丸に迎へ、大御所と稱せしめんとし、將軍をしてまた信明に求めしむ。此問題は會て定信の時に求められて、彼が斷乎として排せし所なりき。今や信明また其求めに接し、斷乎として答へて曰く、大納言すら已に過分なり、何を苦しんで大御所と稱せんとする乎と。將軍怒つて内に入る。其の剛果斯の如きものあり。一に定信の遺制を守つて變ぜず。婦女の女髮結を傭ふを禁じ、破戒僧侶を市に徇へて敗俗を戒しめ、町人其の子を勘當するを禁じて之を教育せしむる等、風を更へ、俗を匡すに遺算なかりき。

露人北邊に寇す、國防の經營

寛政九年十一月、對馬の海上に外國船數艘ありて大砲を放つ。其響、百雷の一時に落ちしが如く、從來會て耳にせざる所なりと傳へられ、十年三月、露人已にエトロフ島を占領せりと報ぜられたり。從來自ら好みて世界の形勢に遠かりし幕府は、今や其四邊の何れより敵國の

享和二年七月松前章廣の京夷大地を敷め、文化四年三月其西蝦夷地をも直轄す。

徳川氏の末世 露人北邊に寇す、國防の經營

襲來するやを知る能はざるを恐るゝに至りぬ。是に於てか定信が士風振興の目的を以て行はんとしたる反動的勤儉政治は、今や國防を目的とし、國防より割り出せる活題目に其席を譲らざるべからざるに至りぬ。十年三月、幕府、目付渡邊久藏・使番大河内善兵衛・勘定吟味役三橋藤右衛門等數十人をして蝦夷を巡回せしめ、その露人の心、容易ならざるを見るや、十一年、松平信明をして蝦夷の警備を總統せしめ、勘定奉行石川左近將監忠房・目附羽太庄左衛門正養・使番大河内善兵衛・勘定吟味役三橋藤右衛門等をして、局を開きて蝦夷開拓、日露國境の畫定を議せしむ。是れよ●數ば使を蝦夷に發し、十二年五月には下總の人、伊能三郎右衛門忠敬をして蝦夷の地圖を作らしめ、享和元年には、石川忠房・羽太正養、自ら蝦夷に赴き、間宮倫藏、之に従つて樺太より黒龍江に廻り、山海關に至りしが、關を超ゆる能はずして歸り韃北紀行を著はししかば、上下相傳へて邊警日夜に忙し。享和二年二月、遂に箱館奉行を設けて蝦夷一圓を總轄せしめ、之を日本化せしめ、且つ一夫一婦の倫常を正し、人口を増加せしむるを以て其の方針とす。已にして文化元年九月、露皇アレキサンドル一世、其の使節ニコライレサノツトを長崎に送り、漂流四人を還送して通商を求めしむるや、幕府祖宗の禁を述べて之を拒絶す。レサノツト乃ちカムサツカに入り、船將ホウストフと謀りて北邊を脅かさんとし、文化三年九月軍艦二艘を以て樺太に來り番小屋を抄掠し番士四人を擄にして去る。餘衆急に使を馳せて之を江

戸に訴ふ。時に雪已に至りて使者還繞して進む能はず。翌年四月七日を以て江戸に達す。其の使者の江戸に達したる後、二週間に於て露船またエトロフのナイホに入り、抄掠を縦にして去る。二十九日またエトロフのシヤナに迫る。シアナ、はエトロフ島會所の地にして在る所、南部・津輕、兩藩勤番の吏員兵士を并せて三百餘人なり。衆已にナイホの變あるを聞き、相集つて防禦を議する時露船急に来る。乃ち銃を發して之を防ぐ。露人大砲を發して之に應じ歩兵を掩護して進ましめ、歩兵また能く戦ふ。番士の銃は其彈丸三匁玉にして遠きに達せず、また彈藥盡きて戦ふ能はず、大敗して四方に遁走す。此報江戸に達するや、人心恟々儒者が唐宋元明の歴史に於て見たる北胡侵入、宗社顛滅の憂は歴然として事實となり、功名自ら悦ぶもの、皆刀を撫して北を眺め、平山行藏の如きは上書して無頼の壯士を募り、進んで露西亞を撃たん事を請ふに至る。幕府は一面令を發して露人北邊に入寇せる願末を明にして流言を杜絶し、一面仙臺の城主、伊達政千代に配するに將軍の女を以てし、仙臺藩をして蝦夷の守備に當らしめ、政千代の叔父堀田攝津守正教をして監軍たらしめ、會津をして力を仙臺に併せしめ、文化五年四月朝鮮使節の來聘を名として、諸侯に總國役金を命じ、諸侯諸士は一萬石に七十兩、人民は百石に一兩の貢獻を命じ、新井君美の遺策を用ひ、朝鮮の使節は却つて之を對馬に上らしめ、幕府の使臣をして行つて之に會せしめ、私に其の費を北邊の警備に用ひ、相模の三崎・城ヶ島・

觀音崎・安房の洲の崎・上總の百首に砲臺を築き、江戸の警備を嚴にす。翌年八月英船また長崎に入り蘭人と争ふ。諸侯大に驚き隨處士卒を集むる者數萬人。斯の如くして秀吉・家康の世、葡萄牙・西班牙が天下の霸權を掌握したる時、幸に之と相隔離して自ら桃源の天地を作りし國民は、今や英・佛・露が天下の霸權を握るの時、再び列國競争の渦中に誘はれんとす。是より幕府、外交に忙殺せられて、また志を内政に用ふるの暇なし。

露明との交綏、異船砲擊令、人心の沈睡

文化八年露人ゴロヅキン國主の命を奉じて北海を測量し、クナシリ

のセンベコタンに漂著するや、南部の兵士之を砲擊し、其の八人を虜にす。船將ゴロヅキン其の中にあり。翌年露船來つて八人を求む。番兵與へず。露船乃ち海上にありて幕府の船頭高田屋嘉兵衛を捕へて去り、備さに我情偽を知る。文化十年、露船また來りて、高田屋嘉兵衛を返し、且つ前年來の抄掠は露帝の意にあらざるを辯明す。乃ち露人の謝狀を徴して八人の俘虜を返し、兩國の事情疎通し、ゴロヅキン翌年來つて國境を定めん事を約して去る。幕府乃ちシモリン以北を露領とし、エトロフ以南を日本領とし、中間にウルツブ島を置きて中立地たらしめんとす。然れども此時露國は方に佛帝大ナポレオンの侵略に遇うて東邦を顧みるの暇なく、遂に來らざること久し。已にして文化十四年松平信明死し、翌文政元年、側用人水野忠成、老中となり政治の局に當るや、北邊久しく警なきを以て奉行の

徳川氏の末世 露國との交綏、異船砲擊令、人心の沈睡

文政十年五月、定信山陽の日本外史を見る。

嘉兵衛は漢路の人也。

十二年十月、書物奉行高橋左衛門右衛門、地方河邊林右衛門、地圖を關人、レールトに與へて禁獄せらる。

十二年、人口を調査せしに、男千四百六十六萬七千三百四十六人、女千三百四十六萬八千四百八十八人、外也。武家の外、佐久間三月より、神田、東町、深川、南、新橋、至り、西は城邊、至り、大名屋敷、千七百七十七家、旗下一萬八千餘人、死者千九百餘人。大坂にて切支丹の徒を得て之を殺す。一坪を租一升米五分と定め、其七分

を納租とするものにして、一段分より三斗五升を納むる也。

此頃より寄席起る。天保三年、大盜次郎太夫を梟す。所謂鼠小僧是也。

徳川氏の末世 封建の効、人民の自立、市府の發達

費多きに堪へずとなし其地を擧げて松前志摩守章廣に與ふ。是より北方の警備漸く疎なり。此時英人東海岸に来るもの前後數回、常に通商を求む。幕府は猶ほ歐洲の事情に通ぜずして之を拒絶し、遂に其煩に堪へず。文政八年令を下して、異國船を見るや何れの港灣たるを問はず直に撃攘せしめ、過つて蘭船を討つも不可なしとなす。一國の人心は、露人、北邊に寇するの警報によりて覺醒せられたり。今や露人、歐洲中原の驅逐に忙しくして來らざるや、半ば覺醒せんとせる人心は再び沈睡しぬ。

封建の効、人民の自立、市府の發達

此時に方りて封建制度は其の功益を十二分に示したり。若し日本國民をして猶ほ王朝の下にあり、人民と同情なく土著の意志なき國司・郡司をして、全國を配せしめたらんには、日本は長く寒貧、荒曠の光景を呈し、人愈々多くして、國益衰ふること、朝鮮の如くなりしならん。唯だそれならず、郡雄の割據は王朝の衰弱を來たすと雖も、封建の勢此に成り、人民土地を私有所として之を保護するの風を生じ、此の如きもの二百年に垂んとして、國家安康人民自立の基、此に立ちぬ。固より其の間には暴大名、兇代官なきにあらざりしも、概して公平は保たれ、正義は行はれ、婦人の墮胎、幼兒の虐殺は禁ぜられ、天險によりて相距たりし州邦の間、男女の有無を通ずるに至りしかば、百姓其土に安じて生々繁殖するに至り、三公七民より最も高きは七公三民の田租を納め、其他臨時の冥加金、國役金を出すの力を備ふるに至り、習慣は法律となり、泰平は自治制を生じたれば、

諸侯の權と雖も、年所を経たる田制町法を變ずるの力なく、若し之を變ぜんとせば、農民は多衆團結して之に迫るの氣力あるに至りぬ。封建制度なかつせば、人民は全く奴隸となりて國家成立の柱礎なきに至りしならん。中にも市府は凡ての所得に對する課税なく、生活の餘裕あるがため、羨むべき境遇にあると共に、多くの市府は城下にして、武士の一群を圍繞して政治上の中心たるがため、上は武士の財力を吸ひ、下は農村の人民を吸うて絶大の進歩を爲し、其生活習慣の變化、日夜に絶えず。千里一色百代一樣なる封建制度に、多少の變化新要素を與へしものは市府なりき。故に寶曆二年(二十四百十二年)には日本の人口二千六百萬千八百三十人なりしもの、明和天明の飢饉水旱を経て、文政十二年(二千四百七十五年)には公家武家の外、二千七百二十萬八百人に達し、而して首府たる江戸は其の終(二千四百六十年頃)に於ては、武家を外にして町人のみにて已に二百五十萬の人口を有したり。近時に比して中央集權の勢如何に強大なりしかを想見すべし。

江戸生活の榮華、江戸文學の再變其喜劇的特色、再び肉慾の天國

天明の年は田沼意次の執權の時にして、江戸の

市民驕奢なりと稱せられしも、一般の市民は猶ほ質素にして、飯田町の市人にして小紋染の羽織を有する者、唯一人なりしが爲、彼が外出するや、市人を憚つて家を離るゝ遠くして後、之を被りたりき。今や天明を去る四十年にして江戸の市民にして體面ある生活を營む者紋様の羽織を有せざるなきに

徳川氏の末世 江戸生活の榮華、江戸文學の再變其喜劇的特色、再び肉慾の天國

至りぬ。安永明和の頃には大諸侯の城下を除くの外、大街道の宿驛にて用ひらるゝ菓子には、多くは五荷棒にして千住より以北の地には干菓子なるものを見る能はざりしに、今や通邑大市到る所干菓子を
見ざるなきに至りぬ。足半を穿ちたる武士の子孫は、一足一兩の下駄、印天皮の雪駄を穿ち、其妻は
引出ありて内に銅壺を設けて湯を煮、歩行しつゝ、足を暖むる下駄を穿てり。一個廿五兩の住吉煙管は交
遊社會の流行となれり。一個金一匁五分の牡丹餅、一個金三匁四分の鹿子餅、一個金一分の鮪を食は
ずんば通人粹客と稱すべからざるに至り、熱天に頭を晒らしたる町人農夫の子孫、二百匁の傘をかざ
すに至り、人口の増加と生活の進歩は殆ど走馬の勢を以て進みぬ。然れども不幸にして封建の社會
は、市民をして此の富と勢力とを用ふる所なからしめたり。彼等は政治に參與する能はずして、百萬
兩の分限者も武家の名を聞きては、中間、若黨にすら首を垂れざるべからず。故に公共事業に對する
思想なるものは殆んど絶無なりき。彼等は擊劍を學ばんとせば、町人に無用の事なりとして禁せられ
たり。彼等は家居を壯麗にせば、初めは驕奢なりとして禁止せられしも、已に禁ずべからざるを見るや、
冥加金、國役金を課する標準とせらるゝに至れり。彼等は儒學を學ばんとするも、學問は彼等をして
適く身を過たしめて、老學窮に終らしむるものなるを見たり。彼等は已むを得ずして、其の富を煙草
入の細工、金具に費し、火鉢・屏風に費し、子女の衣服に費し、かば、織巧にして綺麗なる工藝は漸く

盛なるに至りしが、是等の事猶ほ彼等の心を満たしむるに足らざるや、彼等は輕妙なる軟文學を需要
して、其慾を充たしめんとするに至りしかば、從來一たび政治的の貴族の手を離れたるも、猶ほ智識
上の貴族にのみ有せられたる文學は、漸やく國民の大部分間に行はるゝに至り、其翹楚としては式亭
三馬あり、十遍舎一九あり、京傳あり、馬琴出づるに及びて漢土の演義を翻案して、之を遣るに流麗
雅健の和文を以てせしかば、歴史は直に小説となり、八犬傳出づるに及びて日本國民をして歴史の題目
を悦ばしむるに至り、徂徠・春臺が漢文學によりてせしが如く、江戸の文學は再び日本文學を支配する
に至りぬ。此時代の文學の特色は、其の希望なきにあり、悲愁なきにあり、喜劇的なるにあり、宗教
の感化を脱したるにあり。蓋し日本文學ありて以來、文學が佛教の感化を受けざる時はあらざりき。
殊に文學は人事に觸れず、唯だ自然を歌ふ和歌に止るの時代に於ては、輕柔なる山川和樂なる天地
は、萬有神教的の宗教思想を感受するに適當なるものありしかば、文學は宗教の感化を脱せんと欲す
るも殆ど脱し得ざりき。中世以後亂離相繼ぐや、武夫戰鬥に忙はしくして、才子籌策志を専らにし、
文學は一に僧侶の手中に存するや、佛教の感化は詩的形體を以て散文の中にすら入り來りしが、天下
の大亂久しくして、僧侶すら攻戰に忙はしく、文學を忘るゝ時徳川氏天下を一統して文教を起すや、
狷介排他の氣習に富める宋學滔々として入り來りしかば、儒佛の争となり、和文起つて國史によりて

山陽の日本外史は
新井白石の讀史餘
論に基く、意見
多し。また日本政
史は、武元立平の
のみならず、雖も
行文の雄快なるが
ため、却つて原本
を變へて、其の
聲價あり。

また佛教の妄誕を説くや、宗教の感化漸々文學を離れんとするに加へて、文學の題目は自然と離れて人事に入り、歌詠と離れて論評となり、頓悟を離れて思辨となるや、宗教的感化は其根柢より塗絶せられんとす。寛政より文化安政に至る江戸文學は、斯の如き氣運の中に生じたるものなり。殊に其記者は物質的快樂に心酔し、今日あるを知つて明日あるを知らず、生の樂しむべきを知つて、生の痛苦を知らず、生の何たるを解せず、死の何たるを知らず。滔々相率ひて醉生夢死せんとする江戸市民の氣質に鬱生せられたるものなり。之に加ふるに、漢學は松平定信が官學私學の別を立てしより、拔くべからざる學黨を樹て、定信退くも、柴野栗山・尾藤二洲・古賀精里等、其徒を集め黨を募り、益々正邪の別を正ししかば、官學は老學究の府となりて生氣なく、唯だ國法によりて其位を保たんとするのみ。私學の徒、唯だ多く考證、經義に汲々として、直に其胸臆を據ふるものなかりしかば、文學上の製作は汗牛充棟なるに、時世を代表し時代を劃する作物なく、僅かに頼山陽の日本外史あるのみ。而して私學禁止の結果として一方に於ては有爲才幹の立をして放浪戲謔、一世を醉夢に附せんとするに至らしめしかば、江戸の文學は未來に望なく、過去の回顧なく、唯だ現在の生を享けて歡笑逸樂せんとする思想を示し、舟車の通ずる所、書冊の達する所、此の現世的思想は全國を動かしぬ。而して此現世的思想の結果として、肉慾の天國は益々上下に樹てられて、奢妾、聘妓の風は公然として行はれ、

札差とは倉庫預りの市人也。

明和七年十二月
三百萬四千四百
天明八年十二月
八百一十一萬七千二
寛政十年十二月
六百七十九千七百
六十三兩

之を士君子の面目として誇られ、諸士の幕府より退くや、若黨をして挾箱其の他の器を携へて家に歸らしめ、直に遊里に出入し、諸侯の歡樂また公然妓を聘するに至る。斯の如き悖徳亂倫は獨り男子に止らず、女風も亦甚しく亂れ、俳優身を變じて谷中の法華寺延命院の住職となりて日道と稱し、幕府の婦女を寺中に姦するに至る。當時江戸市中の私娼二十三町に散在し四千一百八十餘人に至りき。

幕府財政の窮乏

斯の如き驕奢淫逸の結果として、上下財用に窮し、江戸の諸士、最早淺草の倉庫より米穀を受くるの期を待つ能はず。定期の米穀を抵當として札差より負債を起し期に至つて償ふ能はず。益々體面と信用を損す。而して不思議にも政治上に於ては、其勢力彼等の十分の一をも有せざる宮・門跡・寺院・盲人、是等の困窮武士の債主となりて、酷薄の手段を以て之を苦しめしかば、優劣古今、地を異にするに至る。文化十四年十二月幕府の庫中に現存する正金は六十五萬八百六十餘兩にして、寛政の十年の調査に比すれば四十二萬八千九百兩を減じたり。是より先き總國役金を命じ、大阪の商賈より一百万の御用金を集めしに拘らず、此の如し。以て幕府財政の窮乏を知るべく、以下諸士の窮乏を推測すべきなり。是に於てか文政元年勘定奉行古川山城守・勘定吟味役服部專藏の議により、新に二分金を作り、繼で一切流通の金銀貨を改鑄し、其質を粗惡にして、其數量を増加し、以て幕府の金庫を利するに至りぬ。是より先き、元文元年、荻生徂徠の議によりて貨幣を改鑄するや、新井白石の定めた

奥力、同心、手代、
金銭によりて浪人
より入るに至る。

徳川氏の末世 諸侯商賈に負債す、幕府の養子政略、封建治下の自治制、封建内容の崩壊 六八八

る貨幣制度を亂したるに、安永元年、財用に窮するや、勘定奉行川井久敬の議によりて南鑛二朱銀を發行して、通貨の不足を補はんとしたりしが、當時金銀價格の差を知らず、八錠の南鑛銀を以て金一兩に更換すべしと定めしかば、金貨頓に下落して、幕府、人民共に其弊を受くること前後此の如きはあらざりき。蓋し泰西各國にあつては、十八世紀の初めは、金一銀十五の比較なりしに、二朱銀八箇を以て金一兩に更ふるは金一銀六の比較なりしかば、潮水の流るるが如き勢を以て金貨は海外に落ち去りぬ。斯の如く前後財政を過つ數回なるに、今やまた改鑄を行ふ。是れより物價騰貴して市場の信用頓に減じ、商人産を倒すもの少からず。

諸侯商賈に負債す、幕府の養子政略、封建治下の自治制、封建内容の崩壊

斯の如き状態は獨り江戸に止らず、全國

を通じて皆然り。唯だ此の變革の波及するに遅速と厚薄とあるのみ。加ふるに諸侯は、自家の驕奢淫逸に奉ずると共に、上幕府に奉ずる所なかるべからず。本國にありて國主たる政府と侍妾とを中心としたる後庭を維持せざるべからずと共に、江戸の藩邸にありて諸侯たるの體面を維持すると共に、江戸に於て正妻を中心としたる後庭を維持せざるべからず。故に其の財政にして亂れざるものは、僅々二三藩あるのみ。滔々たる列藩、多くは江戸・大阪・其他城下の富豪に負債せざるものとはあらず。是に於てか已に平民を保育發達せしめたる諸侯は、今は唯一平民に誅求して、困厄を脱するの道とな

し、曾て國民の救たる封建制度も今は國民の厄となりぬ。是より農民の國主に向つて反抗するもの少なからざりしが、諸侯の困厄は獨り此に止らず。江戸詰の武士と、本國にある武士と意見を異にするがため、學黨の分るゝがため、毎々執争を起ししが、田沼意次、強ひて諸侯をして幕府の宗族を請うて世子たらしめしより、將軍は其の宗室の權勢の四方に達するを喜び、諸侯の重臣は、また幕府の殿中に翱翔するの便を喜び、此風靡然として盛に、小諸侯、また大諸侯の子を養うて家を繼がしめ、以て列藩の間に地歩を占めんとす。是より諸侯の中また本系と外系とによりて黨を分ち、派を樹て、毒殺、暗殺、羅織の御家騒動となり、封建制度の内容は、上は幕府より、下は諸侯に及ぶまで頽然として崩れ始めぬ。此の時に方つて人民の權力はまた侮るべからざる發達を爲さんとしつゝありき。固より幕府の當時に於ては、今日の意義に於て言ふ所の民權なる思想は毫も見らるべからざりしと雖ども、士人の誅求に堪へざる反動力は、町村郡邑の庄屋・名主中に幾多平和のハムブデンを出したり。抑々封建制度の下に於ても、二百餘年の歲月は自然に一種の地方自治制を生じたり、是れ實に日本國民が水火の壓抑を経て猶ほ今日あるを得たる大原因なりき。而して庄屋・名主は、小なる代議士と、郡長の如き半官半民の性質を有して、此の自治制を管理せり。此の庄屋・名主は、大概千百年來の門閥と徳望と技倆とありて、自然に人民の歸服を得たる者を任ずるの慣例なれば概して其人を得たるものなり。彼等

徳川氏の末世

諸侯商賈に負債す、幕府の養子政略、封建治下の自治制、封建内容の崩壊

六八八

は其意氣と、思想と、學問と、門閥とに於て、遙かに、士人に劣らざるものありしかば、其士人の誅求代官の暴虐なるに出逢ふや、彼等は牝鶏の翼もて雛鶏を掩ふが如く、身を以て之に代りて、人民を保護するものなりき。彼等は固より人類同權の通義を知るものにあらず。然れども天下は天下の天下にして一人の天下にあらずと云ふ支那的の民主主義若しくは歴史上の明君良相が人民の利害は即ち國家の利害なりとなせる嘉言善行によりて、僉末ながらも其政治主義を作りたれば、幕府の時に方りて、最も能く人民に忠實に、公共の利害の爲に己を犠牲とするの精神は、庄屋・名主若しくは是等同一門閥の町人百姓の間にのみ存したりと云ふも不可なりしなり。彼等はクロムウエルの如く郡中郷内の小チャールス王(代官)と戦はず、また彼の如く成功せざりき。然れども彼等の多くはハムブデンの如く公共の爲に生命財産を擲ちたり。或る者は之がために其目的を遂げたり。或る者は徒らに失敗せり。然れども成功にも失敗にも、彼等の所業は、ハムブデンの傳記の如く、口舌により、僉末なる出版物、寫本によりて天下に流傳し、また演劇、淨瑠璃によりて人民の中に歎美せられたり。幾多の豪傑談、演劇は、悪代官と良名主との争を以て綴り爲されたるを見ては、實に名主・庄屋は、幕府時代に於て民權の一大城塞たりしを見るべく、封建の基礎已に動搖しつゝ、在りしを見るべきなり。

諸藩微弱にして、外様の大名自立の志あり

斯かる社會にありて、若し雄藩大侯にして、儼然たる兵馬の備あ

多、財政に窮せず、農民の反抗なく、自恃勇往の氣概あるものあらば、彼は當然天下の恐怖たらざるべからず。而して不幸にも徳川氏に取りて順良の臣屬たるべき諸侯多くは已に頽然として微弱。天下の恐怖たるべき雄藩大侯は、家康が死して猶ほ其木像を南面せしめて監視せんと言へる西南諸侯の中にありき。享和三年十二月京都の商賈薩摩より歐洲産の物品を購ひ來る、其出所を問ふに不明なりと言ふ。幕府以て密商となし薩摩の國主に照會して其賣主を糾問せしめんとすれば、答へて曰く、彼れ已に死せりと。或はまた曰く、彼れ已に逃遁してあらずと。幕府其密商を掩護する者あるを疑ふも、遂に之を糾問する能はざるなり。然れども事實は幕府の猜疑したるよりも大にして、外國貿易の制限嚴なるに拘らず、薩摩は久しく外國と直接に貿易して、三四ヶ國の語に通ずる譯官を備へたりしなり。また天保七年、肥前の國主鍋島齊正國に就かんとして川崎驛に松平肥前守と書したる札を掲ぐ。一橋齊位川崎を過ぎんとし其從士、驛吏に命じて齊正の札を撤せしむ。驛吏鍋島を恐れて従はず。從士即ち自ら之を踏み挫きて去る。齊正大に怒り、一橋家のために蹂躪せられたる松平の姓は享くるに足らずとなし、之を幕府に返さんと乞ふ。眼中已に徳川氏なきが如し。幕吏大に驚愕して百方之を慰諭し、急に一橋家の從士を刑して、事僅かに已むを得たり。政權微弱にして、以て雄藩を鎮壓するに足らず、尾大不振の勢、漸く現れ來る。此時に方つて英雄の士樞機に當るも、事猶ほ濟し難きを憂ふ。況

んや老中の首座たる水野出羽守忠成は、唯だ大奥の寵によりて其位を保つ曖昧模稜の宮人のみ。故に微弱なる政權、また大奥に蠶食せられ、松平定信、信明が極力抗拒せる一橋治済は、忠成に至り、遂に准大臣の待遇を受くるに至り、世に儀同様と云ふ。已にして忠成死するや、老中大久保忠真之に代る。忠真忠厚にして、多く忠成の秕政を改めんとす。然れども大勢滔々として逝いて歸らず。

天保の飢饉、亂民の暴發、大鹽平八郎の亂

時に天保四年より米穀登らず。加ふるに金銀疎惡なるがため、米

價騰貴し、貧民食を得ずして道に斃る。斯の如きもの三年。江戸市中に於てすら餓殍道に横はるに至り、窮民所在、相集つて亂を爲す。其最も大なるものは武藏に發し、美濃に發し、甲斐に發し、上野に發し、下野に發し、浪遊生を爲すもの四方を徘徊し、劫掠を業とす。諸侯代官、之と争うて事端を増さんことを恐れて、故らに之を避く。是より豪農亦禁を犯して劍を學び、以て自衛に備へんとし、紀綱索然として振はず。窮民ならざる者も、幕政に飽きて人心變を思ふ。時に大阪町奉行の興力大鹽平八郎なるものあり。王陽明の學に通じて中齋と稱す。剛果峻嚴、最も治獄の才に長じ、奉行高井山城守實徳の重用する所となりて、數ば大獄を斷じて重名あり。已にして實徳老を以て官を解くや、平八郎また之に従つて退き、諸生を集めて書を講ぜしが、居常快々として志を得ず。幕府の紀綱索然として振はず、亂民四方に起り、人心恟々たるを見て、自ら駿河の今川義元の支流と稱し、其子格之助

を元服せしめて、竊に今川弓太郎と稱へしめ、藏書萬卷を賣つて窮民を救ひ、且つ告ぐるに天満天神兩橋の邊に火災あらば、急に來るべきを以てし、銅砲木砲四個を作り、天照大神・湯王・武王・徳川家康の旗を作り、政府の腐敗、官吏の私曲を數へ、下民のために姦官を誅するの檄を四方に傳へて、天保八年二月十九日の夜、門弟同心徒黨數十人と共に火を放つて大阪を焼き、紛擾に乗じて事を起さんとす。與黨平山助次郎、志を變じて急を奉行に告ぐ。時に舊奉行跡部山城守良弼、職を新奉行堀伊賀守利堅に繼がんとす。二人即ち先づ大鹽の與黨を執ふ。平八郎之を聞き、十九日の早曉、自ら其家を焼きて、火を四方に放ち、天神橋を落し、鴻池・三井以下の富豪を砲撃し、焼夷し、窮民を馳り、農夫を募り、勢に乗じて大阪城に向はんとし、遂に逆撃せられて敗走し、平八郎以下與黨或は自殺し、或は焚死す。平八郎等初め退いて武庫郡甲山に據り、天下の動搖を待たんとして、事此に至らずして敗れしなり。

家齊退いて家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ

大鹽平八郎の亂は、須臾にして夷ぎ、其焼く所も一萬二千

五百戸に過ぎざりき。然れども西南の雄藩大侯が、徳川氏の威を憚らざるのみならず、區々の匹夫を以て、大阪によりて天下を動かさんとしたる一事は、深甚の感動を世人に與へ、幕府衰亡の時を報ずるの晚鐘の如くに聽かれぬ。越えて四月、將軍家齊老衰を以て職を其第四子家慶に讓る。九年三月

徳川氏の末世 家齊退いて家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ

天保八年六月、後柏崎に一擲三千人起る。大鹽の徒餘人之が首領たり。日ならずして平く。

天保九年三月、西丸造營のため、三九百以下、五百以上、高下は百に依り、二下は百に依り、一は二百に依り、分を賦せしむ。二萬八千八百四十兩、八造營の費す所、百六十九萬二千六百六十九兩。

十年正月、日本總繪圖成る。五月、百姓の武藝を禁じ、町方の火消の風を學ぶを禁ず。八月、百目以上の鐵砲を鑄るものは、罰くべきを命ず。十一月二月、表坊主驕慢にして禮を失して賄賂を食るを戒防す。九月、府下の兩替屋を六百人と規定し、此外は營業するを禁ず。十一月、太上天皇崩す。水戸齊昭の獻言により法號と佛事を營むを止

め光格天皇と號するに止まらしむ。

天保十二年十一月、松平能登守家來佐藤拾遺備者とたり、二百俵十五扶持を與ふ。十二月、諸侯大身論じて官位を望むものあり、合して之れを禁ず。時人良澤を蘭化先生と云ふ蘭人の化身の如しと云ふ也。數十の蘭字を

徳川氏の末世

歐洲形勢の變、英艦來らんとす、水野忠邦外藩濠洲政略
西城燒失して役を諸侯諸士に課して造營せしめ、五百俵以上の祿を有する者は百俵に二兩、五百俵以下は百俵に一兩二分を賦せしむ。鍋島齊正、財政窮乏を名として其課役を半減し、且つ十箇年賦とせんことを乞ふ。若し此事をして三四代將軍の頃にあらしめば、直ちに國に歸りて兵を案じて俟つべしと命ぜらるべきものなるに、威信已に落ちし幕府は、二萬兩を貸して課役に應ぜしめたり。近世の事變一として幕府の威信地に落ちんとするの光景を描き出さざるものにあらざるはなし。家慶の宰相たる老中水野忠邦は、斯の如き事態を見て慨然たらざる能はざりき。

歐洲形勢の變、英艦來らんとす、水野忠邦外藩濠洲政略

此の時に方つて歐洲の形勢は一大變革を來しぬ。秀吉の時代は西班牙・葡萄牙全盛の時代なりき。家康・家光の時代は荷蘭人全盛の時代なりき。英佛の二國歐洲に雄峙すと雖も、猶ほ力を絶東に用ふる能はず。海上の覇權は荷蘭に專有せられぬ。已にして家齊・家慶の時に至つては、佛國には空前絶後の大革命を生じて、歐洲全土の兵を四境に受けて進んで之を掃盪するあり。已にしてナポレオンの現出となり、オートルローの大戦争となり、ブルボン家の復興となり、市民王ルイフキリッブの即位となり、英國に於ては家齊將軍となるに先つ四年、北米合衆國の獨立するあり。文化元年露國の使節レサノットの長崎に來りしより一年の後はネルソンの佛西聯合艦隊を覆すあり。荷蘭海上の覇權漸々英國の手中に歸し、文化五年には荷蘭人をして曾て東南洋に

雄飛せしめたる根據地マカオを取らんとし、文政七年には日本國民が山田長政等の手によりて新故郷を立てんとせるマレー半島のシンガポールは英國の屬地となり、其少年は、英國の王は波濤を統治すと誇稱するに至る。已にして天保九年、英人、日本海中に漂流せし日ノハ七人を救濟す。荷蘭人之を見て英人に告げて曰く、日本は祖宗鎖國の法禁を守りて他國と好を通ぜず、故にまた漂流人も他國より受けざるべし。請ふ日本に代りて之を受けんと。英人聽かず、必ず自ら之を授與し、且つ之を以て日本と好を通ぜんと欲す。荷蘭人乃ち英艦の來るに先つて之を幕府に報ず。水野忠邦出で、家慶の宰相たるや、劈頭第一、此の邊警に接し、今や内は上下驕奢にして淫逸なるを見、外は歐洲の諸國、我を壓せんとするの形勢を見て、定信よりも一層の猛氣、一段の性急を以て、勤儉政治を行つて、社會の惰氣を鞭ち、紀綱を振肅し、内は以て尾大不振の弊を矯め、外は以て夷狄に對峙せんと欲し、即ち大衆を評定所に集め、英艦來らば打つて之を退くること文政八年の令の如くすべしと決しぬ。

蘭學の起原、蘭社の獄

然れども英艦來らば如何にして之を攘はんか。西班牙の必勝艦隊を沈没せしめ、ツラファガルに佛國の艦船を破砕したる百練千磨の艦隊は、何を以て防がん乎。忠邦は、唯だ盛氣憤慨するのみ。歐洲の形勢に至つては茫々焉として通ずる所あらず。然も議を蘭學者に徵することも爲さざりき。初め前野良澤等が荷蘭の文學を學習し、其實學文化技巧の卓出せるものなるを唱ふるや、有

知るを始めてとして
西の實學に通ず
天保十二年十二月
漆のききりしを戒
め、役者の市中に
推居するを禁ず
同十三年正月市中
の寄席を十五席に
限る
三月富興行を禁じ
文書を禁ず
兩替屋の制限を廢
し、女子浮瑠璃三
枝を教ゆるを禁
じ、髪結床暖簾の
彩色を禁ず
同三月改曆して
天保曆といふ

季節に先ちて、珍
菓異果を賣るを禁
ず
渡邊登は、三宅土
佐守の老臣、高野
長英は陸奥水澤の
町人に業とす、麴
三英は出羽庄内

の天に於て幕府の
長英を脱出し、探
偵に身を託せしが
戸に歸り、妾を以
り、薩摩侯の託に
應じて三兵衛、伊
文、朴之を伊東
明快長英の外ある
是より捕吏の追跡
す所となる
四月、江戸市中に
改めしむ
六月、文學獎勵の
ため諸侯をして大
版せしむ
加賀の欽定四書長
州の名臣、薩摩長
の左傳等は、より
起る
伊藤市川海老蔵を
追放す
町人の金銀器を用
ふるを禁じ、途上
之を奪ふに至る
市人と雜居するの
禁じ、町中に念佛
題目講と稱して禁
ず
伊藤の座頭千五百
兩の年俸を受くる

識の士、漸く、外國必ずしも皆夷狄にあらざることを知り、荷蘭學を攻究して其長を取らんとするもの相繼ぎ、長崎にある蘭醫シーボルトの門は最も多く俊秀の士を出し、蘭學漸く一派を爲す。吉田長淑・馬場穀里・小關三英・高野長英・伊藤圭介・伊東玄朴・戸塚静海・渡邊登・坪井信道・杉田玄白・鈴木春山等最も名あり。彼等の談話によりて、荷蘭は仙郷の如く有爲の徒を魔醉し、荷蘭と云へば、奇巧珍器の稱呼たるに至り、街頭の招牌、荷蘭文字を用ふるあるに至る。時に渡邊登・高野長英・小關三英・遠藤謹之助等、知識を交換せんがために一社を結び、尙齒會と云ふ、時人、尙齒會、及び蘭學者を並稱して蠻社の徒と云ふ。諸藩の士往々來つて學問時々の疑を質す。天保九年十月、尙齒會の徒相會す。評定所の書記芳賀市三郎、會衆に語るに英人將に來つて請ふ所あらんとし、幕議擊攘に決したるを以てす。會衆大に驚き、英人漂流を送る已に高義なり、故なきに之を擊攘するに至つては天下の公道にあらず。且つ英國は天下の霸主にして、其海軍は精銳天下に比なしと稱せらる。眇々たる我國を以て、武備なくして之を攘はんとするは、國家の危殆なり、是れ決して傍觀すべき時にあらずと。即ち、登は、缺舌問答・慎機論を作り、長英は夢物語を著し、人をして之を老中太田備中守に呈せしむ。有志傳寫、物論大に起る。此時に方つて大學頭林衡の子、鳥居耀藏なるものあり。目付の職にあり。平生深く蠻社の徒を憎みて、夷狄禽獸の徒人心を危くするものとなす。已にしてまた江川太郎左

衛門と隙あり。江川は蠻社の徒なり。耀藏の下吏、小笠原貢藏、蠻社の徒を讒するに、一向の僧、順宣の無人島を開拓するの議に與るとなす。耀藏大に悦び、舞文羅織して之を忠邦に告ぐ。忠邦乃ち町奉行に命じて之を執へしむるに、渡邊登・高野長英は縛せられ、小關三英は、累を藩主岸和田侯に及ぼさんことを恐れて自殺す。奉行大艸安房守、糾彈百方遂に登が無人島開拓の計畫に與らざるを明にす。然れども鳥居耀藏等必ず之を刑せずんば已まざらんとし、目するに、縦に時事を論じて妄言衆を惑はすを以てし、登は塾居せしめられ、長英は永牢を命ぜらる。已にして長英、牢を脱し、面を燒き、貌を變じて蟄伏すること數年にして、捕吏の襲ふ所となりて自殺す。是より蠻社の徒は、何時禍の其身に落ち來るなきを保せず、戦々兢兢々として首を感ひ。

忠邦の儉約政治、財政改革、忠邦の人物、敗北

斯の如くして水野忠邦は歐洲の文明を傳ふる口を籍したり。

然れども彼等の論説を見たる彼は、愈々國防の要を悟り、紀綱振肅の急を感じ、益々酷辣の手腕を以て之を斷行せんとす。然れども前將軍家齊の寵臣、若年寄林肥後守忠秀・側衆取水野美濃守忠篤・小納戸取次美濃部筑前守等猶ほ家齊の寵を負うて事を用ふるを以て、容易に其志を遂ぐるを得ざりしが、天保十二年閏正月、家齊の死するや、忠邦志を決し、林・水野・美濃部の三寵臣を黜け、其黨與を除き、遂に將軍家慶を擁して舊政改革の端を開く。先づ幕府の吏人を會し、將軍をして一切の政治、享保・寛政の

者あり、令して八
百兩を止らしむ。
人情本を禁じ、版
木書籍を没官す。
十月、大久保加賀
守家來二宮金太郎
を用ひて普請役格
とす。
寺門靜軒、柳亭種
彦、爲永春水等、
著述のために嚴責
せられ且つ其著書
版木を焼かる。
近江に百姓一揆あ
り、十二年の九月よ
り、此の年の末に
至るまで、府民の
孝貞を表せしもの
一、百八十八人。

天保十四年二月、
兎徒關東に横行
す。大名に命じて
鎮壓せしむ。

四月、籠によりて
往來するもの多
く、旗本の士馬を
厭ふもの多し。令
して之を戒む。
五月、市中に金銀
を施したる看板を
出すを禁ず。
印籠沼を開掘せん
とす。時に天保十
四年六月。
*此年文化三年の令
に復す。

古に歸すべきを命ぜしめ、忠邦其旨を敷衍して改革の已むべからざるを諭す。是より猛烈なる手段を以て其所謂改革なるものを行ひ將軍をして公事訴訟を傍聴せしめ茶坊主の貪濫無禮を戒飭し、異風の頭巾によりて容を掩ふを禁じ、富札を禁じ、農夫が平常蠟燭雪駄を用ひ、家作を美にするを禁じ、毎村髮結店あるを禁じ、村落に江戸菓子を賣り、上菓子を作るを禁じ、殊に力を極めて、町人の驕奢を禁じ、高價なる菓子、美麗なる女服、能装束、金物、及び箱を用ひたる破魔弓・菖蒲刀・羽子板、人形の八寸以上なるは悉く之を禁じ、若し此令に背くものあらば直ちに刑罰に處せしめ、甚しきは吏人の見を以て過分となすものは、直ちに途上に於て剝取らしむるに至る。其他女髮結を禁じ、俳優の市民と雜居するを禁じ、江戸の寄席を十五席に限り、兩替屋を制限し、女子の淨瑠璃・三絃を教ふるを禁じ、理髮店の暖簾を彩色するを禁じ、諸國の民、江戸下りの俳優を備うて興行するを禁じ、俳優の給料を減せしめ、人情本の賣買を禁じ、十兩以上の石燈籠、三兩以上の花卉を用ひざらしめ、金銀を施したる看板を禁じ、蘭字を看板に用ふるを禁じ、遂に進みて十一年十一月には、町人は男女ともに絹・木綿・麻布の外、一切用ふるなからしめ、農夫は村役人のみ絹を用ふるを許し、其他は布、木綿に止まらしめ、羽二重・縮緬・縞子・唐物は、帯とするも、襟とするも、袖口とするも不可なりとす。さらに進みて、農民は久しく江戸に滞留して、已に江戸の戸籍に編入せられたるもの、外、一切、江

戸に滞留するを禁じ、皆郷土に歸らしめ、之に背くもの、或は其家財を沒官せられ、或は江戸を追放せられ、或は獄に下され、其法禁の峻嚴酷烈なる、雷電の過ぐるが如きものありき。然れども市民、農夫往々にして之を用ひざるものあり、不平の聲囂々として上下に充つ。其の江戸の内地貿易を占有したる十組問屋の制を廢し、凡ての商品、問屋の手を経ずして、賣買するを自由ならしめ、二百年來の經濟制度を根本より覆すや、江戸富民の輿論は、全く彼を敵視して、必ず之を除かんと願はしめ、謗毀四方に起り、また其老中たるの威權を見ざるもの、如し。識者之によりて幕府の威信半ば地に落ちたるを知る。傍觀の識者は已に其爲すべからざらんとするを見たり。忠邦もまた非常の危機の迫るを見たり。然れども彼は非常の危機に迫りしを見たるが故に、さらに猛烈の手段を以て之に對せんとし、一方に於ては文政八年の外船打攘の令を罷めて、外船を寛待すべきを命じて、妄りに戰端を開かざらしめ、一方に於ては長崎の高島四郎大夫を召して砲術を旗本の士に教授せしめ、以て國防に備へんとし、また政府の財政を整理し、政令の速達して中途に逕達するなからしめんがため、江戸・大阪を中心として、十里四方を幕府直轄の地として。從來の領主には、更に地を換へて與へんとす。當時政府の歳入一百十萬千四百四十五兩(天保十三年)にして歳出は一百六十三萬五千三百八十八兩を超え、田租は入る所五十七萬七千七百餘石にして、出す所五十七萬四千三百餘石なり。此の財政窮乏を

荷蘭王の書翰の要
一、曰く、百年前高名
より信譽を賜はり
我が國を貴國に航
して貿易をなす事
を許さる。爾りし
より以來、我が國
賞國に於て待遇せ
らる。且つ甲比丹
を期して自ら殿下
に拜謁する。其厚
亦信譽を以て、我
確乎たる恩義に
を以て、爾國に
め、庶民をして安
全ならしめんと欲
す。然るに、爾國
事及び尋常の風説
は、彼答非問の如
を、爾國の支那諸
者より告げ奉るを

以て今に至るまで
兩君互に書を通ず
ることなく、且つ書
を通過せざるに、
今更に一大事起れ
らざらば、是れ全
交易の事に拘るに
非ず。貴國の關係
然る事なるを以て
め、爾國に直奏す
の忠告に因り、未
一の忠告に因り、未
支那に於ては、我
爲し、近年英吉利
船年々長崎に至り
呈す。既に我が國
に於ては、和親の
學に長ぜり。歐羅
あらず。和親の利
古來より親を約
開きて、歐羅巴の
易の地となさし
一、其禍亂の原を
尋ねるに、今を距
洲と三百年前、歐
治平の諸民皆永く
ことを願ふの時

徳川氏の末世 忠邦の儉約政治、財政改革、忠邦の人物、敗北

治するの策は、唯一御用金と貨幣改鑄の二策あるのみ。忠邦が大阪・江戸の四方十里を政府の地とするは、即ち政府のために財政を整理する唯一の活路なり。然れども此の一事最も旗本諸増の利害に關するを以て、群議四方に起りて、忠邦を責む、是より先き、天保十二年、忠邦、松平大和守・酒井左衛門尉・牧野備前守の封を移さんとし、已に命を下す。將軍、田安・水戸兩家の干渉によりて、書を忠邦に下して之を止む。忠邦聽かず、強ひて之を行はんとす。將軍猶ほ許さず。忠邦、事已に命じて之を更ふるは、幕府の威信に關するを以て、遂に病と稱して出でず。將軍の強ひて之を慰諭するによりてまた事を見たり。今やまた群議忠邦を責むるや、將軍また忠邦を罷め、併せて土地交換の法を止む。是に於てか反動は一時に起りぬ。數千の士民、夜に乘じ忠邦の家を襲うて瓦礫を投げ、兵士を以て僅に之を鎮壓するを得たりき。蓋し忠邦は松平定信が享保の吉宗を理想的政治家としたるが如く、寛政の定信を理想的政治家としたり。然れども彼の人物は、定信よりも一層堅實にして、一層剛果に、定信の温平たる紳士の風あるに比して、彼は俊爽、快利、老吏の風ありき。然も其執拗歸らず、必ず其所信を貫かんとし、其人眞摯誠實なりと雖も、其目的を貫かんがためには、酷吏、小人と雖も、また之を用ふるの點に於ては、恰も王安石の系統を引く。彼は斯の如くして權力を得たりしが故に、また斯の如くして敗れしなり。

佛艦琉球に来る、荷蘭國王開國を促す、阿部正弘、水野忠邦に代る、處士横議の兆 已にして一片の警報は天外より落ち

來りぬ。弘化元年三月、佛蘭西の軍艦一艘琉球に来り、英人が日本の其國を鎖して萬國と交通せざるを憤り、將に之を撃たんとして先づ琉球を取らんとすと聲言し、琉球王に勸め、佛蘭西の保護國となりて宗社顛滅の禍を免るべしと云ひ、清人一人、佛人一人を止めて去ると。幕府の士人之を聞き其虚喝なるか、風説に止まるかを疑ひ、議論紛々、制止すべからず。將軍已むを得ずして再び水野忠邦を召す。忠邦固辭して出でず。將軍強ひて之を起す。忠邦乃ち堀大和守を引きて老中とし、與に事を謀る。之より阿部黨・水野黨、幕中に争ふ。已にして六月に至り長崎の荷蘭人、上書して本國軍艦の來らんとするを報じ、且つ軍艦は他の商船と異なるが故に、船中の武器を検査するの前例を廢し、且つ其の士官の帶劍を容認し、併せて軍艦より陸上の祝報に答砲せんことを乞ふ。幕府怪訝して其答砲を許さず。超えて七月荷蘭の軍艦バレンバグ號果して長崎に來り、其艦長コープス國王の書を呈す。其書懇情誠衷、日本が鎖國の政策を取つて、萬國の憤怒を買ひ、遂に強國と戦端を開くに至らんことを憂ひ、外船寬待の令を擴充して、開港通商に至り、以て干戈の患を免かれんことを告げ、且つ世界地圖、天文地理、化學、工藝の書冊、銃器を將軍に送る。果然、佛艦が琉球に揚言したる所は、虚喝風説に止まらざらんとするを見たり。此時忠邦權勢を失し阿部正弘執政たりしが、温厚、衆を容るゝの質ありと

然れども幕府をして一意、後を顧みずして開國策を取らしむる乎。然らずんば斷じて攘夷策に出でしむれば、猶ほ暫くは其運命を保つべかりしなり。不幸にして太平の政治家阿部正弘は進んで外國を攘ふ能はず。退いては諸侯諸士の横議を鎮壓する能はず。外に向つては開港を諾し、内に向つて攘夷家の説をも取らんとするの風を示す。是に於てか、攘夷の論益々盛にして、諸藩浪士の氣焰愈々上り、日本國家の理想に向つて赴かんとする親結合の勢震々として天下を動かしたる。第二の關ヶ原に至る所に諸藩浪士の胸中に畫かれ、曾て平民の爲したるが如く、南朝黨の爲したるが如く、天子を擁して幕府に敵し、以て天下の權を争はんとするものあるに至る。是に至つて幕府は、歴代享保の縮小政策を以て模範とするの失策なるを悟るに至りぬ。綱吉が幕府を擴充して政治、社交、文學、工藝の中心としたるに加へて、家宣は更に京都の公卿的尊嚴を江戸に移し、幕府をして實權のみならず、名義に於ても日本國王たらしめ、天下、不平の徒をして、千百年天子を擁するの地なからしめんとしたり。然るに將軍吉宗出づるに及びて、二代の擴張政策を非として、自ら縮小政策を取り、驕奢尙文の弊を矯むるのみならず、併せて皇室に對して謙讓柔順の地步に立ち、萬事其令旨を奉じて事を爲さんとし、將軍職を其世子に譲ることすら天皇の旨を伺ふに至れり。是より專權獨斷上に主なく、下に臣なき將軍の地位は、一變して天子の旨を奉行する一の臣僚に過ぎざることを天下に

安政元年七月、日章旗を定む。國主の命を奉じて電信の爲に船を破損し、十一月、露人風濤の爲に船を破損し、工を指揮して新船を作る。西洋船の術の入る是より始まる。

示し、水戸學派、及び和學者が千言萬語を費して證明せんとする王霸の辨は、一朝にして吉宗の爲に事實に於て證明せられたり。是より歴代の政治家多く享保の政治を模範として事を執りしかば、天子主たり、將軍臣たるの義は、益々天下の人心に刻まれたり。幕府の政治家、其他日に於て幕府に對して根本的打撃を與ふるもの此の見解に存するを知らざりき。今や時は來りぬ。吉宗の爲に植ゑられし種は、生長して家定のために刈られんとし、天下の浪士は王霸の辨を實行し、天子を擁して幕府と鹿を中原に争はんとし、内に於ては天子を尊び、外に於ては夷敵を攘はんとするの論、至る所に傳唱せらる。其唱首は水戸の藤田虎之助等なり。

父は岡谷と號し、水戸の藩士也。

藤田東湖の人物、幕府内外政策の矛盾、堀田正篤出づ

藤田虎之助は東湖と號す。水戸齊昭の側用人にして權變

の才に富み、縦横の術に長じ、元明慷慨の文字に熟し、氣を以て後進を使ふ。彼は固より攘夷の行ふべからず、開國の已むべからざるを知らざるものにあらず。然れども光陰によりて唱へられし王霸の辨は、彼の時代に至りては、辯説に止らずして實行せらるゝの氣運に近づきたるを見しかば、彼は尊王攘夷の大運動を起し、之によりて王霸の辨を實行せんと欲しぬ。彼は固より幕府を倒すべしとは公言せざりき。然れども其尊王の論を演繹すれば、倒幕に至らざるべからざるなり。彼は固より何人を以て幕府に代はつて天皇の親政を奉行する執政たらしむるべきかを明言せず。然れども水戸侯は其

徳川氏の末世 藤田東湖の人物、幕府内外政策の矛盾、堀田正篤出づ

安政二年八月、隆
擊其新造の軍艦を
獻す。昌平丸と名
づく。
十月、江戸近傍地
大に震ふ。都下の
火災五十餘ヶ所一
時に起る。死者數
十萬人。藤田虎之
助また死す。
安政三年正月、土
井能登守獨力北蝦
夷を開かんことを
乞ふ。之を許す。

幕府の宗室にして、天下の望を負ふの故を以て、古へより副將軍と號せられたるの故を以て、而して當今の攘夷主義の唱首たるの故を以て、新將軍たらんものは水戸侯の外あらざるべしと信じたるが如く解せられぬ。彼は固より攘夷の結果を明言せず、然れども攘夷は行ふべからずして、日本の敗北に歸すべく、日本の敗北は士氣を鼓舞すべきが故に、宜しく外交の手段に敗れんよりは、兵力に於て敗れて、禍を轉じて福となさんとするものと信ぜられたり。彼は日本の歴史ありて以來最大煽揚家の一人にして、尊王攘夷の主義は、國民の胸中に普通に思はれし所なるも、彼の言語擧動を経ては、高調せられ、鼓舞せられて、焰々たる熱氣を帯び來りぬ。是に於てか、西南諸國の浪士、皆京都を中心として雲合霧集し、公卿を遊説して、必ず開國策を製肘せしめんとす。幕府は火焔の已に其の座下に廻れるを知らず、京都朝廷に屬する都筑駿河守をして、外交の始末を皇室に奏せしむ。それ家康が定めたる禁裡法式に於て「政道奏聞に及ばず」と定めたるに、幕府自ら外交の始末を奏するに至るは、是れ公卿の背後にある浪士の陷穽に陥りて、外交製肘の端を啓くものなり。また水戸齊昭が海防愚存を草し和すべからざる十條を呈するや、海防掛石河土佐守・松平河内守・川路左衛門尉・江川太郎左衛門等、之に答へて其十條に理ありとするも、急に戦ふは國勢の許さざる所あるを以て、先づ露國をして列國を退けしめ、露國に交易の特權を興ふこと荷蘭の如くならしめ、暫時の平和の間に國力を養つて更に露國を

退けんと言ひ、遂に水戸齊昭を強ひて國政に與からしめ、其臣にして攘夷的著述家たる會澤恒藏をして將軍に謁見せしむ。斯の如く外に開國を約しながら、内には攘夷黨を養ふ。阿部正弘の腦髓亂れて一定の成算なきを示す。已にして安政二年十月江戸を中心として近傍の地大に震ひ、都下の火災一時に五十ヶ所より起り、死者六千六百餘人、已に外難に恐怖せる人心之を以て醜虜國神を怒らすとする時に、阿部正弘、漸く其器にあらざるを示ししかば、堀田正篤出で、老中となり、外國御用取扱となるに及び、幕府の政策開國の一方に傾きぬ。

後に正睦と稱す。

幕府の政策開國に決す、ハルリス延見の禮

堀田正篤は下總佐倉の城主にして、曾て水野忠邦の時二たび老中

たりしと雖も、忠邦の政策を不可とし、病に託して隠退するもの十四年、夙に蘭學者の説をきいて、略ぼ泰西の形勢に通じ、西方東漸の衝に當りて孤立鎖國せんとするの得べからざるを知り、早く開國の見を持す。今や阿部正弘、曖昧糲稜、内外の間に窮するや、自然の勢堀田をして外交事務の老中たらしめたり。正篤已に幕府の大柄を取るや、上田侯松平伊賀守忠優を引きて老中たらしめ、志を併せて政策を行はんとす。忠優曾て一たび老中たり、阿部正弘の糲稜、大奥に依頼するを憎みて之を除かんとして成らず、却つて黜けらる。是に至つて堀田と相合ふや、正弘久しからずして死す。幕府の形勢是より一變し、攘夷黨に媚ぶるの擧動を廢し、決然として開國の方針を取り、跡部甲斐・土岐丹波守。

松平河内守・川路左衛門尉・水野筑後守・岩瀬修理大夫・大久保右近將監等をして外國掛たらしめ、略ぼ外務省の形を作り、安政三年二月には、蕃書調所を九段坂に設け、蘭學に通ずるものを集め、蘭書を翻譯し、外國形勢の諸間に備へしむ。唯だ幕府の繁文縟禮、因襲風を爲して容易に破るべからざるものあり。開國論者たる堀田も亦舊窠を脱する能はず。尊大を以て外國使臣に對するを常とし、安政三年七月、米人タウセンド、ハルリスが總領事に任ぜられて來聘し、外國使臣の特權として江戸に出で、將軍に謁し、且つ閣老に面會せんことを求むるや、大に其舊慣に背くを厭ひ、且つ江戸に入らば、市民の耳目を激せんことを恐れ、乃ち明年四月より下田、箱館の兩奉行を置くを以て外國の使臣は一切之と談論すること、閣老と談論するが如くせよと言ふ、ハルリス聽かず。已にして荷蘭人また上書して支那が自尊徒大を以て英國に臨みて兵端を開き、英人、連戦連勝、厦門を取り、廣東を焼き、東方の形勢方に一變せんとするを告ぐ。幕吏、已に自ら外人待遇の方法を得ずして、自尊煩縛の禮を課する多きに過ぐるを疑ひしに、今やまた此報に接す。乃ち安政四年八月を以てハルリスの入京を諾す。ハルリスが日本に來りしより入京の禮を争ふこと前後十四ヶ月なり。水戸及び溜詰の諸侯、上書して之を争ひ、國禮を辱むとなす。中心之を以て國體に背くと爲さざるも滔々の勢に乗じ、國事に忠なるの名を得んが爲に之を争ふ者あり。是より米人の脅迫無狀は傳へられ、風説は風説を生み、清廉、篤

實、模範的清教徒たるハルリスは堀田の邸中に少女を辱めたりと言はるゝに至りぬ。其實ハルリスは日本を以て義俠國となし、如何なる事あるも、砲火を以て脅す勿れとの訓令を奉ずる最も忠實なるものなりしなり。然れども已に狂熱によりて盲目となりし攘夷黨は、此間の消息を解する能はず。或は解する能はざるを裝ひ、囂々として幕府を責め、其勢漸く恐るべきものなるが如く信ぜらるゝに至りぬ。

ハルリスの外交顧問、踏畫令の廢止、日米通商條約

安政四年十月、ハルリス將軍に謁見の禮終るや、大事を閣

老に告ぐる所あらんことを乞ふ。正篤乃ちハルリスを其邸に招き、外國掛の諸吏其席に列して其言よ所を聽く。彼は先づ米國の國是は世界に對して一視同仁の主義を持するにありて、併吞を事とせざるを説き以て衆心を安んじ、次に蒸氣電信の發明によりて世界統一の時機來れるを説き、東洋の諸國のみ長く此の形勢に抗して孤立する能はざれば、遂に開國して有無を通じ、智識を世界に求め、富強の實を擧ぐべきを告げ、赤誠を示して開説するもの六時間、正篤以下開國を主義とするも唯だ勢に抗すべからざるを以て其の理由とせる者あり。今やハルリスの開國説は彼等に教ふるに、一國の富強獨立は唯だ開國によりて得べきを以てせしかば、是より益々銳意開國の方針を取りて、日米通商條約を作り、ハルリスを待みて外交顧問として列國に應接し、其上書を和解し諸侯に示し、以て衆心を和げんこと

を求む。然れどもハルリスが強ひて幕府に登城せる一事よりして攘夷の氣焰益々揚りぬ。諸侯往々之に服せず、上書して之を争ふ。水戸齊昭の如きは大言して自ら米國に至り、開國の約を廢せんと主張す。正篇退けて容れず。ハルリスと江戸・大阪を開市し兵庫・新潟・神奈川・長崎・箱館を開かん事を終し、且つ内外人を問はず、基督の畫像を踏ましむるの法を廢す。攘夷黨ますます平ならず。

勇進的開國黨、開國的攘夷黨、鎖國的攘夷黨

此時に方つて、國內の人心外交に關しては三黨に分る。一を勇進的開國黨とし、二を開國的攘夷黨とす。勇進的開國黨は之を上にしては、堀田・上田の二侯、幕府の外交官、蘭學者にして、夙に列國の形勢、文明の事態に通じたるもの多く、民間志士の群に於ては熊本の横井平四郎其の翹楚たり。横井は小楠と號す。性情高邁、心識靈活、殆ど詩人的の高調と直覺の才あり。博通にして慧敏、哲學的變活力を有し、議論快活、辯論縱横、之に接するものをして、熊澤蕃山の風采を想望せしむ。然れども彼は寧ろ敏活の手腕を有せざる蕃山なりき。彼は其見る所の形勢と聞く所の世態を以て、一國の富強獨立は唯だ國を開きて列國と交り、萬里の波濤を開拓するにありとなし、純然たる自由貿易の議論を主張し、一代の大勢力たる攘夷主義に向つて正面の打撃を加へぬ。勇進的開國黨は開國の一事を危険とせざるのみならず、開國せざるを以て國家の患害とし、目前一切の事情に拘泥せずして、四境を開かんとし、開鎖の利害は論ずるに足らずとなす。開國的攘夷黨は全

く之に反す。開國的攘夷黨中に二派あり、甲派は開港の已むべからず、勢に於て支ふべからざるを知る。と雖も、今日の如き世態に際して、無條件に開國するを以て人心外に屈するの端を爲すものとなし、一戦して人心を警醒し、内は以て遊惰苟安の夢を破つて、外は以て侮るべからざるを示し、而して後列國と和すべくんば和せんとするなり。乙派は開國の勢抗すべからざるが故に、暫く列國と和を通じ、彼の文物、工藝、兵法を學び、國力の富貴するを待つて、而して後彼を攘はんとすとの二者なりき。甲派は藤田東湖・吉田寅次郎等、其翹楚にして、各藩に於て通常攘夷黨と稱せらるゝものの中、時務に通じたる首領は多く此意見を有するものなりき。吉田寅次郎は松蔭と號す。長門の人にして松下村塾を開きて諸生を教育す。其學風は國民的自覺心に靈化せられ、國史によりて彩られたる儒學にして、大體に於ては水戸派と相似たり。當時の漢學者が、漢唐宋明に依りて各々門戸を分つ間に立ちて別に一法門を開く。其人、極めて熱頭、極めて激烈にして、而して極めて忠厚、極めて狹隘、極めて直裁にして、而して、極めて權數に富む。彼は多くの反對したるが如き性情を、極めて多量に混化したりき。故に輕俊敢爲なる長防の少年、之がために感發せられたるもの多く、天下少壯の徒、風を聞き文を讀みて、爲に其心胸の開發せらるゝもの少からず。水戸の學は藤田東湖のために、滔々乎たる時勢の中に突入せしめられたりと雖も、東湖死するや、其運用の手腕を失したるがため、水戸の士

多くは、固陋狹隘の鎖國説に落ち去りしかば、水戸學派の勢力は長防に移り、東湖の位置は吉田寅次郎に移りき。吉田は固より東湖の敏腕を有せずと雖も、彼よりも人に愛せらるべき忠厚の風ありき。彼は固より東湖の如き政治家にあらざりしと雖も、天成の戰國的革命家なりき。開國的攘夷主義は東湖の腕によりて播種せられ、今やまた松陰等の熱頭によりて温育せらる。三派中最も有力なるは甲派なりき。乙派は國民的精神を主として、勇進的開國黨の世界的自覺を缺くに於ては、全く甲派と同根生なり。然れども彼等が甲派と異なる所以は、其の現在の國狀を顧みざるがためなり。彼等は世界的自覺を缺くがため、契丹、石敬瑭、五胡雜居の歴史を以て今日の事態に比して、外交は必らず幾多の患害を生ずべきを信ず、然れども今日に於て之を擊攘するは、勝敗の數明なるがため得策にあらずとなし、鎖國自ら弱むるの愚策をすて、斷じて國を開き、彼の兵術、工藝を學び、彼若し擊攘すべくんば彼の干戈によりて彼を擊攘せんと欲す。幕府中列國の形勢に明ならざるもの多くは此の派に屬し、民間略ぼ列國の事情を聞くものはまた之に屬す。而して佐久間象山は其の魁楚とも云ふべきものなりき。従來の蘭學者は多くは醫學、砲術を傳ふる専門家にして、常に屬僚の地位に立ちぬ。今や象山に於て、初めて一派の首領たるべき政治家を見たり。象山は信州の人、夙に國防の急を知つて、蘭學を學び、兵術を研究す。其の銳利の才、博通の學、天下に比なく、傍ら砲術に通じ、兵法を知る當時の

攘夷論者も、開國論者も、彼を迎へて先輩とせざる能はざりき。彼は泰西の學術工藝を識認して、何事を捨つるも之を學ばざるべからざるを信ずるの點に於ては、蘭學者と見識を同らすと雖も、然も小楠の如き詩人的哲學的靈活の見地なし。彼は國民的精神を把持するの點に於ては、東湖・松陰と同一の立場に立つと雖も、然も東湖・松陰の如き革命的の氣風を有せず。彼は多くの點に於て人の首領たるべき性質を缺けり。然れども其學藝實力に至つては、各派の首領の到底企及する能はざるものありき。斯の如く開國的攘夷黨の二派は同一根生にして、等しく見地を同らし、松陰の如き、また象山に師事したるに拘らず、今や同一系統を有する二派は相攻撃して已まず。甲派は乙派を罵つて臆病、無膽、怯懦、恥なく、國を賣るものとなすや、乙派は甲派を罵つて輕憚、無謀、國を過つものとなし、乙派は却つて勇進的開國黨と聯結し、甲派は却つて第三黨なる鎖國的攘夷黨と相合す。鎖國的攘夷黨は徹頭徹尾、外人を犬羊とし、犬羊に迫られて國を開くは、國家顛滅の端を開くものなりとなす。滔々たる凡衆は、皆此派に屬す。彼等は何が故に、同一根生にして相争へる乎。是れ現在の國狀問題より來る。甲派は現在の政局に満足せず、外患に乗じて之を打破し、以て新結合を起さんと欲し、乙派は現在の政局を以て足れりとして、之を根本的に改めず。國家の秩序を維持せんと欲して、外交に關する争議の中には、明々に内國の政局に關する異見あるがためなり。此の政局顛覆の事たる明言せられず

と雖も、天下現在の政局に不満なるものは直覺的に之を覺知し、水戸齊昭を首領として、諸藩の下級にありて志を得ざるもの、幕府の大臣に私怨あるもの、幕府の顛覆によりて利を得べき諸侯・公卿、少年氣銳にして功名の念あるもの、皆期せずして開國的攘夷黨の甲派の大傘中に入る。

朝廷幕府を苦ましむ、世子の争 當時幕府の權、老中堀田正篤の手にあり。正篤は誠忠醇良の政治家にして、中心よりして國家の興廢を目的とするものなり。彼は銳意して開國の政策を斷ぜんとするも、また國內の人心統一せず、或は不測の變あらんことを恐れ、勉めて反對黨を緩和せんと欲して、果敢の施設なし。已にして攘夷黨の漸く跋扈するや、則ち朝廷の力を以て諸侯を屈伏せしめんと欲し、安政四年十二月、林大學頭・津田半三郎をして、嘉永以來、外交の顛末を朝廷に奏して、日米新條約を批准せんことを乞ふ。幕府思へらく、朝廷は危疑すべし、然れども利害難易を説かは、必ず之を諾せんと。圖らざりき、久しく徳川氏の世祿に満足せりと思へる公卿は、巧に諸藩浪士の遊説に動かされて攘夷を主張し、且つ之によりて幕府を苦しめんとし、内には開國の非を論じて、天皇に奏し、外には林・津田の二人を閉却して其説を述べしめず、また聽かず。是に於てか天子の旨を藉りて諸侯に令せんとしたる幕府は、初めて火焰の已に線下に回りしを發見し、國難に乗じて政局を顛覆せんとするものあるを發見し、漸く恐るべきは外交にあらずして内憂にあるを知る。此より堀田正篤、京都の事を他人に委託せ

ず。安政五年正月、勘定奉行川路左衛門尉・目付岩瀬肥後守等を率ゐて京都に出で廟議を變ぜんとす。浪士、激昂、謗議百端なり。正篤即ち一方には輕慥なる公卿に賄ふに黄金を以てし、一方には諸藩浪士の京に入るを禁じ、再三開國の已むべからざるを奏すと雖も、已に深く浪士の説に動かされたる公卿は、容易に之を聽かず、巧みにも開國は國家の大事なるを以て更に諸侯をして會議を開かしめ、其決を携へて來るべしと言ひ、之に加ふる、幕府は早く將軍の世子を定めて、以て天下の民心を安ずべしと言ふ。是れ實に至大なる陰謀家が公卿の後に存するの證據なりき。それ諸侯の議決を携へて來れと言ふも、諸侯の多くは鎖國に雷同するは明白なるが故に、諸侯の力によりて幕府を苦しむるものなり。且つ世子を定めよと言ふは、また幕府中、世子の選擇に關して二個の黨派あるに乗じて、之を衝突せしめんとするものなり。是より先き將軍病あり、一橋慶喜を立て世子とせんとす。慶喜は水戸齊昭の子にして、一橋家を繼ぎたるものなり。水戸侯は久しく幕府の爲に忌憚せられ、時としては危疑せられ、或る時火災あるや、時人荒忙して水戸の謀叛を傳呼するものありし程にして、藤田虎之助等が尊王攘夷の説を唱へて天下を聲動するや、水戸に對する幕府の危疑は其頂上に達しぬ。藤田虎之助死して、水藩またまた天下の浪士を翻弄するの手腕なきがため、此疑惑は幾分か減せしと雖も、全くは消えざりき。故に將軍が一橋慶喜を世子とせんとするや、幕府の諸重臣多く悦ばず。水戸に天下を奪は

るゝの威あり。而して最も之を悦ばざる者は大奥の婦女なり。紀伊家茂の從臣、亦其間に遊説して、必ず慶喜を排して家茂を世子たらしめんとす。越前・尾張の諸侯、之を聽かず、慶喜を立てんとして相争ふ。朝廷の早く世子を定めよと言ふもの、實に此兩黨の間に尖子を挿まんとするものなり。

井伊直弼の元老、日米條約の批准、家茂を世子とす

外には外交の難局あり、内には諸侯浪士の難あり。而して幕府中亦繼嗣の争あり。是等の難局や詮じ来れば政治上の中心力たる幕府政權の微弱より来る。之を救ふの策は、唯だ老中政治を廢して、一大名自ら元老となりて確固として政權を把持するの外策なしとせられたり。斯の如くして衆人の目は、自然に彦根の城主井伊直弼に注ぎぬ。彼は譜第諸侯の最大最強なる者にして、其祖先直政が家康の先鋒たりしが如く、今や徳川氏の先鋒たらざるべからざるに至りぬ。彼は一橋慶喜を迎ふるの議を非とせり、大奥の婦女、老中の非水戸派諸士は、齊しく彼に嚮ひぬ。是に於てか歴代久しく缺けたる大老職は彼の身に落ち来りぬ。是れ堀田正篤が京都の公卿間に往來しつゝ、ありし間の事なり。正篤未だ歸らず。而して日米條約に調印せんと約したる三月五日は已に過ぎさりぬ。是に於てかハルリスに請うて期を延べしに、正篤は歸れり。然れども勅裁を得ずして寧ろ幕府の難局を増しぬ。是に於てか更に列藩會議を開きて朝廷の意を安んぜんとし、七月を以て調印せんことを約すれば、水戸・尾張・越前を始めとして諸侯多く攘夷を唱ふ。已にして調印期の七月

安政五年六月十九日
安政五年六月二十五日

未だ至らずして、六月十七日、ハルリス軍艦に乗じて江戸灣に至り、露艦亦江戸灣に來り、共に英佛軍艦の海を掩うて至らんとするを報す。外國掛ハルリスに就きて英佛軍艦の何の意あるかを問ふ。ハルリス答ふるに、英佛の聯合軍、清國と戦つて北京に城下の警を爲さしめ、餘勢を日本に加へて開港を促さんとするを報じ、速に日米條約に調印して、以て不法の強迫條約を命ぜらるゝを避けんことを勸む。幕吏倉皇、歸つて會議を開く。皆萬國の勢到底孤立すべからざるを説き、速に調印して以後難を免れんことを促す。上田侯松平伊賀守曰く、長袖の公卿、天下の形勢を知らずして妄議す。若し其満足を得んとせば、百年また足らざるべし。國を以て青公卿の私意に殉すべからずと。井伊直弼、沈思すること稍久しうして決然として斷じて曰く、縱令や今日樽俎の間に之を退くるも、到底避くべからず。一旦戦つて勝を制するも、到底、清國の覆轍を免れざるべし。敗れて後に和を乞うて、強迫條約を命ぜらるゝは、寧ろ今にして締約するに如かず。萬機幕府に一任せられたり、勅裁なしと雖も、機に臨み變に應じて國家を保全するは幕府の責なり。若し勅裁を待たざるによりて事起らば、直弼一身を以て之に當らんと。遂に下田奉行井上信濃守・目付岩瀬肥後守を神奈川に遣はして、日米條約に調印せしめ、また急に紀伊の家茂を迎へて世子とす。家茂年十三歳なり。

群黨直弼を責む、直弼水戸公以下を屈す

英佛が戰勝の威を挾みて、その飽くなきの望みを遂げんとするに

徳川氏の末世 群黨直弼を責む、直弼水戸侯以下を屈す

先だつて、日米條約に調印するは、是れ當時に於ける唯一の安全策にして、若し直弼にして躊躇せば一層汚辱なる條約を迫られしならん。此時に方つて、君命は軽くして國家は重し、況んや君命と稱する者、唯だ公卿の議論のみなるに於てをや。直弼の施政は寧ろ失敗中の成功なりしなり。然れども外には攘夷に狂熱して、實力の比較を忘れ、内には政權の爭奪に熱して、百年の得失を顧みざる公卿・浪士は、直弼を以て遠勅の徒となし、合従大呼して之を攻め、眼中殆ど幕府なきが如し。水戸・越前・尾張の親藩、また直弼の獨斷專決遠勅の命を受くるを責め、交ふるに一橋慶喜を世子とせざりしに不満の情を以てし、水戸侯の如きは憤激、己を失し、殿中に疾聲大呼して井伊と争ひ、遂に直弼をして切腹せしめずんば已まずと聲言するに至る。而して幕吏中外國の形勢に明かに、初より開國説を主張したる堀田正篤も、また一橋黨なりしがため井伊直弼の下に老中たる能はずして退きぬ。斯の如く幕府の敵手は公卿・浪士のみに止らず、世子の争より親藩中及び開國黨中敵を出すに至る。而して彼等は共に直弼を責むるに遠勅を以てし、直弼をして速かに京都に上りて罪を朝廷に謝せしめんとし、羈々として止まず。彼等は言ふ、是れ天下の人心に添うて幕府を保安するの道なりと。直弼は固より越前・尾張が直に幕府の利害を思ふを信ず。然れども水戸齊昭は、斯の如き誠實の心術ありと信ずる能はず。遂に水戸の齊昭・慶篤、尾張の慶勝、越前の慶永を、其別邸に謹慎せしめ、一橋慶喜の出仕を止む。

直弼の人物、權權、家茂將軍となる

徳川武士の典型は直弼に於て見るべかりき。彼は泰然たる大膽よりも

猛烈なる銳氣を有したり。彼は機に乗じて人を用ふるの機變なしと雖も、一直線に突進するがため、敵手をして之を躲避するの餘裕なからしめたり。彼は曲折に従つて其才を屈伸するの力なしと雖も、果敢斷行の力を有したり。彼の人物は甚だ高からずと雖も、甚だ堅實なり。彼の性情は甚だ清潔ならずと雖も、甚だ質直なり。其心識は極めて平凡なりと雖も、其心識を貫くには極めて執著力あり。彼は政治家にあらずして武士なり。最初の徳川武士は、普斯の如くなりき。時世の驚濤に巻き去られんとする徳川時代は、彼に於て其最後の權化を見たり。彼は外交を好むものにあらずと雖も、世界の大勢已むを得ざるを見て、寧ろ勢に従つて一國の獨立を全うせんと欲す。彼は外交の事局は容易なるにあらずと雖も、一國の大難は外交よりも内紛にあらんとするを見たり。此の内紛たるや諸侯の權、大にして、幕府の力、之を鎮壓する能はざるにあるを見たり。是に於てか彼は家光時代の光榮を回復して威力を以て天下を鎮壓せんと欲す。彼は權力を好むものにあらずと雖も、其徳川氏と國家のために計る萬全の策此にありとなしたり。彼は此政策を實行せんがため、第一に親藩の主君をすら幽閉せり。彼は更に何事をか爲さんとする乎。已にして安政五年七月將軍家定、病を以て死し、嗣子家茂立つて將軍となる。直弼はより悉く一橋黨を却けて、掛川侯太田資治・鯖江侯間部詮勝・西尾侯松平和泉守

乗全と共に大事を斷じ、專權擅横、上下の議を省せず。天下器々、物論の沸騰是に至つて極る。

京都、長州藩士の手へ落つ、列藩會議によりて幕府を制せんとす 此時に方つて、京都の朝廷は全く長州藩士の手

に落ち、浪士街衢に充つ。今や江戸に於ては直弼が元老となりて條約に調印するも、違勅の罪を犯して人心を失し、また親藩の望に背きて、紀伊の家茂を立て、之れがために徳川氏の勢力兩分し、水戸が不平黨の首領たるの姿あるを見て、更に水戸を起して、列藩會議を開かしめんとし、幕府及び水戸・尾張・越前・加賀・薩摩・長門・安藝・備前・肥後・伊勢・阿波・土佐・因幡・筑前の十三藩に勅書を與へ、之を東師に招きて列藩會議を朝廷に起し、一舉して幕府の實權を朝廷に移さんとし、近衛・鷹司・一條・二條・三條の諸公卿、主として之を唱ふ。彼等は浪士の言を聞き、天下の事一舉して定るべしと信じたるなり。獨り關白九條尚忠・岩倉具視、猶ほ幕府の實力を識認して應せず。此策の遂に實際に行はるべからざるを唱ふ。公卿聽かず、遂に勅書を發す。水戸齊昭、老中を其邸に招きて之を示す。老中之を奪つて返さず、他の十二藩又幕府を恐れて一人の京師に出づる者なし。公卿怒を九條尚忠に移し、迫つて其關白を辭せしめ、近衛忠熙をして内覽せしむ。

間部詮勝の浪士掃蕩、廟議開國に決す、攘夷黨の閉息 今や京都は南北勢力の争地となりぬ。公卿・浪士の陰謀は

幕府をして外交の局面より首を回らして、必ず京都を掃蕩して、禍機を除かんと決心せしめたり。間

部下總守詮勝は其使命を帯びて安政五年九月京都に上り、外交の顛末を朝廷に奏すと稱して、私に浪士を跡踪し、先づ越前の梅田源二郎を捕へ、次に水戸の京師留守居鶴岡吉左衛門父子を執へ、其他浪士と聲音を通ずる公卿の執事を捕ふるもの無數、浪士風を聞き遁逃すれども、搜索嚴密、往々にして羅致せられ、是より安政六年に至るまで四方に於て縛せらるる者七十餘人、越前の橋本左内、長州の吉田寅次郎等浪士の首領其中にあり。公卿の頼む所浪士にあり。浪士已に逃散して公卿色を失ふ。間部詮勝乃ち一方には黄金を散じて貧寒なる公卿の心を購ひ、一方には伏見奉行内藤正綱をして公卿の間に遊び、内外多難の形勢を述べて、外交を以て已むべからざるの事態となし、軍備を整理せば、他日必ず外夷を撃攘せんことを説かしむ。朝議爲に一變して、外國と和親を通ずるを許し、猶ほ國防を嚴にして、他日撃攘を實行すべきを命じ、關白九條尚忠をして、再び内覽たらしめ、近衛忠熙の内覽を止む。幕府更に鷹司前の關白政通・近衛左大臣・鷹司内大臣輔熙・三條前の内大臣實萬をして剃髮して、身を引かしめんとす。是れ其家臣を糺断して、幕府を傾けんとするの陰謀ありとの事實を發見したればなり。天皇之を宥めんとして再三書を問部に與ふ。問部聽かず、天皇が三大臣を保護せんとするは、公武の間をして離隔せしむるものなりと爲し、安政六年五月、三大臣に迫つて遂に剃髮せしめ、一條左大臣忠香・花山右大臣家厚・二條内大臣齊敬を以て之に代ふ。井伊の強硬政略は遂に其効を奏し

諸侯恐怖して皆幕府の命を奉じ、各藩中の保守派大に力を得て革命派を攻め、嚴峻酷烈の手段を以て浪士を追跡す。浪士漂泊、天地の間身を容るゝに地なく、姓名を變じ、服装を替へて潜伏し、薩摩の浪士西郷吉之助の如きは、革命派の僧月照と、海に投じて死せんとし、攘夷黨の巢窟たる長州に於てすら、開國黨の首領永井雅樂の説行はるゝに至りぬ。

公武合體黨、佐幕黨、討幕黨、開國主義の實行

此時に方つて、國民の政治思想に一新色相を加へ来る。諸侯

の多數は、固より攘夷黨たり、然れども水戸・長州・薩摩等、野心を加味するもの、外は皆、必しも之を以て幕府を苦しめ、之を以て政局を打破せんと欲するものにあらず。唯だ開國は國家の禍患と信じて之を唱ふるなり。今や天下の浪士の爲す所を見るに、彼等は獨り攘夷に止らず、之を以て幕府を傾覆せんと欲する者あるを以て、幕府と同じく患外にあらざして内にあるを察するに至り、幕府を助けて皇室と相和せしめ、舉國一致の力を以て攘夷せんと欲するものあり。開國黨に於ても亦區々目前の争を爲さずして、朝廷(公)幕府(武)を合體せしめんとする者あり。此に公武合體黨なるものを生じ、其團結中には攘夷派と開國派の相異なる分子を存す。長州の長井雅樂の如きは、開國黨にして公武合體黨たるものなり。薩摩の島津三郎の如きは、鎖國黨にして公武合體黨たるものなり。今や公武合體黨を中心として、一方には純平たる佐幕黨あり、幕府を佐けて其權を家光時代の古に回復せん

安政三年十二月、薩摩の島津齊彬、其の一族某の女を養つて子とし、また之を近衛家の養女として將軍家定の夫人とす

四年十月、長崎に製鐵所を起す

大阪の守備を嚴にし、以て京師の憂を安んず

とするものにして井伊直弼の如きは是なり。一方には純平たる討幕黨あり。公卿を助けて幕府を討ち、其權を朝廷に收めんとするものにして、功名に急なる浪士は皆此派の屬す。而して公武合體黨は主として浪士の跋扈を制せんとせしかば、勢幕府の權力を地方に助長するに至りぬ。是に於てか幕府は益々前途の望を生じて、安政六年八月水戸齊昭に永盤居を命じ、一橋慶喜に隱居謹慎を命じ、水戸慶篤に差控を命じ、一橋慶喜を世子とするの議に黨せし作事奉行岩瀬肥後守・軍艦奉行永井玄蕃の職を奪ひ、西丸留守居川路左衛門尉等を謹慎せしむ。十二月栗田宮を永盤居せしめ、更に水戸侯に命じて前年の勅書を返さしむ。水戸の士民隊を爲して江戸に出で、幕府に訴ふ。是より先き、米國が領事を置くの外荷蘭も亦安政五年四月を以て、領事を江戸におき、五月、英國また其公使アルコックを江戸に置き、六月には、横濱・長崎・箱館の三所に於て、内外貿易を行ふを許し、七月には英露と本條約を結び、九月には佛國と本條約を結び、其公使を江戸に置くを諾し、此月更に、外國奉行新見豊前守正興・村垣淡路守範正・目付小栗上野守又一・軍艦奉行本村攝津守嘉毅・勝麟太郎等をして米國に航して本條約を交換し、且つ其の文物を見せしめ、また前年以來の囚人を刑罰す。攘夷黨は已に其の首領とも云ふべき水戸齊昭の塾居せしめられしがため、一毫の希望をだに有する能はず、落膽絶望を極めしが、中にも水戸の攘夷黨は開國黨に對して私怨あるもの少からざりしがため憤激最も甚しく、四方

に徘徊し、財を良民に徴して事を起さんとし、また横濱に外人を殺傷す。幕府近傍の諸侯に命じ、兵を出して之に備へしむ。

井伊直綱の暗殺、浪士外人を襲ふ、露人對馬を占領す

萬延元年三月三日、大老井伊直綱江戸城に登らんとして

櫻田門外に来るや、水戸の浪士佐野竹之助等十七人、薩摩の浪士有村治左衛門と共に襲うて之を殺す。暗殺は已に成功して、幕府の中心を抜く。天下傳唱、幕府の威權地に落つと爲し、地方佐幕の諸黨また驚惶して方嚮に迷ふ。是より浪士また志を得、暗殺を以て最良の武器となし、漸く血に渴し來る。已にして八月水戸齊昭老を以て死す。幕府は老侯既に死するを聞くや、之に連座せられたる慶喜及び越前の慶永、土佐の山内容堂の謹慎を許す。齊昭已に在らずんば彼等を忌憚すべき理由なきを以てなり。然れども關東の諸士は齊昭死するや、主人を失したる馬の如く、狂躁妄動其爲さんと欲する所を爲し、横濱居留地に入つて外人を殺し、外交の局面を困難ならしめて、以て開國黨を苦しめんとし、十二月、米國公使館を麻布古川に襲うて其譯官ヒウスケンを殺し、文久元年五月、高輪の英國公使館を襲ふ。風説は事實を誇張し、誇大の風説は浪士をして血に渴せしめ、民心大に動搖し、縱令通商條約に従つて此年の一月を以て新潟若しくは其代用港を開くも、外人生命の安全を保つべからず。況んや、京都に近き兵庫・大阪の開港に至つては、猶ほ更に危険なり。是に於て文久元年十二月、外國奉行

安政五年七月、ハ
ルリス日本小判一
兩は一分銀十二枚
の價あるを言つ
て世界の金價を教
ふ。是より洋銀と
同位の銀を作る

同年七月、官醫ノ
關節法を兼ねるを
許す。英國、露兵船を厭
ず。

竹野下野守保徳、松平石見守康直、目付京極能登守・通辯福地源一郎等をして歐洲に航して開港の延期を乞はしむ。英國は之を諾したり。然れども無報酬にはあらずして、酒類の輸入税を減じ玻璃器を五分税品中に入る、ロンドン覺書を生じたり。斯の如くして浪士は著々幕府を難局に驅逐せしが、是より先き、英佛已に露國とクリミヤに戦つて之を挫き、世界の海港より露國を封せんと欲す。萬延元年、英・佛、支那を攻めて北京に入るや、露國、支那のために周旋して黒龍江畔七百里の地を得。英・佛則ち露・清の漸く近づきて東洋多事ならんとするを見て、日本海に根據地を得んとすと傳唱せらる。露國乃ち其機先を制せんとして、文久元年二月、其軍艦をして急に對馬の尾崎浦に入り、兵士を上陸せしめ、近傍を抄掠し、殆ど之を占領せるもの、如し。幕府則ち外國奉行小栗豊後守等をして之を詰つて退去せしむれども聽かず。乃ち更に外國奉行野々山丹後守・目付小笠原攝津守等をして、外交談判を開始せしめ、且つ英人の助力を乞うて遂に之を退くるを得たり。斯の如く外交の局面は、内よりも、外よりも、益々多難を加ふ。

安藤信正の執政、討幕論起る、和宮の降嫁

井伊大老の死したる後は復大老なく、政權已に老中安藤對馬守信

正の手にあり。彼は固より巨膽猛氣一代を鎮壓するの材にあらずと雖も、自ら信ずるや強固にして亦自信を貫くの才幹あり。事に臨んで臆せざるの勇あり。外交の技倆と智識あり。責任を避けざるの勇

あり。水野忠邦以後の良宰相にして、浪士が數ば外人を襲はんとするや、喟然として嘆じて曰く、浪士にして血に渴せば、寧ろ余を殺し、若しくは將軍を弑して内亂を起すも、外人を殺して國難を醸す勿れと。其淬礪國事を思ふの情憐むに堪へたるものありき。然れども大廈の將に倒れんとするや一木の支ふべきにあらず。浪士已に伊井大老を倒すや、氣に乘じ勢に激まされ、眼中幕府なく、伊井の鎮壓政策のために一旦四方に逃散せし浪士は、今や潮の如くに盛り返して京都に集まり、長州の藩士久阪玄瑞等、京都にありて専ら之を繰繰す。彼等は固より幕府に不満なるものなり。加ふるに伊井の鎮壓政略によりて激昂し、今や攘夷よりも寧ろ討幕の舉を急にせんとして、公然之を論ずるに至り、政界の空氣全く一變す。幕府猶ほ知らず。舊の數奇屋坊主長坂清壽、九州諸侯の情偽を述べ、徳川氏の運命に關するを言ふも省せず。萬延元年、皇女和宮を乞うて將軍の夫人とし、以て皇室と親を結び隙を拒がんとし、前將軍の侍女姉小路勝光院をして京師に上りて周旋せしむ。公卿多く之を不可とす。九條關白及び侍從岩倉具視、頻りに之を懲慝し、遂に天皇の寵姫、右衛門内侍によりて奏する所あり、幕府の乞を許す。時に幕府、之を以て天皇の意にあらずとなし、老中小濱侯が和宮を欺きて天皇を要して許可を得たるものとなし、和宮別に臨みて天皇に謁するも、幕吏一語を交ふるを許さざりしと訛傳し、以て民心を激昂せんとす。是より所在相傳へて幕府の事柄を憤り、討幕の論益々盛なり。

薩長權を争ふ、外人襲撃の風、平野二郎討幕の議を上る

文久元年の冬、浪士等遂に薩摩に入りて天下の形勢を

説き、鹿兒島侯が兵を擁して京師に出で、天下の機先を制せんことを乞ふ。十一月鹿兒島侯、近衛氏の手を経て、朝廷に密奏し、兵を出して京師を護り、攘夷の勅旨を貫徹せしめんと奏し、曾て幕府の勢力中に滲入して重を爲さんとせる薩摩、今は漸く京師に接近せんとす。長州は其壯士の大勢、已に討幕に傾きたるに拘らず、長井雅樂等の勢力猶ほ主君を擁して、討幕に嚮はしめず、必ず公武を合體せしめて國家を經營せんと欲せしが、今や浪士が薩摩を中心として京都に據らんとするを見て天下大亂の兆となし、急に江戸に上りて幕府に説くに天下の形勢を以てす。幕府大に驚き、毛利氏をして京都に周旋せしめ、朝廷を薩摩及び浪士の手より離れしめんとす。斯かる間に攘夷討幕の氣焰勃々として擧り來り、英國の官吏が、浪士の襲撃に懲りて、出入兵を備へ、銃槍を帶ぶるや、浪士は以て外兵國に入るの端となし、安藤信正が數は外國公使と來往するや、妾を外人に與へて之に媚附すと流言せられ、外人我官吏の柔順恐怖するを見て放縱慢罵を逞うするや、幕吏國を賣つて私利を營むものと誇張せられたり。此に於てか文久元年には上野の大橋順藏等、浪士を募つて横濱を襲撃せんとして執へられ、文久二年正月には下野の醫師越智顯三、水戸の浪士小田彦次郎、越後の川本杜四郎等、安藤信正を阪下門外に襲ひ、銃丸信正の鬢をかすめて去る。從士撃つて多く兇徒を殺し、餘黨逃走す。三月

文久元年九月、水野忠邦を巡視して小笠原島を占領せしむるを以て也。

九州・中國・四國諸藩の士、脱藩して大阪に會するもの數百人、皆京師に入らんとす。四月筑前の浪士平野二郎、討幕の議を朝廷に上る。是れ公然討幕を以て朝廷に勸めたる最初の奏議にして、攘夷開國の論は一變して承久の後を襲ふ南北政權の争とならんとす。彼は先づ鹿兒島侯が朝旨を奉ずるの意切なるを述べ、其京師に出づるを待つて直ちに大阪城を抜き、天下に號令し、幕府の政權を奪つて而して後、夷狄を拂ふべしと言ひ、朝廷をして鹿兒島侯に依頼せしめんがため、其領する所は千二百八十四萬八千八百石にして一百二十八城、陣屋三百四十八、船舶三千艘ありとなして以て公卿を鼓舞す。是より公卿の氣愈々大なり。時に高知藩士數十人、其參政吉田元吉の公武合體を唱ふるを惡み、襲うて之を殺して京師に走る。已にして鹿兒島侯の支族島津三郎久光、六百の兵士を率ゐて京師に入る。浪士久光を擁し先づ九條關白を斬りて所司代に及び、兵を擧げんとす。久光聽かず。其從臣をして激徒を殺さしめ、從臣の内西郷吉之助は、浪士を煽揚したる故を以て沖の永良部島に流さる。

薩摩の公武合體説、幕府遂に属して政權朝廷に歸す

島津三郎が京師に入つて先づ主張したる所は、公武合體の

政策なりき。彼は第一に幽閉せられし栗田宮・近衛左大臣・鷹司父子を放免し、幕府に於ては徳川氏の親藩宗室の幽閉を釋き、近衛氏をして關白たらしめ、越前侯をして幕府の大老たらしめ、老中安藤對馬守信正の官を罷め、朝廷の意を容易に浪士に洩らざらんことを計り、斯の如くして公武を合體せしめんとす。已にして長州侯の世子毛利元徳江戸より國に歸らんとして京師に至るや、朝廷之を止め

て島津三郎と力を合して浪士を鎮撫し、京都を護衛せしむ。已にして土佐侯山内豊範もまた兵を率ゐて、出で、京都を守護す。京師の公卿意氣大に擧り、乃ち大原重徳をして勅使たらしめ、島津三郎をして之を護衛せしめ、幕府の改革を江戸に迫らしむ。曰く、將軍速に上洛して諸侯と朝廷に公議して民心に従つて國安を圖るべしと。曰く、沿海の五大侯を五大老として國政に參與せしめ、國防を充實せしむべし。曰く、一橋慶喜を將軍の後見とし、越前侯を大老たらしむべしと。幕府已に人物なく、また大勢の赴く所を察する能はず。黽俛して朝廷の意に従ひ、以て安を圖らんとし、悉く其言ふ所を聞き、且つ井伊直弼以來、幕府の開國政策を把持したる諸臣を黜陟し、越前侯に大政を委す。越前侯春嶽、横井小楠の議を聽き參勤交代の制を改めて簡易に従はしめ、諸侯の質を放つて國に歸らしむ。是より幕府の威權滔々として地に落ち、京都に於ける九條關白・千種少將・岩倉中將・富小路中務大輔等幕府に黨するもの悉く退けられ、遂に朝廷の中に國事掛を置き、關白・大臣・議奏・傳奏を以て、之に充つ。此に於いてか、京都は事實に於ける主權者となり、徳川氏立ちてより二百六十年にして、政權また漸く朝廷に歸す。是より將軍の上洛となり、長州に於ける討幕攘夷黨の政權となり、薩長兩藩の軋轢となり、幕府に於ける會津・桑名兩藩の佐幕運動勝を制し、歐米軍艦の下の關砲撃となり、英人の

天皇	在位年	皇紀	代	年	紀	年	代	摘要	西曆
神武	元一七六	三一四二	元	二	元	二	元	大和橿原宮にて即位す。正妃媛姫五十鈴媛命を皇后とす。功を論じ賞を行ひ國造縣主を置く。皇祖天神を鳥見山に祭る。諸國巡幸民情を察す。始めて國を秋津洲と號す。	同六六〇 同六五九 同六五七 同六三〇
綏靖	八〇一一二	八〇七九	元	二	元	二	元	(空位) 皇太子庶兄手研耳命を誅す。 天皇即位、葛城に都す高丘宮と云ふ。	同五八一
安寧	一一一五〇	一一一四	二	二	二	二	二	都を片鹽に遷す浮穴宮と云ふ。	同五四七
懿德	一五一一八四	一五二	二	二	二	二	二	都を輕に遷す曲峽宮と云ふ。	同五〇九
孝昭	一八六一三六八	一八六	元	元	元	元	元	都を披上に遷す池心宮と云ふ。	同四七五
孝安	三六九一三七〇	二七〇 三七〇	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	都を室に遷す秋津島宮と云ふ。 天皇崩後皇太子(孝靈天皇)都を黑田に遷す廣戸宮と云ふ。	同三九一 同二九一
孝靈	三七一四四六								同二二一

附錄年表

摘

要

西曆

孝元 八代 四四七—五〇三	開化 九代 五〇三—五三三	崇神 一〇代 五三三—六三一	垂仁 二二代 六三一—七〇〇	景行 一二代 七〇〇—七九〇	成務 一三代 七九〇—八五〇
四五〇	五〇四	五六六 五六九 五七三 五七五 五八〇 六一一 六二八	六三三 六三三 六三三 六三六 六三八 六五九 六六三 七二一	七三三 七四二 七五七 七七〇 七七三 七八六	七九三 七九四 七九五
四	元	三 六 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五	二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五	四 二 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五	五 四 三 二 一
都を遷に遷す境原宮と云ふ	都を春日に遷す率川宮と云ふ	都を磯城に遷す瑞籬宮と云ふ 神鏡靈劍を笠縫色に遷祀す 四道將軍を派遣す翌年四道將軍戎夷平定の狀を奏す○武埴安彦叛し誅に伏す 人民を校し男女に調役を課す○御肇國天皇と稱す 諸國に船を作らしむ 皇子豐城入彦命に東國を治めしむ 任那始めて朝貢す	都を纏向に遷す珠城宮と云ふ○任那の使蘇那曷叱智歸國す 新羅王子天日槍歸化す(或は云ふ事神代に在りと) 狹穗彦叛し誅に伏す 當麻蹶速野見宿禰と角力す 天照大神の宮を伊勢の五十鈴川上に起す(内宮) 殉死を禁ず 土偶を以て殉死に代へしめ永制とす 田道間守を常世國に遣はし橘(非時香菓)を求めしむ	纏向に都す日代宮と云ふ 熊襲叛す天皇親征す翌年平らぐ 武内宿禰蝦夷の情を奏す○熊襲復叛す皇子日本武尊に討たしむ翌年平らぐ 東夷叛す日本武尊之を平らぐ 日本武尊薨す(年三〇) 御諸別王東國を治む	武内宿禰を大臣とす(大臣の始) 國郡に長を立て縣邑に首を置く 國縣を定め邑里を定む
同 二二一	同 一五七	同 九五 同 八八 同 八八 同 八六 同 八一 同 八〇 同 七九 同 七八 同 七七 同 七六 同 七五 同 七四 同 七三 同 七二 同 七一 同 七〇 同 六九 同 六八 同 六七 同 六六 同 六五 同 六四 同 六三 同 六二 同 六一 同 六〇 同 五九 同 五八 同 五七 同 五六 同 五五 同 五四 同 五三 同 五二 同 五一 同 五〇 同 四九 同 四八 同 四七 同 四六 同 四五 同 四四 同 四三 同 四二 同 四一 同 四〇 同 三九 同 三八 同 三七 同 三六 同 三五 同 三四 同 三三 同 三二 同 三一 同 三〇 同 二九 同 二八 同 二七 同 二六 同 二五 同 二四 同 二三 同 二二 同 二一 同 二〇 同 一九 同 一八 同 一七 同 一六 同 一五 同 一四 同 一三 同 一二 同 一一 同 一〇 同 九 同 八 同 七 同 六 同 五 同 四 同 三 同 二 同 一	同 九二 同 八二 同 七四 同 六四 同 五五 同 四六 同 三六 同 二七 同 一八 同 九 同 〇 同 九 同 一八 同 二七 同 三六 同 四五 同 五四 同 六三 同 七二 同 八一 同 九〇 同 九九 同 一〇八 同 一一七 同 一二六 同 一三五 同 一四四 同 一三五		

仲哀 一四代 八五二—八六〇	應神 一五代 八六〇—九七〇	仁德 一六代 九七〇—一〇五九	履中 一七代 一〇六〇—一〇六五	反正 一八代 一〇六六—一〇七二
八五二 八五三 八六〇	八六一 八六三 八六五 八六六 九〇七 九〇九 九二二 九二九 九三六 九四三 九四四 九四五 九四九 九五七 九六六	九七三 九七六 九八三 九八四 一〇二五 一〇二七 一〇三三 一〇三四	一〇六〇 一〇六三 一〇六五	一〇六六
元 二	元 九	元 一〇	元 六	元 四
大伴武以を大連とす(大連の始) 熊襲復反す天皇親征す 天皇樞日宮に崩す(壽五二)○神功皇后三韓を親征して凱旋す 磐坂忍熊二皇子反す尋で平らぐ○神功皇后攝政 磐余に都す若槻宮と云ふ 新羅入貢す 新羅宿禰を卓淳國に遣はす 百濟入貢す新羅其貢を奪ひて上る 荒田別等をして新羅を伐たしむ 新羅朝せず葛城襲津彦に之を伐たしむ 神功皇后崩す(壽一〇〇) 韓人を役し韓人の池を掘らしむ 百濟王羅女を貢す○弓月王秦人を率ゐて歸化す 百濟王阿直岐をして良馬を上らしむ 百濟より王仁來りて論語千字文を獻す○百濟治工釀工織工等を獻す 漢の劉宏の裔阿知使主父子十七縣の民を率ゐて歸化す 高麗朝貢す稚郎子皇子高麗表文の無禮を責む 阿知使主を吳に遣はし織縫工女を求めしむ	都を難波に遷す高津宮と云ふ 天皇高臺に登りて炊烟を望み課役を免ずること三年 難波の堀江を作る 高麗鐵盾鐵劍を獻す 田道新羅を伐ち其四邑の民を虜して歸る 蝦夷叛し田道敗死す○武内宿禰薨す 始めて米室を置く	阿曇濱子の死罪を減じて黜す 始めて諸國に史官を置く 始めて藏職を置き藏部を定む	河内の丹比に都す柴籬宮と云ふ	
一九二 一九三 二〇〇	二〇一 二〇三 二〇五 二〇六 二〇七 二〇九 二二二 二二九 二三六 二四三 二四四 二四五 二四九 二五七 二六六	二七三 二七六 二八三 二八四 二八五 二八九 二九七 三〇六	三〇六 三〇九 三一〇	三一〇

一九代 允恭 一〇七一—一二三三	二〇代 安康 一二三一—一二二六	二一代 雄略 一二六一—一二三九	二二代 清寧 一二三九—一二四四	二三代 顯宗 一二四五—一二四七	二四代 仁賢 一二四八—一二五八	二五代 武烈 一二五八—一二六六
一〇七四 一〇七五 一〇八二 一〇八五 一一一三	一一一四 一一一六	一一二二 一一二三 一一二四 一一二五 一一二八 一一三〇 一一三一 一一三六 一一三八	一一四二 一一四三 一一四四	一一四五 一一四四 一一四七	一一五三 一一五八	一一六四
三 四 一 二 四	元 三	六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三	三 四 五	元 二 三	六 一	六
良醫を新羅に求む○醫二人新羅より來る 盟神探湯を行ひ姓氏を正す 衣通郎姫の爲に藤原部を定む 輕大娘を伊豫に流す(流刑の始) 新羅樂人八十名を上る	皇叔大草香皇子殺さる 肩輪王天皇を弑す○大泊瀬皇子肩輪王を誅す	后妃に桑織を勸めしむ 吉備田狹を任那國司とす田狹任那にて叛す 使を吳に遣はす 紀小弓蘇我韓子等新羅を討ち小弓敗死す○紀大磐韓子を殺す 再使を吳に遣はす○樓閣を起す 吳に遣せし使者綾織工女を從へて歸る 大藏官を置き秦造酒を長官とす 高麗百濟を攻めて王を殺す翌年地を百濟に賜ひ其國を再興せしむ 豐受大神を丹波より迎ふ(伊勢外宮) 皇太子星川皇子を誅す	億計弘計二王を播磨より迎ふ 天皇親ら囚徒を録す 天皇崩じ飯豐青皇女政を聽く尋て飯豐青皇女薨す(年四五) 曲水宴を設く 豐年にして稻一斛の價銀錢一文(貨幣の史書に見えたる始) 紀大磐任那に據りて反し百濟王に破らる	高麗に求めし革工スルキ、ヌルキ等來る 平群眞鳥反して誅に伏す	小泊瀬舍入を置き御代名とす	
四一四 四一五 四二二 四二五 四三三 四四二 四五三	四五四 四五五	四六二 四六三 四六四 四六五 四六八 四七一 四七〇 四七一 四七二 四七三 四七四 四七五 四七六 四七七 四七八 四七九	四八二 四八三 四八四	四八五 四八六 四八七	四九三 四九八	五〇四

二六代 繼體 一二六七—一二九二	二七代 安閑 一二九二—一二九五	二八代 宣化 一二九五—一二九九	二九代 欽明 一二九九—一三三三	三〇代 敏達 一三三三—一三四五	三一代 用明 一三四五—一三四七
一一六九 一一七一 一一七二 一一七三 一一七八 一一八二 一一八七 一一九〇	一一九四 一一九五	一一九六 一一九七	一二〇〇 一二〇四 一二〇七 一二一二 一二一三 一二一四 一二二〇 一二二二 一二二四 一二三〇 一二三一 一二三二	一二三二 一二三七 一二四一 一二四四	一二四七
三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四	三 四	元 二	元 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	二	二
使を百濟に遣はし亡人を檢し任那本邦人を歸らしむ 都を山城筒城に遷す 大伴金村任那の四縣を百濟に割與す 百濟五經博士段楊爾を貢す○百濟伴跋國と已汶の地を争ひ之を訴ふ 都を弟國に遷す 梁人司馬達等來る 近江毛野に任那を討たしむ○筑紫磐井反す翌年誅に伏す 近江毛野を召還す	都を勾金橋に遷す 諸國に屯倉を置く	都を檜隈盧入野に遷す○蘇我稻目大臣となる○物部龜鹿火薨す 大伴磐同狭手彦に任那を救はしむ磐筑紫に留りて三韓に備ふ	都を磯城島に遷す金刺宮と云ふ○秦漢等歸化人の戸籍を編む 肅慎船佐渡に來る 百濟任那を復せんとして救兵を乞ふ 百濟王佛像經論等を獻す○佛像を堀江に投ず 百濟醫易曆等の博士を遣番來往せしむ 百濟聖明王弑せらる 新羅任那日本府を滅す○調伊念儺新羅を伐ちて勇を顯はす 蘇我稻目薨す 天皇任那の興復を遣詔す	蘇我馬子大臣となる大連物部守屋故の如し○高麗烏羽の表文を上る 百濟より經論及律師禪師佛工寺工を上る 蝦夷叛し邊境に寇す 馬子等佛塔を起す翌年守屋等佛像を堀江に投ず	馬子等守屋を殺す
五〇九 五一一 五一二 五一三 五一八 五二二 五二七 五三〇 五三四 五三五 五三六 五三七 五三九 五四〇 五四四 五四七 五五二 五五三 五五五 五五九 五七〇 五七一 五七二 五七三 五七四 五七五 五七六 五七七 五七八 五七九 五八〇 五八一 五八二 五八三 五八四 五八五 五八六 五八七 五八八 五八九 五九〇 五九一 五九二 五九三 五九四 五九五 五九六 五九七 五九八 五九九 六〇〇	五三六 五三七 五三九	五三六 五三七 五三九	五四〇 五四四 五四七 五五二 五五三 五五五 五五九 五七〇 五七一 五七二 五七三 五七四 五七五 五七六 五七七 五七八 五七九 五八〇 五八一 五八二 五八三 五八四 五八五 五八六 五八七 五八八 五八九 五九〇 五九一 五九二 五九三 五九四 五九五 五九六 五九七 五九八 五九九 六〇〇	五八七	五八七

三二代 崇峻 一四七—一五三	一四八 一四九 一五〇 一五二	元 三 二 五	百濟より佛舍利及瓦工畫工等を上る○馬子法興寺を建つ 使を遣はし東山東海北陸三道の國境を觀せしむ 善信尼等百濟より還る 馬子天皇を弒す	五八八 五八九 五九〇 五九二
三三代 推古 一五二—一五八	一五三 一五四 一五五 一五六 一五七 一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇	元 三 二 一 〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四	既戶皇子に攝政せしむ○四天王寺を建つ 詔して佛敎を興隆せしむ 高麗僧惠慈歸化す 百濟の王子阿佐來る 百濟僧觀勒來りて曆本天文地理の書を上る 小墾田宮に遷る○冠位十二階を撰ぶ 始めて曆日を用ふ○憲法十七條を撰ぶ○朝禮を制す 銅鑄文六佛像を造る 小野妹子を隋に遣はす高向玄理等游學す○法隆寺を建つ 小野妹子還る隋使裴世清來る○妹子再隋に使す翌年還る 高麗僧曇徴・法定を貢す 諸臣服色を冠色に從はしむ 百濟人味摩之歸化して吳樂を傳ふ 大上御田鐵を隋に遣はす翌年還る 披玖人來歸す 詔して天皇記國記等を撰ばしむ 厩戶皇子薨す(年四九) 僧正僧都を置く天下の寺數四十六僧尼數千三百八十五人 蘇我馬子死す其子蝦夷大臣となる	六四二 六四三 六四四 六四五 六四六 六四七 六四八 六四九 六五〇 六五一 六五二 六五三 六五四 六五五 六五六 六五七 六五八 六五九 六六〇 六六一 六六二 六六三 六六四 六六五 六六六 六六七 六六八 六六九 六七〇 六七一 六七二 六七三 六七四
三四代 舒明 一八九—二〇二	二〇二	元	大上御田鐵等を唐に遣はす○飛鳥岡本宮に遷る 百濟王子豐來りて貢となる 唐使高表仁遣唐使と俱に來り僧旻等隨ひ歸る 岡本宮災し田中宮に遷る 蝦夷叛し上毛野形名之を撃つ 入唐學問僧惠隱入京す翌年徵して齊を宮中に設けしむ 留唐學生高向玄理等還る	六四二 六四三 六四四 六四五 六四六 六四七 六四八 六四九 六五〇 六五一 六五二 六五三 六五四 六五五 六五六 六五七 六五八 六五九 六六〇 六六一 六六二 六六三 六六四 六六五 六六六 六六七 六六八 六六九 六七〇 六七一 六七二 六七三 六七四

三五代 皇極 二〇二—二〇五	二〇三 二〇四 二〇五	二 三 四	飛鳥板蓋新宮に遷る○蘇我入鹿山背大兄王を害す 中臣鎌足に神祇伯に任ず就かず 入鹿蝦夷並誅に伏す	六四三 六四四 六四五	
三六代 孝德 二〇五—二一四	二〇六 二〇七 二〇八 二〇九 二一〇 二一一 二一二 二一三 二一四	元 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	大化 元 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	左右大臣内臣國博士を置く○難波長柄豐崎に遷都す○奴婢の法を定め土地の私賣を禁ず 改新の詔を宣ぶ○鐘を懸け鐘を設く(此時の詔中に始めて日本の文字見ゆ)○新に百官を置く 七色十三階の冠を制す 冠位十九階を制し八省百官を置く 改元の始 二千餘の僧尼に一切經を讀ましむ 班田を訖ふ○戶籍を作る 遣唐大使副使を定む 紫冠を中臣鎌足に授く○高向玄理唐に卒す	六四三 六四四 六四五 六四六 六四七 六四八 六四九 六五〇 六五一 六五二 六五三 六五四 六五五 六五六 六五七 六五八 六五九 六六〇 六六一 六六二 六六三 六六四 六六五 六六六 六六七 六六八 六六九 六七〇 六七一 六七二 六七三 六七四 六七五 六七六 六七七 六七八 六七九 六八〇 六八一 六八二 六八三 六八四 六八五 六八六 六八七 六八八 六八九 六九〇 六九一 六九二 六九三 六九四 六九五 六九六 六九七 六九八 六九九 七〇〇
三七代 齊明 一三一—一三三	一三三 一三二 一三一	三 四 五	吐火羅人南海に漂着す 左大臣巨勢德太古薨す(年六六)○阿倍比羅夫蝦夷と肅慎とを討つ 阿倍比羅夫蝦夷を平らげ郡領を置く 阿倍比羅夫肅慎を伐つ○皇太子中大兄皇子始めて漏刻を作る○百濟王子豐の迎立を許す 耽羅來貢す○天皇朝倉宮に崩す(壽六八)	六五七 六五八 六五九 六六〇 六六一 六六二 六六三 六六四 六六五 六六六 六六七 六六八 六六九 六七〇 六七一 六七二 六七三 六七四 六七五 六七六 六七七 六七八 六七九 六八〇 六八一 六八二 六八三 六八四 六八五 六八六 六八七 六八八 六八九 六九〇 六九一 六九二 六九三 六九四 六九五 六九六 六九七 六九八 六九九 七〇〇	
三八代 天智 一三三—一三九	一三九 一三八 一三七 一三六 一三五 一三四 一三三 一三二 一三一 一三〇 一二九 一二八 一二七 一二六 一二五 一二四 一二三 一二二 一二一 一二〇 一一九 一一八 一一七 一一六 一一五 一一四 一一三 一一二 一一一 一一〇 一〇九 一〇八 一〇七 一〇六 一〇五 一〇四 一〇三 一〇二 一〇一 一〇〇 九九 九八 九七 九六 九五 九四 九三 九二 九一 九〇 八九 八八 八七 八六 八五 八四 八三 八二 八一 八〇 七九 七八 七七 七六 七五 七四 七三 七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	元 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	我が兵唐兵と戦ひ利ならず 冠位二十六階を制す○唐將劉仁軌使を遣はす○水城を作る 唐使劉德高等來る 僧智由指南車を作る○百濟歸化人二千餘を東國に置く 越國燃土燃水を上る 中臣鎌足に藤原朝臣の姓を賜はる尋で鎌足薨す(年五六) 朝禮を改む○庚午年籍を造る○法隆寺火災す 皇子大友皇子始めて太政大臣となる○皇太弟大海大皇子剃髮して吉野に入る	六五七 六五八 六五九 六六〇 六六一 六六二 六六三 六六四 六六五 六六六 六六七 六六八 六六九 六七〇 六七一 六七二 六七三 六七四 六七五 六七六 六七七 六七八 六七九 六八〇 六八一 六八二 六八三 六八四 六八五 六八六 六八七 六八八 六八九 六九〇 六九一 六九二 六九三 六九四 六九五 六九六 六九七 六九八 六九九 七〇〇	
三九代 弘文 一三九—一四三	一四三 一四二 一四一 一四〇 一三九	元	大海人皇子兵を吉野に擧ぐ(壬申の亂) 人材登庸を詔す 對馬より白銀出づ	六七二 六七三 六七四	

附録 年表 (日本紀壬申の年(一三三三年)を天武天皇元年となす本表は翌年を元年とす) 七

四〇代 天武 一三三一—一三六六	四二代 持統 一三四六—一三五七	四二代 文武 一三五七—一三六七	四三代 元明 一三六七—一三七五
一三三五 一三三八 一三三九 一三四〇 一三四一 一三四二 一三四三 一三四四 一三四五 一三四六	一三四九 一三五〇 一三五〇 一三五〇 一三五〇 一三五〇 一三五〇 一三五〇 一三五〇 一三五〇	一三五七 一三五八 一三五九 一三六〇 一三六一 一三六二 一三六三 一三六四 一三六五 一三六六	一三六八 一三六九 一三七〇 一三七一 一三七二 一三七三 一三七四 一三七五 一三七六 一三七七
朱鳥	同	同	同
元	元	元	元
一三三 一三一〇 一〇九	一三三 一三一〇 一〇九	一三三 一三一〇 一〇九	一三三 一三一〇 一〇九
始めて占星臺を興す○中戸以下に貸税を許す 文武官の考績進階の制を定む 諸氏に女を貢せしむ○僧尼の服色を制す○龍田山大江山の二關を設く 藥師寺を建つ 禁式九十二條を立つ○帝紀及上古の事歴を撰せしむ○多福島其地圖を上る 境部石積等に新字四十四卷を撰せしむ○男女結髮せしむ○立禮儀禮を制す 銅錢を用ひ銀錢使用を禁ず 天下諸氏の姓を八等に改む○爵位六十階を定む○毎家に佛舎を作らしむ 大津皇子の謀反覺はれ死を賜はる	持統天皇讓位太上天皇と稱す(太上天皇號の始) 善法を制す○伊豫伊勢白鷺を上る○周防銅鑛を上る○對馬に金鑛を治せしむ 役小角を流す○多福・夜久・菴美・度感の人來貢す 僧道照寂(年七二)(火葬の始)○藤原不比等律令を撰す 對馬金を貢す○大寶律令成る 度量を頒つ○陸摩多禰の準人叛す○律令を頒つ○岐蘇山道を開く 栗田真人唐より歸る 知太政官事忍壁親王薨す 群臣の食封を定む○田租の法を定む 武藏和銅を上る○銀銅の錢を鑄る(和銅開珎) 銀錢私鑄を禁じ尋で銀錢を廢す○蝦夷を征せしむ陸摩準人百八十餘人入朝す 都を平城に遷す 錦織の織法を諸國に教ゆ○山野占有を禁ず 太安麻呂古事記を上る○出羽國を置く 丹後美作大隅を置く○諸國の風土記を編ましむ 紀清人等に國史を撰せしむ○使を諸道に遣はして囚徒を錄せしむ	勸農の詔を下す 僧徒の濫惡を禁ず○吉備眞備阿倍仲廣入唐す 能登安房石城石背を置く○藤原不比等律令を修す 始めて右懸せしむ○始めて按察使を置く○婦女の服制を定む 準人叛して大隅國守を殺す○舍人親王日本書紀を上る○右大臣藤原不比等薨す(年六二) 備荒儲蓄を詔す○女醫博士を置く 田疇開墾を勸む(三世一身法)○太安麻呂卒す 藤原宇合に蝦夷の反を征せしむ○五位以上及富者に瓦葺丹塗を許す○多賀城を築く 三千人を出家せしむ 渤海使入京す 始めて進士を試む 藤原夫人光明子を皇后に立つ 殺生禁斷を令す○施藥院を皇后宮職に置く 大納言大伴旅人薨す○畿内總管及諸道鎮撫使を置く 内命婦縣大養三千代薨す○出羽柵を秋田に移す 留學生吉備眞備僧安防歸る○知太政官事舍人親王薨す 唐僧道璿華嚴宗を傳ふ 參議藤原房前(年五七)同麻呂(年四三)同宇合(年四四)左大臣藤原武智麻呂(年五八)兄弟皆薨す 諸國に七重塔を造らしむ○藤原廣嗣反し誅に伏す 諸國に國分寺を建てしむ○新京を大養德恭仁大宮と云ふ 太宰府を廢す○近江紫香樂宮を作らしむ 無田を私有するを許す○大佛を造らしむ○筑紫鎮西府を置く 都を難波に遷す 行基を大僧正とす○太宰府を復す○玄防を筑紫に貶す 諸寺の墾田園地贖買を禁ず○諸國鎮撫使をやむ 東大寺大佛を鑄る	七二五 七二四 七二五 七二六 七二七 七二八 七二九 七三〇 七三一 七三二 七三三 七三四 七三五 七三六 七三七 七三八 七三九 七四〇 七四一 七四二 七四三 七四四 七四五 七四六 七四七 七四八 七四九 七五〇 七五一 七五二 七五三 七五四 七五五 七五六 七五七 七五八

四四代 元正 一三七五—一三八四	四五代 聖武 一三八四—一四〇九	四六代 孝謙 一四〇九—一四一八		
一三八五 一三八六 一三八七 一三八八 一三八九 一三九〇 一三九一 一三九二 一三九三 一三九四 一三九五 一三九六 一三九七 一三九八 一三九九 一四〇〇 一四〇一 一四〇二 一四〇三 一四〇四 一四〇五 一四〇六 一四〇七	一四〇八 一四〇九 一四一〇 一四一一 一四一二 一四一三 一四一四 一四一五 一四一六 一四一七 一四一八	一四一九 一四二〇 一四二一 一四二二 一四二三 一四二四 一四二五 一四二六 一四二七 一四二八 一四二九 一四三〇 一四三一 一四三二 一四三三 一四三四 一四三五 一四三六 一四三七 一四三八 一四三九 一四四〇 一四四一 一四四二 一四四三 一四四四 一四四五 一四四六 一四四七		
同	同	同		
元	元	元		
七六 七四 七三 七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 〇〇	同	同	同
元	元	元		
七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 				

仁明 五四代 一四九三—一五二〇	文德 五五代 一五〇一—一五二八	清和 五六代 一五二八—一五五八	陽成 五七代 一五三六—一五四四	光孝 五八代 一五四四—一五四七	宇多 五九代 一五四七—一五五七	醍醐 六〇代 一五五七—一五九〇
一四九三 一四九八 一五〇一 一五〇二 一五〇七 一五〇八 一五〇九	一五〇一 一五〇四 一五〇五 一五〇六 一五〇七 一五〇八 一五〇九	一五二八 一五三〇 一五三二 一五三三 一五三四 一五三五 一五三六	一五三六 一五三九 一五四〇 一五四一 一五四二 一五四三 一五四四	一五四四 一五四五 一五四六 一五四七 一五四八 一五四九 一五五〇	一五五七 一五五八 一五五九 一五六〇 一五六一 一五六二 一五六三	一五五七 一五五八 一五五九 一五六〇 一五六一 一五六二 一五六三
承和 同 同 同 同 同 同	仁壽 同 同 同 同 同 同	天安 同 同 同 同 同 同	貞觀 同 同 同 同 同 同 同	仁和 同 同 同 同 同 同 同	昌泰 同 同 同 同 同 同 同	昌泰 同 同 同 同 同 同 同
右大臣藤原夏野薨す(年五六)	參議滋野貞主卒す(年六八)○參議小野篁薨す(年五一)	左大臣源常壽薨す(年四三)	參議大江音人薨す(年六七)○正税を神寺諸家の封戸庸に充つ	太宰府をして唐物私買を禁ぜしむ	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	相摸人の貢を停む
小野篁隱岐に流さる	藤原基經等日本後紀を上る	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	秋田蝦夷亂る藤原保則等之を討つ○興福寺火く○都良香卒す(年四六)	宇多天皇即位○基經關白となる	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	藤原時平左大臣に菅原道眞右大臣に任ず○宇多上皇落飾
藤原基經等日本後紀を上る	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原基經文德實錄を上る	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	藤原時平左大臣に菅原道眞右大臣に任ず○宇多上皇落飾
藤原基經等日本後紀を上る	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原基經文德實錄を上る	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	藤原時平左大臣に菅原道眞右大臣に任ず○宇多上皇落飾
藤原基經等日本後紀を上る	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原基經文德實錄を上る	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	藤原時平左大臣に菅原道眞右大臣に任ず○宇多上皇落飾

仁明 五四代 一四九三—一五二〇	文德 五五代 一五〇一—一五二八	清和 五六代 一五二八—一五五八	陽成 五七代 一五三六—一五四四	光孝 五八代 一五四四—一五四七	宇多 五九代 一五四七—一五五七	醍醐 六〇代 一五五七—一五九〇
一四九三 一四九八 一五〇一 一五〇二 一五〇七 一五〇八 一五〇九	一五〇一 一五〇四 一五〇五 一五〇六 一五〇七 一五〇八 一五〇九	一五二八 一五三〇 一五三二 一五三三 一五三四 一五三五 一五三六	一五三六 一五三九 一五四〇 一五四一 一五四二 一五四三 一五四四	一五四四 一五四五 一五四六 一五四七 一五四八 一五四九 一五五〇	一五五七 一五五八 一五五九 一五六〇 一五六一 一五六二 一五六三	一五五七 一五五八 一五五九 一五六〇 一五六一 一五六二 一五六三
承和 同 同 同 同 同 同	仁壽 同 同 同 同 同 同	天安 同 同 同 同 同 同	貞觀 同 同 同 同 同 同 同	仁和 同 同 同 同 同 同 同	昌泰 同 同 同 同 同 同 同	昌泰 同 同 同 同 同 同 同
右大臣藤原夏野薨す(年五六)	參議滋野貞主卒す(年六八)○參議小野篁薨す(年五一)	左大臣源常壽薨す(年四三)	參議大江音人薨す(年六七)○正税を神寺諸家の封戸庸に充つ	太宰府をして唐物私買を禁ぜしむ	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	相摸人の貢を停む
小野篁隱岐に流さる	藤原基經等日本後紀を上る	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	秋田蝦夷亂る藤原保則等之を討つ○興福寺火く○都良香卒す(年四六)	宇多天皇即位○基經關白となる	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	藤原時平左大臣に菅原道眞右大臣に任ず○宇多上皇落飾
藤原基經等日本後紀を上る	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原基經文德實錄を上る	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	藤原時平左大臣に菅原道眞右大臣に任ず○宇多上皇落飾
藤原基經等日本後紀を上る	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原基經文德實錄を上る	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	藤原時平左大臣に菅原道眞右大臣に任ず○宇多上皇落飾
藤原基經等日本後紀を上る	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む	藤原基經文德實錄を上る	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	菅原道眞を遣唐使とす尋で遣唐使停止	藤原時平左大臣に菅原道眞右大臣に任ず○宇多上皇落飾

六九代 後朱雀 一六九六—一七〇五	七〇代 後冷泉 一七〇五—一七二八	七二代 後三條 一七二八—一七三三	七二代 白河 一七三三—一七四六
頼通(一六九七—一七〇五)	頼通(一七〇六—一七二七)	教通(一七二二—一七三三)	師實(一七三三—一七四六)
一六九八 一六九九 一七〇〇 一七〇一 一七〇二 一七〇三 一七〇四 一七〇五	一七〇六 一七〇七 一七〇八 一七〇九 一七一〇 一七一〇 一七一〇 一七一〇	一七三三 一七三三 一七三三 一七三三 一七三三 一七三三 一七三三 一七三三	一七四六 一七四六 一七四六 一七四六 一七四六 一七四六 一七四六 一七四六
長元 同 同 同 同 同 同 同	永承 同 同 同 同 同 同 同	延久 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同
三 四 六 九	二 二 二 二 二 二 二 二	五 四 二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 二 二 二
六位已下板垣檜皮の家造を禁ず○源頼信に忠常を伐たしむ 頼信忠常の降伏を奏す 監禁中に入る○頼通卿士儒人を招き賦詩す 朱雀天皇即位	佛舍利を諸社に遣はす 延暦寺の僧歌詠し頼通の第を襲ふ 京都盜賊弓箭を帶して往來す 權大納言藤原公任薨す(年七六) 宋商來る○上東門院病む一萬僧を集めて供養す 天皇讓位	右大臣藤原實資薨す(年九〇) 清原守武の私に入宋せしを罪す 興福寺の跡にて大和守源頼親父子を流す 安倍頼時亂を作す 宇治の平等院成る翌年鳳凰堂建立 源頼義再任を請ひて安倍頼時を討つ 頼時誅に伏し頼義に貞任を伐たしむ 頼義清原武則等と貞任を誅し亂平ぐ 藤原教通關白となる○後三條天皇即位○宋人土物を獻す	清原武衡誅に伏す○院宣の政起る 白河上皇高野山に幸す(以後屢幸す) 白河上皇熊野山に幸す(以後屢幸す) 藤原師實攝政をやめ關白となる 源義家弟義綱と兵を構ふ 義綱出羽の賊を討つ 關白師實やめ藤原師通代る○前太政大臣藤原信長薨す(年七三) 始めて北面武士を院中に置く○延暦寺僧徒源義綱を誅す 上皇薨す 仁和寺覺行を親王とす(法親王の始) 關白師通薨す(年三八) 前關白師實薨す(年六〇) 勅して鎮西に横行する源義親を討たしむ 興福寺僧徒多武峰をやく○延暦寺僧徒互に闘ふ○源(義家)に關城寺の凶徒を捕へしむ 右大臣俊家薨す(年六四) 熊野僧徒歌詠す○源頼義卒す(年八九) 檢非違使に淫祠を毀たしむ 藤原通俊後拾遺集を撰上す○天皇讓位○源義家清原武衡を討つ
一〇三〇 一〇三一 一〇三二 一〇三三 一〇三六	一〇三八 一〇三九 一〇四〇 一〇四一 一〇四四	一〇七三 一〇七四 一〇七五 一〇七九 一〇八一	一〇八七 一〇八八 一〇九〇 一〇九一 一〇九三 一〇九四 一〇九五 一〇九六 一〇九九

七四代 鳥羽 一七七一—一七三三	七三三 堀河 一七四六—一七六七	七五代 崇徳 一七三三—一八〇一
白河法皇 一七六八—一七八三	白河上皇 一七四七—一七六七	白河法皇 一七八四—一七八九
一七七一 一七七一 一七七一 一七七一 一七七一 一七七一 一七七一 一七七一	一七四七 一七四七 一七四七 一七四七 一七四七 一七四七 一七四七 一七四七	一七八四 一七八四 一七八四 一七八四 一七八四 一七八四 一七八四 一七八四
同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同
二 二 二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 二 二 二	二 二 二 二 二 二 二 二
源義親誅に伏す○延暦寺僧徒數千入京す源平二氏に防がしむ 源爲義討つて義綱を降す○源義家卒す(年六八) 興福東大兩寺互に争ふ○大江匡房卒す(年七一) 延暦興福兩寺兵を構ふ勅して和解せしむ詔を奉ぜず○攝政忠實關白となる 延暦寺僧徒兵仗を帶ぶるを禁ず○京都民間の博奕を禁ず 宋國の牒書至る 平正盛に盜賊探捕を命ず 藤原忠通關白となる○藤原を宋國に報ず 天皇讓位○關白忠通攝政○延暦寺僧徒京都へ亂入す	清原武衡誅に伏す○院宣の政起る 白河上皇高野山に幸す(以後屢幸す) 白河上皇熊野山に幸す(以後屢幸す) 藤原師實攝政をやめ關白となる 源義家弟義綱と兵を構ふ 義綱出羽の賊を討つ 關白師實やめ藤原師通代る○前太政大臣藤原信長薨す(年七三) 始めて北面武士を院中に置く○延暦寺僧徒源義綱を誅す 上皇薨す 仁和寺覺行を親王とす(法親王の始) 關白師通薨す(年三八) 前關白師實薨す(年六〇) 勅して鎮西に横行する源義親を討たしむ 興福寺僧徒多武峰をやく○延暦寺僧徒互に闘ふ○源(義家)に關城寺の凶徒を捕へしむ 右大臣俊家薨す(年六四) 熊野僧徒歌詠す○源頼義卒す(年八九) 檢非違使に淫祠を毀たしむ 藤原通俊後拾遺集を撰上す○天皇讓位○源義家清原武衡を討つ	僧良忍禁中に入り念佛會を督む○源俊賴金葉集を撰す(大治二年成る) 平忠盛山陽の海賊を捕ふ○忠通關白○白河法皇崩す(壽七七) 僧良忍寂す(年六一) 忠盛昇殿を許さる○新制十四條を定む 西國海賊頻起○忠盛海賊三十餘人を捕ふ○藤原親光七弊を疏陳す 鳥羽僧正覺猷寂す(年八八) 依藤義清遁世す(西行と稱す) 鳥羽上皇落飾○天皇讓位○關白忠通攝政す
一〇八 一〇九 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一	一〇七 一〇七 一〇七 一〇七 一〇七 一〇七 一〇七 一〇七	一一二 一一二 一一二 一一二 一一二 一一二 一一二 一一二

七六代 近衛 一八〇一—一八二五	鳥羽法皇 一八〇二—一八二五	一八〇二 一八〇三 一八〇四 一八〇五 一八〇七 一八〇一〇 一八一三 一八一四 一八一五	康治 同 同 同 同 同 同 同 同	延曆園城二寺互に争ふ 僧覺幾寂す(年四九) 藤原顯輔詞華集を撰上す 興福寺の僧徒東大寺及金峰山を攻む 延曆寺の僧徒首惡を捕ふ 忠通藤原皇子を納れて女御とし弟頼長と權を争ふ○忠通關白となる 學生を東三條に試む○釋典再興○平忠盛卒す(年五八) 源爲朝鎮西にて横暴を逞くす 後白河法皇即位	一四二 一四三 一四四 一四五 一四七 一四〇 一四三 一四七
七七代 後白河 一八二五—一八二八	鳥羽法皇 一八一六	一八一六 一八一七 一八一八	保元 同 同	鳥羽法皇崩す(壽五四)○保元の亂起る頼長薨じ(年三八)崇徳上皇讓位 に遷さる○記録所を復す 漏刻を置く 天皇讓位○關白忠通辭し近衛基實代る	一五六 一五七 一五八
七八代 一條 一八一八—一八二五	後白河上皇 一八一九—一八二五	一八一九 一八二〇 一八二二 一八二四 一八二五	平治 永曆 應保 長寛 永萬	藤原信賴源義朝反し上皇を遷し藤原通憲を殺す信賴誅せられ亂平く 義朝誅に伏し源賴朝伊豆に流さる 前太政大臣藤原忠實(年八五)同藤原實行薨す(年八五) 忠通薨す(年六八) 平重盛參議となる○天皇讓位基實攝政となる	一五九 一六〇 一六二 一六四 一六五
七九代 六條 一八二六—一八二八	後白河上皇 一八二六—一八二八	一八二六 一八二七 一八二八	仁安 同 同	攝政基實薨じ(年二四)基房代る 平清盛太政大臣となる○僧重源入宋す 天皇讓位○僧榮西入宋す	一六六 一六七 一六八
八〇代 高倉 一八二九—一八四〇	後白河法皇 一八二九—一八四〇	一八二九 一八三〇 一八三二 一八三三 一八三五 一八三七 一八三九 一八四〇	嘉應 同 同 同 同 同 同 同	後白河上皇落髮○藤原成親を流す○僧重源歸朝す 源爲朝を大島に討つ○藤原秀衡鎮守府將軍となる 清盛女徳子中宮となる(前年女御となる)○基房關白となる 清盛經島を築く 僧源空專修念佛を唱ふ 平重盛内大臣となる○延曆寺座主明雲を流す○藤原成親を斬る 重盛薨す(年四二)○清盛藤原師長等の官爵を奪ひ基房を貶し法皇を幽す 天皇讓位○關白基通攝政○源賴朝政兵を擧ぐ○福原遷都○頼朝兵を擧ぐ (石橋山の戰)源義仲兵を擧ぐ	一六九 一七〇 一七二 一七三 一七五 一七七 一七九 一八〇

八一代 安徳 一八四〇—一八四五	後白河法皇 一八四一—一八四五	一八四一 一八四二 一八四三 一八四四 一八四五	養和 壽永 同 同 同	清盛薨す(年六四)○北國義仲に従ふ 法皇藤原俊成に千載集を撰せしむ 平軍礪波山に大敗す○義仲京都に逼る○平氏天皇を奉じて西奔す○法 皇後鳥羽天皇を立つ 義仲敗死す○一谷の戰○京都元曆と改元○頼朝公文所問注所を設く 屋島の戰○平氏亡ぶ神器入京○文治と改元○守護地頭を設く○議奏十 人を置く	一八一 一八二 一八三 一八四 一八五
八二代 後鳥羽 一八四五—一八五八	後白河法皇(八四六—八五三) 將 在職年間 軍 頼朝(一八五二—一八五九)	一八四六 一八四九 一八五〇 一八五一 一八五二 一八五三 一八五五 一八五八	文治 同 同 同 同 同 同 同	源行家殺さる○義經奥州に走る 衣川の戰、義經殺さる○頼朝奥羽を平ぐ 頼朝入朝す 公文所を政所と改む○僧榮西歸朝す○藤原兼實關白となる 後白河法皇崩す(壽六六)○頼朝征夷大將軍となる 曾我兄弟の復讐○源範賴殺さる 頼朝入朝○奥州總奉行を置く 天皇讓位○相模川に架橋す	一八九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五 一八六
八三代 土御門 一八五九—一八七〇	頼家(一八五九—一八六二) 實朝(一八六三—一八七〇)	一八五九 一八六〇 一八六一 一八六二 一八六三 一八六四 一八六五 一八六七 一八六八 一八七〇	正治 同 建仁 同 同 同 同 同 同 同	頼朝薨す(年五三)○三善康信問注所執事となる○僧俊仍入宋す 梶原景時誅せらる○三浦義澄卒す(年七四)○念佛僧を禁ず 和歌所を置く○藤原定家等に新古今集を撰せしむ 頼朝征夷大將軍となる○建仁寺建立 北條時政頼家を廢し比企氏を亡す○實朝征夷大將軍となる 時政頼家を獄す(年三三)○藤原俊成薨す(年九一) 畠山重忠殺さる(年四二)○北條義時執權となる○平賀朝雅殺さる 前關白兼實薨す(年六〇) 僧源空及親鸞を流す○熊谷直實中原親能卒す(年六六) 天皇讓位	一九九 二〇〇 二〇一 二〇二 二〇三 二〇四 二〇五 二〇七 二〇八 二〇九
八四代 順徳 一八七〇—一八八二	實朝(一八七〇—一八七三) 頼經(一八七三—一八七九)	一八七三 一八七五 一八七八 一八七九	建保 同 同 同	和田義盛北條氏を攻め却て敗死す(年六七)○鴨長明卒す 時政卒す(年七八)○僧榮西寂す(年七五) 實朝右大臣となる 實朝害せらる(年二八)○藤原頼經鎌倉の主となる	二一三 二一五 二一八 二一九
八五代 仲恭 一八八二—一八八八	頼經(一八八二—一八八八)	一八八二 一八八三 一八八四 一八八五 一八八六 一八八七 一八八八	承久 同 同 同 同 同 同 同	順徳天皇讓位○義時追討の院宣を下す義時等京都に迫る○天皇遜位三 上皇遷幸	二二一 二二二 二二三

八六代 後堀河 一八八一—一八九三	八七代 四條 一八九二—一九〇三	八八代 後嵯峨 一九〇二—一九〇六	八九代 後深草 一九〇六—一九一九	九〇代 龜山 一九一九—一九三四
賴經(一八八二—一八八五) 賴經(一八八六—一八九二)	賴經(一九〇三—一九〇四) 賴經(一九〇四—一九〇六)	賴經(一九〇三—一九〇四) 賴經(一九〇四—一九〇六)	賴嗣(一九〇七—一九〇七) 宗尊親王(一九二二—一九一九)	惟康親王(一九二六—一九三四)
貞應(一八八二—一八八三) 元仁(一八八四—一八八五) 嘉祿(一八八五—一八八六) 同(一八八六—一八八七) 安貞(一八八七—一八九〇) 貞永(一八九〇—一八九二)	天福(一八九三—一八九五) 嘉祿(一八九五—一八九六) 同(一八九六—一八九九) 延應(一九〇〇—一九〇一) 同(一九〇一—一九〇二)	寬元(一九〇四—一九〇六) 同(一九〇六—一九〇七)	寶治(一九〇七—一九〇八) 同(一九〇八—一九〇九) 建長(一九〇九—一九一〇) 同(一九一〇—一九一二) 同(一九一二—一九一三) 同(一九一三—一九一六) 正元(一九一六—一九一九)	同(一九二六—一九二八) 同(一九二八—一九三一) 同(一九三一—一九三二) 同(一九三二—一九三三) 同(一九三三—一九三四) 同(一九三四—一九三五)
兩六波羅開府 僧道元入宋加藤景正之に従ひて入宋し陶器を學ぶ 僧親鸞淨土真宗を開く○義時卒(年六二)○泰時執權となる 大江廣元卒(年七八)○平政子薨(年六九)○評定衆を置く 賴經征夷大將軍となる○准布を停め銅錢を行ふ 僧俊房寂(年六二)○高麗驛狀至る○道元等歸朝す 新置の莊園を停む○前關白基房薨(年八七) 梅尾明惠寂(年六〇)○泰時等貞永式目を撰す○新勅撰集成る○天皇讓位	延曆興福兩寺の僧徒争ふ○前攝政基通薨(年七四) 興福寺の僧徒石清水神人と争ふ 南都の僧徒蜂起す泰時興福寺領田を沒收す 三浦義村卒す 高麗書を致す○人身賣買を禁す 藤原定家薨(年八〇) 後嵯峨天皇即位○泰時卒(年六〇)○經時執權となる 御書所を置く○賴經辭し賴嗣征夷大將軍となる 天皇讓位○經時病み時賴執權○名越光時流さる○宋僧道隆歸化す	時賴川浦氏を滅す 雜人訴訟法を定む 引付衆を置く 庶民の太刀を帶ぶるを禁す○沽價法を定む 九條道家薨(年六〇)○宗尊親王征夷大將軍となる 僧日蓮日蓮宗を唱ふ○僧道元寂(年五四)○奴婢雜人の法を定む 長時執權時賴薨(年五五) 天皇讓位 日蓮流さる○宋僧普寧來る 親鸞寂(年九〇) 高麗の使邊民掠禁止を求む○時賴卒(年三七) 延曆寺の僧徒園城寺を燒く○北條政村執權となり長時卒(年三五) 續古今集成る○藤原信實薨(年八九)	將軍宗尊親王廢せられ惟康親王代る 蒙古の使者を御く○時宗執權となる 高麗蒙古の來寇を告ぐ○蒙古使者趙良弼來る○蒙古國號を元と改む 高麗復讐を致す 元使趙良弼復太宰府に至る○政村卒(年六九) ○天皇讓位○元兵壹岐對馬に寇す 元使杜世忠等來る時宗之を斬る○北條實政筑紫探題となる○僧一遍時宗を開く 幕府高麗征伐を圖る 僧道隆寂(年六六)○續拾遺集成る 時宗復元將の使周福等を斬る○元僧祖元來る 元兵壹岐を侵し太宰府に迫る○元艦覆没し我兵大に掩撃す 日蓮寂(年六一) 時宗卒(年三四)貞時執權となる 天皇讓位	

九三三 後伏見 一九五八—一九六二	九四代 後一條 一九六一—一九六八	九五代 花園 一九六八—一九七八	九二代 伏見 一九四七—一九五八	九一代 後宇多 一九三四—一九四七	九〇代 龜山 一九一九—一九三四
久明親王(一九五九—一九六一) 久明親王(一九六二—一九六八)	久明親王(一九六二—一九六八) 守邦親王(一九六八—一九六八)	守邦親王(一九六九—一九七八)	惟康親王(一九四八—一九四九) 久明親王(一九四九—一九五八)	惟康親王(一九三五—一九四七)	惟康親王(一九二六—一九三四)
正安(一九五九—一九六〇) 同(一九六〇—一九六一) 同(一九六一—一九六二) 同(一九六二—一九六三) 同(一九六三—一九六五) 同(一九六五—一九六八)	嘉元(一九六三—一九六五) 同(一九六五—一九六八)	應長(一九七二—一九七五) 正和(一九七五—一九七六) 同(一九七六—一九七七) 文保(一九七七—一九七八)	正應(一九四九—一九五〇) 同(一九五〇—一九五一) 同(一九五一—一九五三) 永仁(一九五三—一九五八)	弘安(一九三九—一九四一) 同(一九四一—一九四二) 同(一九四二—一九四四) 同(一九四四—一九四七)	同(一九二六—一九二八) 同(一九二八—一九三一) 同(一九三一—一九三二) 同(一九三二—一九三三) 同(一九三三—一九三四) 同(一九三四—一九三五)
元僧一寧來る 僧寂尊に興正菩薩の號を賜はる(菩薩號の始) 天皇讓位○貞時薨(年九〇)○北條時執權となる	新後撰集成る 京都の沽酒を禁す 久明親王廢せられ守邦親王將軍となる○花園天皇踐祚	執權師時卒(年三七)○北條宗宣代る○貞時卒(年四一) 玉葉集成る○北條熙時執權となり宗宣卒(年五四) 名越基時執權となり熙時卒(年三七) 北條高時執權となる○此頃北條顯時金澤文庫を建つ 天皇讓位	僧一遍寂す○將軍惟康親王廢せられ久明親王代る 盜淺原爲頼禁中に入る○僧寂尊寂(年九〇) 南禪寺創建(或は永仁元年) 長門探題を置く 天皇讓位	元使杜世忠等來る時宗之を斬る○北條實政筑紫探題となる○僧一遍時宗を開く 幕府高麗征伐を圖る 僧道隆寂(年六六)○續拾遺集成る 時宗復元將の使周福等を斬る○元僧祖元來る 元兵壹岐を侵し太宰府に迫る○元艦覆没し我兵大に掩撃す 日蓮寂(年六一) 時宗卒(年三四)貞時執權となる 天皇讓位	將軍宗尊親王廢せられ惟康親王代る 蒙古の使者を御く○時宗執權となる 高麗蒙古の來寇を告ぐ○蒙古使者趙良弼來る○蒙古國號を元と改む 高麗復讐を致す 元使趙良弼復太宰府に至る○政村卒(年六九) ○天皇讓位○元兵壹岐對馬に寇す 元使杜世忠等來る時宗之を斬る○北條實政筑紫探題となる○僧一遍時宗を開く 幕府高麗征伐を圖る 僧道隆寂(年六六)○續拾遺集成る 時宗復元將の使周福等を斬る○元僧祖元來る 元兵壹岐を侵し太宰府に迫る○元艦覆没し我兵大に掩撃す 日蓮寂(年六一) 時宗卒(年三四)貞時執權となる 天皇讓位

九八代 長慶 二〇八一—二〇四三	後圓融 義滿 (二〇四一)	義滿 (二〇三八)	二〇二八 正平二二 (應安元)	後村上天皇崩す(壽四〇)、長慶天皇(寛成親王)踐祚。足利義滿北朝より將軍に補せらる。明主好を通ず高麗亦好を通ず。僧中津入明す。	一三三八
二〇三〇 建徳二 (應安三)	二〇三〇 建徳二 (應安三)	二〇三〇 建徳二 (應安三)	二〇二九 同二二 (應安二)	正儀北朝に降る。明主邊寇の禁を請ふ。	一三六九
二〇三一 同 (應安四)	二〇三一 同 (應安四)	二〇三一 同 (應安四)	二〇三〇 同 (應安三)	今川貞世鎮西探題となる。	一三七〇
二〇三五 天授元 (永和元)	二〇三五 天授元 (永和元)	二〇三五 天授元 (永和元)	二〇三一 同 (應安四)	後圓融帝擁立せらる。邊民明を侵す。明主之が禁を請ふ。	一三七一
二〇三六 同 (永和二)	二〇三六 同 (永和二)	二〇三六 同 (永和二)	二〇三二 同 (永和三)	高麗邊寇の禁を乞ふ。藤原經光高麗に投ず。菊池武朝今川了俊と水島に戦ふ(同年大に了俊を破る)。	一三七五
二〇三八 同 (永和四)	二〇三八 同 (永和四)	二〇三八 同 (永和四)	二〇三三 同 (永和三)	僧中津明より歸る。懷良親王好を明に通ず。	一三七六
二〇四一 弘和元 (永徳元)	二〇四一 弘和元 (永徳元)	二〇四一 弘和元 (永徳元)	二〇四二 同 (永徳二)	室町花亭落す。了俊使を派し高麗の使と共に往かしむ。	一三七八
二〇四二 同 (永徳二)	二〇四二 同 (永徳二)	二〇四二 同 (永徳二)	二〇四三 同 (永徳三)	宗良親王新葉集を上る。	一三八一
二〇四四 同 (永徳四)	二〇四四 同 (永徳四)	二〇四四 同 (永徳四)	二〇四五 同 (永徳五)	楠木正儀歸順す。後小松帝擁立せらる。	一三八二
二〇四九 同 (康應元)	二〇四九 同 (康應元)	二〇四九 同 (康應元)	二〇五〇 同 (明德元)	長慶天皇讓位、後龜山天皇(熙成親王)踐祚。義滿氏長者に補し准三宮となる。新葉拾遺集成る。懷良親王薨す。	一三八三
二〇五〇 同 (明德元)	二〇五〇 同 (明德元)	二〇五〇 同 (明德元)	二〇五一 同 (明德二)	鎌倉京都五山の班列を定む。	一三八六
二〇五二 同 (明德三)	二〇五二 同 (明德三)	二〇五二 同 (明德三)	二〇五三 同 (明德四)	僧妙菴寂す(年七八)。義滿富士を觀る。邊民高麗を侵す。	一三八八
二〇五三 同 (明德四)	二〇五三 同 (明德四)	二〇五三 同 (明德四)	二〇五四 同 (明德五)	高麗の將對馬に寇す。義滿嚴島に詣す。	一三八九
二〇五五 同 (明德五)	二〇五五 同 (明德五)	二〇五五 同 (明德五)	二〇五六 同 (明德六)	山名氏清等同族時照氏幸を討つ。翌年氏清反して滅さる。	一三九〇
二〇五八 同 (明德八)	二〇五八 同 (明德八)	二〇五八 同 (明德八)	二〇五九 同 (明德九)	細川頼之卒す(年三四)。細川頼元管領となる。後龜山天皇神器を後小松天皇に傳ふ。高麗好を宗氏に通ず。	一三九一
			二〇六〇 同 (明德十)	新波義將管領となる。義滿左大臣を辭す。	一三九三
			二〇六一 同 (明德十一)	八月一日長慶上皇崩す(壽五十二)。義滿將軍職を義持に譲り太政大臣となる。山内憲實足利學校を建つ。	一三九四
			二〇六二 同 (明德十二)	氏滿鎌倉管領となる。義滿鎌倉道義を稱す。	一三九五
			二〇六三 同 (明德十三)	管領斯波義將病み、山内憲實代る。氏滿薨じ、子滿兼鎌倉管領を繼ぐ。	一三九八

一〇〇代 後小松 二〇五二—二〇七三	義持 (二〇五三)	二〇五九 同 (明德十)	二〇六〇 同 (明德十一)	大内義弘反し謀に伏す。	一三九九
二〇七三 同 (明德十二)	二〇七三 同 (明德十二)	二〇七四 同 (明德十三)	二〇七五 同 (明德十四)	義滿始めて明主に好を修む。僧絶海寂す(年七〇)。	一四〇一
二〇七六 同 (明德十五)	二〇七六 同 (明德十五)	二〇七七 同 (明德十六)	二〇七八 同 (明德十七)	明の勘合符を得て貿易船數人員を定む。	一四〇四
二〇七九 同 (明德十八)	二〇七九 同 (明德十八)	二〇八〇 同 (明德十九)	二〇八一 同 (明德二十)	斯波義重管領となる。伊達政宗卒す。	一四〇五
二〇八二 同 (明德二十一)	二〇八二 同 (明德二十一)	二〇八三 同 (明德二十二)	二〇八四 同 (明德二十三)	義滿薨す(年五十一)。	一四〇八
二〇八五 同 (明德二十四)	二〇八五 同 (明德二十四)	二〇八六 同 (明德二十五)	二〇八七 同 (明德二十六)	明使來り義滿の喪を弔し恭獻の證號を贈る。足利滿兼卒す(年三三)。	一四〇九
二〇八八 同 (明德二十七)	二〇八八 同 (明德二十七)	二〇八九 同 (明德二十八)	二〇九〇 同 (明德二十九)	斯波義淳管領となる。	一四一一
二〇九一 同 (明德二十九)	二〇九一 同 (明德二十九)	二〇九二 同 (明德三十)	二〇九三 同 (明德三十一)	天龍寺を五山第一に置く。山内憲實管領となる。	一四一二
二〇九四 同 (明德三十二)	二〇九四 同 (明德三十二)	二〇九五 同 (明德三十三)	二〇九六 同 (明德三十四)	細川滿元管領となる。山内憲實卒す(年三三)。	一四一三
二〇九六 同 (明德三十五)	二〇九六 同 (明德三十五)	二〇九七 同 (明德三十六)	二〇九八 同 (明德三十七)	段鐘棟別錢を諸國に課す。翌年即位の段鐘を課す。	一四一六
二〇九九 同 (明德三十八)	二〇九九 同 (明德三十八)	二一〇〇 同 (明德三十九)	二一〇一 同 (明德四十)	大懸氏憲同族滿隆等に反を勤めて兵を起す(禰秀の亂)。	一四一九
二一〇二 同 (明德四十一)	二一〇二 同 (明德四十一)	二一〇三 同 (明德四十二)	二一〇四 同 (明德四十三)	山内憲實鎌倉執事となる。明使呂淵來る。幕府其來聘を絶つ。	一四二一
二一〇五 同 (明德四十四)	二一〇五 同 (明德四十四)	二一〇六 同 (明德四十五)	二一〇七 同 (明德四十六)	山内憲實管領となる。邊民明を侵す。	一四二二
二一〇八 同 (明德四十七)	二一〇八 同 (明德四十七)	二一〇九 同 (明德四十八)	二一〇〇 同 (明德四十九)	義持將軍職を辭し、義量之に代る。義持大藏經版を朝鮮に求む。	一四二五
二一〇九 同 (明德五十)	二一〇九 同 (明德五十)	二一〇〇 同 (明德五十一)	二一〇一 同 (明德五十二)	將軍義量卒す(年一九)。	一四二七
二一〇一 同 (明德五十三)	二一〇一 同 (明德五十三)	二一〇二 同 (明德五十四)	二一〇三 同 (明德五十五)	赤松滿祐反す其罪を赦さる。	一四二八
二一〇四 同 (明德五十七)	二一〇四 同 (明德五十七)	二一〇五 同 (明德五十八)	二一〇六 同 (明德五十九)	義持薨じ(年四三)。義教家督をつぐ鎌倉管領持氏不平。後花園天皇踐祚。	一四二九
二一〇七 同 (明德六十)	二一〇七 同 (明德六十)	二一〇八 同 (明德六十一)	二一〇九 同 (明德六十二)	○斯波義淳再管領となる(或は永享元年)○北畠滿雅兵を擧ぐ。	一四三〇
二一〇八 同 (明德六十三)	二一〇八 同 (明德六十三)	二一〇九 同 (明德六十四)	二一〇〇 同 (明德六十五)	義教征夷大將軍となる。幕府奉行作法を定む。楠木光正殺さる。	一四三三
二一〇九 同 (明德六十六)	二一〇九 同 (明德六十六)	二一〇〇 同 (明德六十七)	二一〇一 同 (明德六十八)	幕府借物返償法を定む。	一四三三
二一〇一 同 (明德七十)	二一〇一 同 (明德七十)	二一〇二 同 (明德七十一)	二一〇三 同 (明德七十二)	山内滿家斯波義淳各卒す。叡山衆徒降る。	一四三三
二一〇四 同 (明德七十四)	二一〇四 同 (明德七十四)	二一〇五 同 (明德七十五)	二一〇六 同 (明德七十六)	義教明船を兵庫に見る。延曆寺僧徒神興を奉じて入京す。	一四三三
二一〇七 同 (明德七十八)	二一〇七 同 (明德七十八)	二一〇八 同 (明德七十九)	二一〇九 同 (明德八十)	幕府貸借辨償令を下す。九州平定す。入明僧中誓歸朝す。	一四三六
二一〇八 同 (明德八十一)	二一〇八 同 (明德八十一)	二一〇九 同 (明德八十二)	二一〇〇 同 (明德八十三)	持氏舊例に依らず子義久に加冠す。持氏憲實を討たしむ。藤原雅世新續古今集を撰上す。幕府持氏を討つ。	一四三八
二一〇一 同 (明德八十五)	二一〇一 同 (明德八十五)	二一〇二 同 (明德八十六)	二一〇三 同 (明德八十七)	持氏父子自殺し鎌倉管領亡ぶ。憲實遁世す。	一四三九
二一〇四 同 (明德八十九)	二一〇四 同 (明德八十九)	二一〇五 同 (明德九十)	二一〇六 同 (明德九十一)	結城氏朝持氏の遺子を奉じて結城に據る。	一四四〇
二一〇七 同 (明德九十三)	二一〇七 同 (明德九十三)	二一〇八 同 (明德九十四)	二一〇九 同 (明德九十五)	結城城陷る。幕府琉球を島津氏に屬す。赤松滿祐義教を弒す。滿祐謀に伏す。幕府徳政條目を定む。	一四四一
二一〇〇 同 (明德九十九)	二一〇〇 同 (明德九十九)	二一〇一 同 (明德百)	二一〇二 同 (明德百一)	山内持國管領となる。義勝將軍となる。幕府酒税を徴す。	一四四二
二一〇三 同 (明德百三)	二一〇三 同 (明德百三)	二一〇四 同 (明德百四)	二一〇五 同 (明德百五)	將軍義勝卒す(年一〇)。義政家督をつぐ。賊禁中に入り神器を奪ふ。	一四四三
二一〇六 同 (明德百七)	二一〇六 同 (明德百七)	二一〇七 同 (明德百八)	二一〇八 同 (明德百九)	細川勝元管領となる。	一四四四

義政(二二〇九)	二二〇九	寶徳元	持氏の遺子東國主となる○義政將軍に任ず○畠山持國管領となる	一四四九
義政(二二〇九)	二二〇九	享徳元	細川勝元再管領となる	一四五二
義政(二二〇九)	二二〇九	同	畠山政長義就家督を争ふ○成氏上杉憲忠を殺す○暴民蜂起す	一四五四
義政(二二〇九)	二二〇九	長祿元	畠山持國薨す(年五九)○成氏古河に據る	一四五五
義政(二二〇九)	二二〇九	同	太田道灌江戶城を築く○澁川義鏡關東探題となる○足利政知を關東の主とす	一四五七
義政(二二〇九)	二二〇九	同	天皇詩を義政に賜ひ奢侈を諷す○畠山義就同政長と戦ふ	一四六〇
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義政猿樂を糺河原に興行す○畠山政長管領となる○義政義視を嗣に定む	一四六四
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義政生る○僧雪舟明より歸る	一四六五
義政(二二〇九)	二二〇九	同	山内憲實卒す○斯波義隆家督を争ふ	一四六六
義政(二二〇九)	二二〇九	同	斯波義隆管領となる○細川山名兩氏京都に戦ふ○天皇上皇と共に室町第に幸す	一四六七
義政(二二〇九)	二二〇九	同	勝元復管領となる○勝元義視に勸みて出京せしむ○公卿亂を四方にまく	一四六八
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義政義隆を嗣とす	一四七一
義政(二二〇九)	二二〇九	同	成氏千葉に走る翌年古河城を復す	一四七三
義政(二二〇九)	二二〇九	同	山名宗全(年七〇)細川勝元(年四四)相踵で卒す○義隆將軍に補す	一四七四
義政(二二〇九)	二二〇九	同	畠山政長管領となる○幕府勅合符を朝鮮に求む	一四七五
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義政明に銅錢書物及勅合符を求む	一四七五
義政(二二〇九)	二二〇九	同	大内政弘畠山義就等東西軍の將士各國につく	一四七七
義政(二二〇九)	二二〇九	同	太田道灌白井城を拔く兩上杉氏確執益甚し	一四七九
義政(二二〇九)	二二〇九	同	一條兼良薨す(年八〇)	一四八一
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義政の東山山莊成る(銀閣寺)	一四八三
義政(二二〇九)	二二〇九	同	細川政元管領となる○扇谷定正太田道灌(年五五)を殺す○畠山政長政元に代つて管領となる	一四八六
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義隆親ら六角高頼を伐つ○政元再管領○山内顯定扇谷定正對陣す○加賀一向宗徒亂を作す	一四八七
義政(二二〇九)	二二〇九	同	富樫政親自殺す○義隆陣中に左傳講義を聴く	一四八八
義政(二二〇九)	二二〇九	同	將軍義隆陣中に薨す(年二五)	一四八九
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義政薨す(年五六)○義隆將軍となる○畠山義就卒す	一四九〇
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義視薨す(年五三)○政知薨す(年五七)子茶々丸母を害し堀越公方家亂る	一四九一
義政(二二〇九)	二二〇九	同	細川政元義隆を迎ふ○畠山政長自殺す○義隆幽せられ越中に遁る(後周防に走り大内義興に頼る)	一四九三
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義隆將軍に補す○東常縁卒す	一四九四
義政(二二〇九)	二二〇九	同	伊勢長氏小田原を取る北條と改む	一四九五
義政(二二〇九)	二二〇九	同	古河公方成氏卒し(年六四)政氏つぐ	一四九七
義政(二二〇九)	二二〇九	同	天皇崩す(壽五九)黒戸に在る四十餘日十一月奉葬)	一五〇〇
義政(二二〇九)	二二〇九	同	幕府に勅して即位の資を上らしむ	一五〇一
義政(二二〇九)	二二〇九	同	三好元長細川澄元各上京○僧雪舟寂す(年八七)	一五〇六
義政(二二〇九)	二二〇九	同	細川澄元同澄之と戦ひ澄之敗死す○細川政元其家宰に就せらる(年四二)	一五〇七
義政(二二〇九)	二二〇九	同	幕府義隆の入京を拒ぐ○澄元出奔義隆入京し高國管領となる	一五〇八
義政(二二〇九)	二二〇九	同	澄元高國互に戦ふ○前將軍義隆薨す	一五〇九
義政(二二〇九)	二二〇九	同	一條冬良薨す(年五一)	一五一〇
義政(二二〇九)	二二〇九	同	大内義興管領代をやめ歸國す	一五一四
義政(二二〇九)	二二〇九	同	北條早雲並山城に攻す(年八八)	一五一八
義政(二二〇九)	二二〇九	同	高國入京し三好長輝細川澄元遣走す○長輝自殺し澄元阿波に卒す	一五二〇
義政(二二〇九)	二二〇九	同	高國管領となり義隆將軍に補す	一五二一
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義隆阿波に薨す(年五八)○高國僧瑞佐及宋素卿を明に遣はし義興亦僧	一五二二
義政(二二〇九)	二二〇九	同	宗設を明に派す宗設遂に瑞佐を殺す	一五二三
義政(二二〇九)	二二〇九	同	北條氏綱江戶城を取る	一五二四
義政(二二〇九)	二二〇九	同	山内憲房卒し(年五九)子憲政つぐ○畫人土佐光信歿す(年九二)○古河	一五二五
義政(二二〇九)	二二〇九	同	義明小弓に據り里見義弘之を援く	一五二六
義政(二二〇九)	二二〇九	同	後奈良天皇踐祚	一五二六
義政(二二〇九)	二二〇九	同	高國將軍義隆と近江に走る尋で入京す○歌人曾根俊成卒す(年八五)	一五二七
義政(二二〇九)	二二〇九	同	大内義興薨す(年五二)子義隆つぐ	一五二八
義政(二二〇九)	二二〇九	同	三好元長晴元を擁して高國を攻殺す○關東管領山内憲廣やめ憲政代る	一五三一
義政(二二〇九)	二二〇九	同	將軍義隆歸京し晴元管領となる○晴元元長を殺す	一五三二
義政(二二〇九)	二二〇九	同	朝倉孝景大内義隆各資を内裡に上る	一五三五
義政(二二〇九)	二二〇九	同	武田晴信父信虎を逐ひて自立す○北條氏綱小弓義明と鴻臺に戦ふ	一五三八
義政(二二〇九)	二二〇九	同	北條氏綱卒す(年五五)○我が商人朝鮮齊浦の民と争ふ	一五四一
義政(二二〇九)	二二〇九	同	織田信秀内裡の築地を修む○葡萄牙人種子島に來り鳥銃を傳ふ	一五四三
義政(二二〇九)	二二〇九	同	北條氏康上杉朝定を仆す○義隆將軍に補す	一五四六
義政(二二〇九)	二二〇九	同	織田信秀(年四二)松平廣忠歿す○宣教師サビエル來る	一五四九
義政(二二〇九)	二二〇九	同	大内義隆(年四五)家臣陶晴賢に就せらる○山内憲政越後に奔る	一五五一
義政(二二〇九)	二二〇九	同	細川氏綱管領となる○信玄の女を北條に今川義元の女を信玄に嫁す	一五五二

義澄(二二五〇)	二二五〇	同	義澄將軍に補す○東常縁卒す	一四九四
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	伊勢長氏小田原を取る北條と改む	一四九五
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	古河公方成氏卒し(年六四)政氏つぐ	一四九七
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	天皇崩す(壽五九)黒戸に在る四十餘日十一月奉葬)	一五〇〇
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	幕府に勅して即位の資を上らしむ	一五〇一
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	三好元長細川澄元各上京○僧雪舟寂す(年八七)	一五〇六
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	細川澄元同澄之と戦ひ澄之敗死す○細川政元其家宰に就せらる(年四二)	一五〇七
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	幕府義隆の入京を拒ぐ○澄元出奔義隆入京し高國管領となる	一五〇八
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	澄元高國互に戦ふ○前將軍義隆薨す	一五〇九
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	一條冬良薨す(年五一)	一五一〇
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	大内義興管領代をやめ歸國す	一五一四
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	北條早雲並山城に攻す(年八八)	一五一八
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	高國入京し三好長輝細川澄元遣走す○長輝自殺し澄元阿波に卒す	一五二〇
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	高國管領となり義隆將軍に補す	一五二一
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	義隆阿波に薨す(年五八)○高國僧瑞佐及宋素卿を明に遣はし義興亦僧	一五二二
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	宗設を明に派す宗設遂に瑞佐を殺す	一五二三
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	北條氏綱江戶城を取る	一五二四
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	山内憲房卒し(年五九)子憲政つぐ○畫人土佐光信歿す(年九二)○古河	一五二五
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	義明小弓に據り里見義弘之を援く	一五二六
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	後奈良天皇踐祚	一五二六
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	高國將軍義隆と近江に走る尋で入京す○歌人曾根俊成卒す(年八五)	一五二七
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	大内義興薨す(年五二)子義隆つぐ	一五二八
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	三好元長晴元を擁して高國を攻殺す○關東管領山内憲廣やめ憲政代る	一五三一
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	將軍義隆歸京し晴元管領となる○晴元元長を殺す	一五三二
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	朝倉孝景大内義隆各資を内裡に上る	一五三五
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	武田晴信父信虎を逐ひて自立す○北條氏綱小弓義明と鴻臺に戦ふ	一五三八
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	北條氏綱卒す(年五五)○我が商人朝鮮齊浦の民と争ふ	一五四一
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	織田信秀内裡の築地を修む○葡萄牙人種子島に來り鳥銃を傳ふ	一五四三
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	北條氏康上杉朝定を仆す○義隆將軍に補す	一五四六
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	織田信秀(年四二)松平廣忠歿す○宣教師サビエル來る	一五四九
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	大内義隆(年四五)家臣陶晴賢に就せらる○山内憲政越後に奔る	一五五一
義澄(二二五〇)	二二五〇	同	細川氏綱管領となる○信玄の女を北條に今川義元の女を信玄に嫁す	一五五二

一〇三代
後土御門
三二四一三六〇

一〇五代
後奈良
三二八六三三二七

義政(二二二五)	二二二五	同	義政將軍に任ず○畠山持國管領となる	一四四九
義政(二二二五)	二二二五	同	細川勝元再管領となる	一四五二
義政(二二二五)	二二二五	同	畠山政長義就家督を争ふ○成氏上杉憲忠を殺す○暴民蜂起す	一四五四
義政(二二二五)	二二二五	同	畠山持國薨す(年五九)○成氏古河に據る	一四五五
義政(二二二五)	二二二五	同	太田道灌江戶城を築く○澁川義鏡關東探題となる○足利政知を關東の主とす	一四五七
義政(二二二五)	二二二五	同	天皇詩を義政に賜ひ奢侈を諷す○畠山義就同政長と戦ふ	一四六〇
義政(二二二五)	二二二五	同	義政猿樂を糺河原に興行す○畠山政長管領となる○義政義視を嗣に定む	一四六四
義政(二二二五)	二二二五	同	義政生る○僧雪舟明より歸る	一四六五
義政(二二二五)	二二二五	同	山内憲實卒す○斯波義隆家督を争ふ	一四六六
義政(二二二五)	二二二五	同	斯波義隆管領となる○細川山名兩氏京都に戦ふ○天皇上皇と共に室町第に幸す	一四六七
義政(二二二五)	二二二五	同	勝元復管領となる○勝元義視に勸みて出京せしむ○公卿亂を四方にまく	一四六八
義政(二二二五)	二二二五	同	義政義隆を嗣とす	一四七一
義政(二二二五)	二二二五	同	成氏千葉に走る翌年古河城を復す	一四七三
義政(二二二五)	二二二五	同	山名宗全(年七〇)細川勝元(年四四)相踵で卒す○義隆將軍に補す	一四七四
義政(二二二五)	二二二五	同	畠山政長管領となる○幕府勅合符を朝鮮に求む	一四七五
義政(二二二五)	二二二五	同	義政明に銅錢書物及勅合符を求む	一四七五
義政(二二二五)	二二二五	同	大内政弘畠山義就等東西軍の將士各國につく	一四七七
義政(二二二五)	二二二五	同	太田道灌白井城を拔く兩上杉氏確執益甚し	一四七九
義政(二二二五)	二二二五	同	一條兼良薨す(年八〇)	一四八一
義政(二二二五)	二二二五	同	義政の東山山莊成る(銀閣寺)	一四八三
義政(二二二五)	二二二五	同	細川政元管領となる○扇谷定正太田道灌(年五五)を殺す○畠山政長政元に代つて管領となる	一四八六
義政(二二二五)	二二二五	同	義隆親ら六角高頼を伐つ○政元再管領○山内顯定扇谷定正對陣す○加賀一向宗徒亂を作す	一四八七
義政(二二二五)	二二二五	同	富樫政親自殺す○義隆陣中に左傳講義を聴く	一四八八
義政(二二二五)	二二二五	同	將軍義隆陣中に薨す(年二五)	一四八九
義政(二二二五)	二二二五	同	義政薨す(年五六)○義隆將軍となる○畠山義就卒す	一四九〇
義政(二二二五)	二二二五	同	義視薨す(年五三)○政知薨す(年五七)子茶々丸母を害し堀越公方家亂る	一四九一
義政(二二二五)	二二二五	同	細川政元義隆を迎ふ○畠山政長自殺す○義隆幽せられ越中に遁る(後周防に走り大内義興に頼る)	一四九三
義政(二二二五)	二二二五	同	義隆將軍に補す○東常縁卒す	一四九四
義政(二二二五)	二二二五	同	伊勢長氏小田原を取る北條と改む	一四九五
義政(二二二五)	二二二五	同	古河公方成氏卒し(年六四)政氏つぐ	一四九七
義政(二二二五)	二二二五	同	天皇崩す(壽五九)黒戸に在る四十餘日十一月奉葬)	一五〇〇
義政(二二二五)	二二二五	同	幕府に勅して即位の資を上らしむ	一五〇一
義政(二二二五)	二二二五	同	三好元長細川澄元各上京○僧雪舟寂す(年八七)	一五〇六
義政(二二二五)	二二二五	同	細川澄元同澄之と戦ひ澄之敗死す○細川政元其家宰に就せらる(年四二)	一五〇七
義政(二二二五)	二二二五	同	幕府義隆の入京を拒ぐ○澄元出奔義隆入京し高國管領となる	一五〇八
義政(二二二五)	二二二五	同	澄元高國互に戦ふ○前將軍義隆薨す	一五〇九
義政(二二二五)	二二二五	同	一條冬良薨す(年五一)	一五一〇
義政(二二二五)	二二二五	同	大内義興管領代をやめ歸國す	一五一四
義政(二二二五)	二二二五	同	北條早雲並山城に攻す(年八八)	一五一八
義政(二二二五)	二二二五	同	高國入京し三好長輝細川澄元遣走す○長輝自殺し澄元阿波に卒す	一五二〇
義政(二二二五)	二二二五	同	高國管領となり義隆將軍に補す	一五二一
義政(二二二五)	二二二五	同	義隆阿波に薨す(年五八)○高國僧瑞佐及宋素卿を明に遣はし義興亦僧	一五二二
義政(二二二五)	二二二五	同	宗設を明に派す宗設遂に瑞佐を殺す	一五二三
義政(二二二五)	二二二五	同	北條氏綱江戶城を取る	一五二四
義政(二二二五)	二二二五	同	山内憲房卒し(年五九)子憲政つぐ○畫人土佐光信歿す(年九二)○古河	一五二五
義政(二二二五)	二二二五	同	義明小弓に據り里見義弘之を援く	一五二六
義政(二二二五)	二二二五	同	後奈良天皇踐祚	一五二六
義政(二二二五)	二二二五	同	高國將軍義隆と近江に走る尋で入京す○歌人曾根俊成卒す(年八五)	一五二七
義政(二二二五)	二二二五	同	大内義興薨す(年五二)子義隆つぐ	一五二八
義政(二二二五)	二二二五	同	三好元長晴元を擁して高國を攻殺す○關東管領山内憲廣やめ憲政代る	一五三一
義政(二二二五)	二二二五	同	將軍義隆歸京し晴元管領となる○晴元元長を殺す	一五三二
義政(二二二五)	二二二五	同	朝倉孝景大内義隆各資を内裡に上る	一五三五
義政(二二二五)	二二二五	同	武田晴信父信虎を逐ひて自立す○北條氏綱小弓義明と鴻臺に戦ふ	一五三八
義政(二二二五)	二二二五	同	北條氏綱卒す(年五五)○我が商人朝鮮齊浦の民と争ふ	一五四一
義政(二二二五)	二二二五	同	織田信秀内裡の築地を修む○葡萄牙人種子島に來り鳥銃を傳ふ	一五四三
義政(二二二五)	二二二五	同	北條氏康上杉朝定を仆す○義隆將軍に補す	一五四六
義政(二二二五)	二二二五	同	織田信秀(年四二)松平廣忠歿す○宣教師サビエル來る	一五四九
義政(二二二五)	二二二五	同	大内義隆(年四五)家臣陶晴賢に就せらる○山内憲政越後に奔る	一五五一
義政(二二二五)	二二二五	同	細川氏綱管領となる○信玄の女を北條に今川義元の女を信玄に嫁す	一五五二

一〇八代 後水尾 三三七—三三八	秀忠(二二六五—二二七一)	二二六五 慶長一〇 二二六六 同 一一 二二六七 同 一二 二二六八 同 一三 二二六九 同 一四 二二七〇 同 一五 二二七一 同 一六	府始めて譯官を長崎に置く 朝鮮との交通再開 織田秀信卒(年二二) 江戶城修築經營を始む 府宮闕を修理す 角倉了以富士川舟路を開く 封ぜらるる朝鮮使を江戶に引見す 生駒一正淺野幸長妻を江戶に移す 秀頼京都大佛再建 造禁止 奴僕を定む 天皇讓位 (年六五)加藤清正(年五〇)各卒す 京都の天主教會を毀ち布教嚴禁 大久保長安段し罪跡露はる 支倉常長羅馬へ赴く ヤン教徒高山友祥小西如安等を媽港に放つ 冬の陣起る 大坂城濠埋立を畢ふ 法度頒つ 家康太政大臣に任ず 狩野探幽召されて幕府の畫工となる 幕府大奥法度を定む 福島正則除せらるる 俵高致す 越前家騷動起る 驛馬駄賃を定む 上杉景勝薨す	一六〇五 一六〇七 一六〇八 一六〇九 一六一〇 一六一一 一六一二 一六一三 一六一四 一六一五 一六一六 一六一七 一六一八 一六一九 一六二〇 一六二一 一六二二 一六二三
------------------------	---------------	---	---	--

一〇九代 明正 三二八—三三三	家光(二二八九—二二九〇)	二二八九 寬永七 二二九〇 同 八 二二九一 同 九 二二九二 同 一〇 二二九三 同 一一 二二九四 同 一二 二二九五 同 一三 二二九六 同 一四 二二九七 同 一五 二二九八 同 一六 二二九九 同 一七 三〇〇〇 同 一八 三〇〇一 同 一九 三〇〇二 同 二〇 三〇〇三 同 二一	西班牙船薩摩に來り貿易を請ふ 各卒す 毛利輝元薨す 反物の制を定む 奴婢の制を定む 天主教の禁を重ぬ 僧澤庵等を流す 日蓮宗兩派の訴訟判決 藤堂高虎卒す 織物の制を定む 藤嘉明(年六九)各卒す 金地院崇傳寂す ヤン教及奉書船以外渡航禁止の高札を長崎に立つ 石川丈山歿す 酒井忠世卒す 南蠻人の胤子を媽港に放つ 本阿彌光悦歿す 島原の亂平ぐ 外國貿易を禁じ 媽港に六十一人を斬る 皇居成る 寶永承嗣成る 大老土井利勝卒す 鄒芝龍殺役の請を許さず 佛人長崎に來る 中江藤樹歿す 尾張義直薨す 毛利秀就卒す	一六二四 一六二五 一六二六 一六二七 一六二八 一六二九 一七三〇 一六三一 一六三二 一六三三 一六三四 一六三五 一六三六 一六三七 一六三八 一六三九 一六四〇 一六四一 一六四二 一六四三 一六四四 一六四五 一六四六 一六四七 一六四八 一六四九 一六五〇 一六五一
一一〇代 後光明 三三〇—三三三	家光(二二九一—二二九四)	二二九一 正保元 二二九二 同 二 二二九三 同 三 二二九四 同 四 二二九五 同 五 二二九六 同 六 二二九七 同 七 二二九八 同 八 二二九九 同 九 三〇〇〇 同 一〇 三〇〇一 同 一一 三〇〇二 同 一二 三〇〇三 同 一三	西班牙船薩摩に來り貿易を請ふ 各卒す 毛利輝元薨す 反物の制を定む 奴婢の制を定む 天主教の禁を重ぬ 僧澤庵等を流す 日蓮宗兩派の訴訟判決 藤堂高虎卒す 織物の制を定む 藤嘉明(年六九)各卒す 金地院崇傳寂す ヤン教及奉書船以外渡航禁止の高札を長崎に立つ 石川丈山歿す 酒井忠世卒す 南蠻人の胤子を媽港に放つ 本阿彌光悦歿す 島原の亂平ぐ 外國貿易を禁じ 媽港に六十一人を斬る 皇居成る 寶永承嗣成る 大老土井利勝卒す 鄒芝龍殺役の請を許さず 佛人長崎に來る 中江藤樹歿す 尾張義直薨す 毛利秀就卒す	一六二四 一六二五 一六二六 一六二七 一六二八 一六二九 一七三〇 一六三一 一六三二 一六三三 一六三四 一六三五 一六三六 一六三七 一六三八 一六三九 一六四〇 一六四一 一六四二 一六四三 一六四四 一六四五 一六四六 一六四七 一六四八 一六四九 一六五〇 一六五一

